

平成 2 3 年舟形町議会
第 1 回定例会々議録

舟形町議会

平成23年舟形町議会第1回定例会々議録

招集年月日 平成23年3月3日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 3月3日 午前10時 議長宣言
応招議員

1番 沼澤正則	6番 叶内太一
2番 加藤憲彦	7番 森 晃
3番 大場清之	8番 佐藤勝
4番 野尻益夫	9番 八 歙 太
5番 叶内富夫	10番 信夫正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山知雄	まちづくり課主幹 叶内範夫
副 町 長 豊岡信尋	教育委員長 太田二三男
会計管理者 沼澤昭好	教 育 長 伊藤 孟
総務課長 高橋 剛	教育委員会次長 高橋明彦
町民課長 伊藤廣好	農業委員会会長 加藤勝義
振興課長兼農業委員会事務局長 渡辺晴美	監 査 委 員 佐藤幸男
まちづくり課長 中山 進	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田清司 主 任 大場由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第1号 平成22年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について
2	議案第2号 平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
3	議案第3号 平成22年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
4	議案第4号 平成22年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
5	議案第5号 平成22年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
6	議案第6号 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
7	議案第7号 平成22年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
8	議案第8号 第4次舟形町国土利用計画の策定について
9	議案第9号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について
10	議案第10号 太折辺地に係る総合整備計画の一部変更について
11	議案第11号 大平辺地に係る総合整備計画の策定について
12	議案第12号 町道路線の廃止について

- | | | |
|----|--------|---|
| 13 | 議案第13号 | 舟形町課設置条例の設定について |
| 14 | 議案第14号 | 舟形町公共施設運営委員会設置条例の一部を改正する条例の設定について |
| 15 | 議案第15号 | 舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 16 | 議案第16号 | 舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 17 | 議案第17号 | 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について |
| 18 | 議案第18号 | 舟形町農林漁業体験実習館及び附帯園地等並びに舟形町農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について |
| 19 | 議案第19号 | 町長等の給与の特例に関する条例の設定について |
| 20 | 議案第20号 | 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算について |
| 21 | 議案第21号 | 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について |
| 22 | 議案第22号 | 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について |
| 23 | 議案第23号 | 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について |
| 24 | 議案第24号 | 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について |
| 25 | 議案第25号 | 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について |
| 26 | 議案第26号 | 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について |
| 27 | 議案第27号 | 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 28 | 議案第28号 | 舟形町人権擁護委員の推薦について |

議員提出の議案の題目

- | No. | 件 名 |
|-----|--------------------------------|
| 1 | 発議第1号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について |
| 2 | 発議第2号 政策提言の提出について |
| 3 | 発議第3号 議会の議員報酬の特例に関する条例の設定について |

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 加藤 憲彦 9番 森 晃

平成23年3月3日(木)
平成23年第1回定例会第1日目
午前10時01分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成23年度第1回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。2番加藤憲彦君、9番森晃君の両名を指名致します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

6番： 会期の日程につきましては、本日3日より10日までの8日間をお願い申し上げます。

議長： 只今6番議員より、本日3日より10日までの8日間との発言がございました。異議ありませんか。
(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は8日間とする事に決定致しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 本期受理の請願、陳情を議題と致します。

請願第1号 脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等)の医療に関する意見書を求める請願、陳情第1号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める陳情について議題と致します。

請願第1号について紹介議員朗読説明をお願い致します。

5番： 件名 脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等)の医療に関する意見書を求める請願。

趣旨 別紙の通り。請願者 新庄市本町1番7号 脳脊髄液減少友の会 代表 荒川キミ子。紹介議員 叶内富夫。件名 脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等)の医療に関する意見書を求める請願。

趣旨 脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等)は、専門医によって診断される病名は違いますが、いずれも脳脊髄液が減ることによって、頭痛やめまい、悪心、視力障害、耳鳴り、疲れやすいなど様々な症状が出現する病気です。髄液の漏れは日常生活での店頭や外傷でも起こりますが、交通事故やスポーツ外傷などが原因とされることが近年注文されるようになりました。また、長年不登校となっていた児童生徒の中に慢性的な頭痛や倦怠感を抱えた脳脊髄液減少症の患者がいることもわかり、心身の成長や学業に大きな支障をきたすことから、文部科学省は2007年5月31日に学校関係者や保護者に対して、適切な対応を求める事務連絡を行っています。しかし、県内で診断や治療可能な医療機関として公表されているのは県立中央病院のみです。

その一方、厚生労働省は2010年4月13日に医療機関の診療報酬の請求において低髄液圧症候群は検査のみ保険適用で、治療は保険適用外とする、文部科学省とは、相反する事務連絡をしています。

それまでは低髄液圧症候群は、ブラッドパッチ治療を除いた治療費を保険請求で支払われていました。しかし、昨年より保険適用外とされ、治療を行う県内唯一の県立中央病院を含め、全国の病院に混合診療の問題を発生させています。欧米ではブラッドパッチ治療も1980年代より広く普及し、実施されています。国内でもブラッドパッチ治療を受けて数千人の患者が救われてきております。ブラッドパッチ治療以外の治療は保険適用を受けてきました。

2010年4月の厚生労働省の事務連絡によって、検査で判明した患者の治療費が、病名により差別されることとなっています。

また、医療機関が混合診療により萎縮しています。医師の裁量を行う患者のための治療が中止にされ、また、県立新庄病院が診断や治療が可能でありながら非公開とされています。医療機関が自主的に公表可能な治療環境に整備するため、治療報酬問題を解決するように保険制度を見直すことが求められています。それは、昭和11年の戸沢村の国保発祥の地の相互扶助の精神から学び、苦しむ全国の患者を全員救済することにつながります。

山形県では国の唯一の研究班がありながら、現在も公表された医療機関数は全国最低の1カ所（非公開9カ所）しかなく、最上地域8市町村には公表された医療機関がありません。現在、この病気に苦しむ患者と家族は治療費、交通費、宿泊費等の経済的負担にも苦しみ、必要な治療が受けられないでいます。そこで下記の事項について県や政府関係機関に意見書を提出して頂くようお願いします。

記1. 山形県庁ホームページ公表について ①県外に通院することなく、県内で診断や治療ができるように公表医療機関を増やすこと。具体的には、検査範囲を小児科の開業医も含めた県内の医療機関の再調査を実施し、県民に最新時要方をホームページや広報で公表すること。

2. 政府関係機関に対して ①生活保護世帯の医療費扶助の患者も治療が受けられるように厚生労働省は、2010年4月の事務連絡を撤回し、治療費の保険適用を認めること。②文部科学省と厚生労働省は、国の研究班山形大学の4年の研究成果と全国の臨床症例を検討し、現時点での学校管理したでの児童生徒に対する適切な対応マニュアルを共同で作成し、全国の教育関係機関、国民に対して通知すること。③医師の裁量に基づく治療環境の保険制度（混合診療）を見直し、ブラッドパット治療について1日も早く保険適用を行うこと。

議長： 続きまして、陳情につきましては事務局が朗読致します。

事務局： 受理番号1番。受付年月日 平成23年2月23日。陳情者 山形市南栄町2-17-16 山形県商工団体連合会 会長 遠藤強。

趣旨 現在の景気・雇用の深刻な状況は言うまでもありません。このような状況下で、吉村知事は「県民生活のため、景気・雇用対策をしっかりとやっていく」との県政運営の具体化として、県は「本県独自の景気・雇用対策の展開」に「住宅リフォーム」関連施策において秋田県に続き2番目となる景気・雇用対策として位置づけた「助成」制度を新年度に実施する予算内示がありました。説明によればリフォーム助成制度の適用になる工事は、「耐震補強」、「省エネ化」、「バリアフリー」、「県産木材使用」の4要件のいずれかを含む工事としています。残念ながら、この要件ではリフォーム工事の対象が限られ「景気・雇用対策」として不十分と言わざるを得ません。

先行して住宅リフォーム助成制度を実施、住民に喜ばれている秋田県や他市町の例を見ると、需要のある工事は、「屋根の塗装・補修」、「外壁の補修」、「水回り」などです。山形県の適用4要件に加え、助成対象を「耐久性の向上」、「長寿命化」、もしくは「要件を設けない」など幅広い工事を対象とし、申請を簡潔にすることで、使い勝手が良いと好評を得ることになると考えます。「仕事がない」など悲鳴を上げている県内中小・零細業者を考えたとき、需要の高い工事・幅広い工事を対象にしてこと、多くの業種が対象となり裾野の広い「景気・雇用対策」なると考え、下記のことを陳情します。

記 「県民のいのちと暮らしを守る」県政の根本に立ち、「景気・雇用対策をしっかりとやる」立場から住宅リフォーム助成制度が、県民や建設関係の中小業者の期待に添い、使い勝手が良くなるように、適用要件に「耐久性の向上」、「長寿命化」と「生活環境向上」を加えること。若しくは「適用要件を設けない」よう山形県に意見書の提出をして下さるよう陳情します。

議長： 審査の方法についてお伺いします。

6番： 請願第1号については文教民生委員会、陳情第1号については、総務振興常任委員会にそれぞれ付託し、今会期中に審査されることを提案致します。

議長： 只今、6番議員より請願請願第1号については、文教民生委員会、陳情第1号については、総務振興常任委員会にそれぞれ付託し、今会期中に審査して頂くとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、請願並びに陳情については、それぞれ各常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定致しました。

日程第6

議長： 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受け致します。

町長： まず最初に先程、全国の議長会、或いは山形県の議長会から表彰を受けられましたそれぞれの議員の皆さんに心から篤くお祝いを申し上げたいと思います。それぞれ11年以上、或いは23年以上になりますけれども、多年に亘りまして住民自治の振興、或いは町民の幸せの為にご尽力を賜りまして、改めて御礼申し上げたいと思います。これからもひとつ宜しくお願い申し上げたいと思います。

本日は平成23年第1回3月定例町議会を召集しましたところ、何かと公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして心から御礼申し上げたいと思います。今年の冬は近年まれに見る大雪となりました。特に1月に入ってからは毎日のように雪が降り続きまして、2月2日には堀内地区で最大積雪量221cmを記録しています。町では雪による被害を未然に防止するため、1月19日舟形町豪雪対策本部を設置しました。

豪雪による被害の防止対策を徹底するため、チラシを作成し全戸配布を行い、その都度、防災行政無線を活用し、安全な除雪作業や、農業施設の被害防止などについての対策の周知を徹底致しました。また、舟形町建設業協会に対しましても、町発注の工事の工期を延長しても、地域住民の住宅の雪下ろし作業に、優先的に対応して頂くよう要請を行って参りました。

毎日の除雪作業で、疲労が重なるなどして、家庭用除雪機械による作業中の事故が2件発生しましたが、幸いにも軽傷で済んでおります。農業用パイプハウスの被害も多数発生しており、現在29棟の倒壊や破損を確認しております。果樹の枝折れの被害についても、除雪作業が追いつかず、雪の中に埋もれた多くの果樹の枝が確認されています。これから融雪期を迎え、枝折れの被害の拡大が心配されます。農業施設の所有者や、果樹農家との連携を取り合いながら、今後の被害の防止対策に全力で取り組んで参りたいと思います。

また、一人暮らしの高齢者の屋根の雪下ろしについても、地区の民生児童委員や、町内会長と連携を取りながら、安全対策に万全を期しております。その他にも、長沢地区で大木が雪の重さで倒れ、住宅周辺の電線を直撃し、電柱2本が折れ曲がり、一時、周辺の住宅が停電になる事故が発生しましたが、幸いにも住宅への被害は免れています。倒木の危険が予想される杉など、3本を伐採し、周辺住宅の安全を確保したところであります。

2月から3月に入り、天候も穏やかに推移していますが、これからも油断することなく、万全の体制で雪害の防止と対策に、取り組んで参りたいと思います。

平成23年通常国会が1月24日に召集され、菅首相の施政方針演説が行われ、本格的な国会論戦の火蓋がきられました。参議院の与野党逆転の中、菅政権にとっては、大変厳しい国会運営が待ち構えております。「第三の開国」と、意気込みを見せているTPPへの参加を条件とした交渉や、社会保障制度と税制の一体改革など、多くの難問の解決が求められております。国民生活に直接影響を及ぼす予算関連の法案が審議入りされる最中、与党内部から16名が会派離脱を宣言したり、農林水産省の政務官が辞任するなど、菅政権運営への不安要素が一気に拡大し、菅内閣の退陣論がささやかれるなど、急激な政変の様相を呈してきました。政治の停滞は直接国民の生活に大きな影響を及ぼす訳であります。平成23年度予算案が、3月1日未明、衆議院本会議で可決され参議院に送付されました。従いまして、憲法の規定により、年度内の予算成立が確定しましたが、予算関連法案の成立の見透しが不透明であることが、最大の課題となりました。今後の国会運営を注意深く見守って参りたいと思います。

昨年12月2日、小国川でカジカ漁の作業をしていたと思われる舟形第三町内会の栗田幸吉さんが行方不明になってから3箇月が経過しました。これまで町消防団や警察、そして地元町内会の有志による懸命な捜索活動を行なってきましたが、現在に至るまで、何の手掛かりも見つかっておりません。家族の心境を察しますと、大変つらいものがあります。一日も早い発見を心から願いたいと思います。

さて平成23年度の舟形町の予算編成につきましては、議会の「舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会」からの提言や、総合発展計画策定委員会・各種団体・町民からの1,238件に及ぶアンケート調査等のご意見、ご要望等を反映して策定しました「第6次基本構想」を具現化し、目標達成に向けて事業発展を図る、今年は2年目となる重要な年と位置づけております。また新過疎法の改正に伴い、ソフト事業にも起債が適用されることから、積極的な予算編成となりました。

ここで平成23年度の当初予算案の概要について申し上げます。一般会計歳入歳出予算の総額は、36億2千万円となり、前年度比で3億5千万円、率にして10.7%の増となり、3年ぶりの増加予算となりました。特別会計は、6会計合計で、20億1,240万円となり、対前年度比で5千万円、率にして2.5%の増となって

います。

一般会計の増加理由としては、子育て支援の充実として、中学校までの医療費を完全無料化する福祉医療の拡充、園芸作物等の振興補助金の増額、新規事業では、定住対策として転入者の住宅取得費に対する交付金、地域密着型介護老人福祉施設「ほなみ」の増床事業、廃止石油抗井封鎖事業、小学校統合関連準備事業等を、計上したことによるものです。

歳入の町税については、厳しい経済情勢等を踏まえて、4億2,289万6千円を計上しました。対前年度比で1,094万1千円、率にして2.5%の減となります。地方交付税は地域活性化・雇用等対策の充実等の増加要因はあるものの、2010年実施の国勢調査で町の人口が6,164人となり、前回調査より507人減少したことによる基礎数値への影響を考えまして、前年と同額の18億円を計上しております。

特別会計では、医療需要が増加傾向にあるため、国民健康保険事業会計が3,560万円の増加、後期高齢者医療事業会計が60万円の減少、介護保険事業会計は介護需要の自然増加等から2,600万円の増加となりました。簡易水道事業会計は700万円の減少、公共下水道事業会計は公債費の増加に伴い1,700万円の増となっています。

以上のように、一般会計・特別会計の平成23年度の当初予算を編成したところでありますが、世界の石油資源の中心地である北アフリカや中東諸国の政情の混乱が、再び石油価格の高騰につながる懸念されておりまして、世界経済に大きなダメージを与える可能性も大きく、予断を許さない状況にあります。今後の経済動向を引き続き注目していかなければならないと思います。新年度予算の執行につきましても、深刻化する世界各国の危機要因をも考慮し、町の財政計画に基づき、更なる歳出の削減を図るなど、社会状況に対応した、柔軟な財政運営を図り、健全な行財政の維持に努めて参りたいと思います。

ここで定例会に提案しています案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

ひとつはまちづくり審議会「答申書」についてであります。12月20日、舟形町まちづくり審議会から「平成23年度主要事業審査に係る答申書」が提出されました。これは、まちづくり審議会条例に基づき、新年度事業を委員が審査し答申したものです。次の3項目に留意して、事業の決定及び実施をするよう具申しています。町民全体の利益に資する事業を優先することとし、特に既存施設の維持改修事業については、施設の長寿命化、及び有効活用の観点から適確な対策を講じること。二つ目は、将来的に無駄な投資が生じないように、関連する諸計画との整合性を図ること。三つ目は、事業の実施については透明性・公平性を確保すること。

2番目と致しまして、ギョーザ試食会であります。活気あふれる推進機構が中心となり、これまで中国からのお嫁さん達と共に開発してきました舟形餃子が完成し、その試食会を1月16日に開催しました。舟形餃子は、皮を米粉里のゆきで作ります。具材には舟形産ニラ、及びマッシュルーム、ネギ、キャベツ等を使用しています。また2月17日には最上総合支庁の職員食堂で、舟形餃子定食、1食450円ですが、120食分を準備したところ完売となりました。米の「里のゆき」については、県農業技術普及課でも、中山間から山間部の栽培に適している重点品目の一つとして、普及に努めている品種であります。これまでの試作品に、更に改良を重ね、舟形餃子の本格的なデビュー、大量生産から販売まで、一体的な推進計画を検討しているところであります。

次に、行革推進委員会建議書の提出であります。1月26日、舟形町心の世紀行財政改革推進委員会委員長大場和夫氏から、2年間に亘り審議した内容を取りまとめた「建議書」を提出して頂きました。建議書の内容は職員人件費の抑制、或いは職員数の適正化、公共料金の適正化など8項から成っております。目標年度は5年後の平成27年度となっております。建議書を真摯に受け止め、その実現に向けて取り組んで参りたいと思います。又、広報等を通じ町民の皆さまに建議書の内容を公表し周知を図って参りたいと思います。

4つ目が平成22年度教育功労者表彰であります。1月31日、平成22年度の教育功労者表彰式が行われました。この表彰は、町の教育、スポーツや芸術・文化の向上に貢献された方々を対象に行われるものです。今年度は小学生の部4名。中学生の部4名。高校の部14名。一般の部2名と1団体に対して贈られました。受賞者を代表して、富長小学校の学校支援ボランティア「学びをともに」の加藤谷子さんから「これからの地域の子供は、地域で教え、地域で育てていきたいです。」との謝辞がありました。

次に介護2級ヘルパー受講についてであります。2月1日、最上雇用創造推進協議会の「新パッケージ

事業」として、町が計画する介護2級ヘルパー養成講座の開講式が、生涯学習センターで行われました。受講者が20名おりました。2月1日から3月14日まで土・日を除く29日間で、160時間のカリキュラムを受講することで、訪問介護員2級の資格を取得することができます。養成講座は高齢者の増大と多様化するニーズに対応した、質の高い訪問介護の提供と、必要な知識と技術を有する介護員の育成を図り、福祉分野の雇用を支援するために、実施するものであります。舟和会に業務を委託し、舟和会の職員や愛知大学の佐野准教授、或いは徳洲会病院の作業療法士、町職員等が講師となり実施しています。

次に、県天然記念物槻杉の指定についてであります。平成22年12月17日の山形県文化財保護審議会で、県指定を受け、平成23年2月4日の県教育委員会で、「県文化財指定」の認定を受けました。町では、第1号となる県文化財指定です。今後は町教育委員会と富田町内会が連携して「地域の宝」・「町の宝」として、保全活動に努めて参りたいと思います。

次にふるさとサポーターの委嘱についてであります。舟形町の農業や観光活動、教育活動を活発化し、舟形町を支援し、応援して頂くため「舟形ふるさとサポーター」制度を導入しました。ふるさとサポーターは舟形町出身者や、舟形町に縁のある方を委嘱し、町の魅力をPRしたり、町の事業や各種イベントへの協力や、企業誘致の情報、舟形町への助言を行ってもらうことにしています。これまで舟形町出身で港区東麻布在住の会社経営の佐藤克己さんを始め、東京在住の6人の方に舟形ふるさとサポーターの委嘱をしています。今後、10人のふるさとサポーターを目標にして、町の総合的な活性化に向けて、取り組んで参りたいと考えています。

次に婚活事業「恋の胸さわぎ2011」についてであります。2月12日、もがみ南部商工会に委託している婚活パーティー「恋の胸さわぎ2011」が新庄市の玉姫殿で開催されました。この婚活事業は、若者の出会いの場を創出し、少子化・人口減・若者定住対策の一環として行われたものです。当日は男性22名、その内町内の方が15名、女性の方が全部で19名、その内町内の方が2名の、合計41名が参加しました。和やかな雰囲気の中から、4組のカップルが誕生しています。町内のカップルは男性2名だけでしたが、県内で数多くの婚活事業が展開されていますので、今後も、婚活の情報を提供して行きたいと羅考えています。

次に青年団体交流支援事業についてであります。町青年団組織が自然消滅して、20年以上が経過しています。近年、町内の青年層が、町を元気にしたいと立ち上がりまして「Tmプロジェクトf」を設立しました。その後、教育委員会の呼びかけもあり15名の若者が結集し、舟形町青年団体「FITS」を発足させるまでになりました。2月19日に「FITS」が主催者となり、若あゆ温泉の野外広場で「ウインターフェスタ」を開催し、町内の若者や芸工大の学生など100名以上の参加者を集めて、若者の交流会を実施しました。これまで若者の自主的な組織はありませんでしたが、これから「FITS」と連携を図り、町の活性化と若者定住に結び付けて行きたいと考えています。

最後に地域づくり研究会であります。2月27日、中央公民館3階ホールにおきまして、昨年度からまちづくりの指導を頂いております、高崎経済大学の櫻井准教授を講師にお迎え致しまして、地域づくり研究会が開催されました。今年度に地域づくりに取り組まれた町内会の中から代表して、木友町内会・長尾町内会・太折町内会より活発な地域づくりの事例を発表して頂きました。その後、櫻井先生から各町内の取り組みについてのアドバイスがあり、参加者80名で地域づくりのあり方について、熱心に学び合ったところであります。会場では、今後のまちづくりに活用するため、参加者のアンケート調査も行われました。

以上10件についてご報告を申し上げます。

さて、本日、本会にご提案申し上げます案件は先決処分の承認1件、平成22年度一般会計補正予算、及び特別会計補正予算7件、国土利用計画、及び辺地総合計画変更等4件、町道の廃止1件、条例等の一部改正が5件、指定管理者の指定について2件、平成23年度一般会計予算、及び特別会計予算7件、人事案件2件、以上29件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致を持ちましてご決議賜りますように宜しくお願い申し上げます。

尚、12月定例会以降の行事につきましては、次の頁の記載の通りでありますので、説明は省略させていただきます。ご挨拶、そして行政報告とさせていただきます。宜しくお願い致します。

日程第7

議長： 日程第7 一般質問をお受け致します。順次発言を許します。

3番： 私から2点について質問を致します。1番目は今年の町豪雪対策は万全か、と題しましてご質問致します。

今年の冬は今迄にない大雪で苦労した年でもあり軒先を折ったり、果樹の枝折れ、ハウス等の被害が今後雪解けと共に、ますます増えてくると思われます。高齢者にとっては大変な年ではなかったかと思います。22年4月のデータを見ると、65才以上の高齢者は2,029人おり、寝たきりと一人暮らしの高齢者は173人、夫婦高齢者世帯が158世帯、高齢者のみの世帯は156世帯あります。2月10日現在、町に雪降ろしの補助申請した方は33世帯しかありませんでした。この事は町の審査が厳しい面と除雪単価が8,000円とあまりにも低いと感じますが、今後町としてこの状況をどう捉え、どのように進めていくのか、お聞きします。

2番目についてであります、消流雪溝の整備を急げ。今、町では消流雪溝の整備に力を注いでおりますが、町全体の老人の方々は早急に対策を講じなければ雪の少ない所にいる子供達の所に行くしかない、切実に訴えております。自主財源の少ない我が町ですから、町民に一部負担を求めてもできる所から進めて欲しいと思います。考えをお聞きします。以上です。

町長： 3番、大場清之議員のご質問にお答えします。

今年の冬は正月三箇日を含めて1月5日まで穏やかな天候に恵まれましたが、翌日の6日から一転して、降雪や吹雪の日が連日のように続きまして、例年にない大雪に見舞われました。平成17年、或いは平成18年の豪雪をしのぐ積雪量となりました。町では、雪による被害を未然に防止するため、1月19日に「舟形町豪雪対策本部」を設置しております。各課との連携を強化し、雪害の恐れや危険箇所の情報の収集に努め、現地の確認を実施するなどして、早急な対策を施し、町民の安全確保に向け万全の体制で臨んでおります。2月2日には、町内における最大積雪量を記録しています。長沢小学校で205cm、舟形小学校で195cm、富長小学校で210cm、堀内小学校で221cmとなりました。2月に入ってから、1月のような連続しての降雪は無くなり、比較的穏やか天候が続きました。また、除雪経費を確保するため、2月10日付で総額4,300万円の除雪事業費の補正予算の専決処分を行いました。3月に入ってもまだ降雪が予想されますので、油断することなく、これまで以上に、雪崩の発生や枝折れ、などの雪害に対する警戒心を強め、緊張感を持続して、豪雪への対策に万全を期して参りたいと思います。

さて、1番目の質問であります高齢者の除雪支援についてお答えします。町の65歳以上の高齢者数は4月1日現在で2,029人、高齢化率は31.9%、その内、一人暮らし高齢者数は125人、高齢者のみで構成される世帯156世帯があります。

町の高齢者世帯の除雪サービス事業についてであります、対象者は65歳以上の高齢者又は心身障害のある方だけで構成されている世帯で、かつ世帯全員が所得税非課税の世帯になります。さらに、子どもや兄弟などの親族から支援を受けられない世帯に限定しております。助成内容については、有償ボランティアの協力員による除雪に対して助成しております。具体的には屋根の雪下ろしについては、1日当り8千円を平年は年2回、豪雪対策本部設置の年度にあたっては、2倍の年4回に拡充しております。また、玄関前の除雪については10cm以上の積雪で除雪車出動回に応じまして、全降雪日に1回500円を助成しております。

助成金額については、平成19年度までは屋根雪降ろしは5千円、玄関前については300円の単価で、除雪費用の1割を自己負担して頂いておりましたが、平成20年度からはこれを屋根雪下ろしの単価を5千円から3千円引き上げ8千円に、また玄関前除雪単価については200円引き上げまして、300円から500円に改定し、自己負担を無くし、負担軽減をしてきた経緯があります。

地域の高齢者支援につきましては、平成20年10月から町内会長・民生児童委員・町内女性代表を対象にした「災害対策講演会及び合同会議」を開催し、高齢者の日頃の見守りや声かけをはじめ、冬期間の安全確保、そして災害時において一人で避難できない要援護者で、登録を希望された方については、民生児童委員が中心となりまして、災害時の避難対応について、隣近所の方2名ずつの支援者を配置し、その体制構築を最上管内市町村に先駆け平成21年12月にこの体制の整備を図って来たところでもあります。

昨年10月24日にはこれらの活動が契機となりまして、太折町内におきまして、町内初の「災害時要援護者の自主避難訓練」が実地されました。また、長尾町内会においても、高齢者対策の話し合いや高齢者世帯の除雪ボランティア活動が今年度実施されております。更に、木友町内会でも活躍されており、今後、各町内会への波及を期待しているところであります。

平成22年3月に策定されました舟形町総合発展計画（第6次基本構想）は、「出あい・ふれあい・支えあい～新たな結いの創造」をキャッチフレーズにしておりまして、その中でも「互助・共有・自立」による協働のまちづくりを大きな柱の一つにしております。昨年8月、全国で100歳以上高齢者の所在不明が

相次ぎ、遺体の放置をはじめ、死亡届を提出しないで年金の不正受給など「長寿社会の死角」とも言われ、大きな社会問題となりました。このように地域社会は家族の絆や近所づきあいの希薄化など、まさに、助け合いが崩壊しつつあるのではないかと思います。

高齢者宅の除雪についても、県内に親族等が住んでいても無関心で、町や民生委員から連絡しても対応してくれない世帯、行政に頼るケースが多くなっており、憂慮すべき事態となっております。しかし、中には他町村から舟形町に毎週のように来町し、両親宅の除雪に励む息子もおられると聞いております。

除雪サービス事業の審査が厳しく、助成単価が低いとのご意見ですが、先程も申しあげましたように、真面目に舟形に訪れて住宅を守っておられる方と、連絡しても対応してくれない世帯とのギャップがあり対応に苦慮しているところであります。

2月21日現在、民生児童委員を通じまして除雪サービスの申請は35件となっているようであります。町の要綱に基づき、所得税非課税世帯で親族から支援を受けられない世帯が対象となっているためでありまして、ご理解して頂きたい。

除雪単価についても、有償ボランティアの協力員によるものであり、住宅の出入り口、窓、家屋の倒壊防止など日常生活に支障がない程度の除雪を想定している単価であります。

今年の記録的豪雪では特に民生児童委員の皆さんにはご苦勞をおかけしましたが、除雪サービスの実績検討会を2月25日開催の民生児童委員協議会2月定例会の中で検討しました。窓口となり、取りまとめを頂いた民生委員からの意見も踏まえ、また、除雪の単価についても、他町村の例を参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

基本的には地域で可能な限り支えて頂き、親族の支援を受けて自立した生活をお願いしたいと考えております。但し所得が少なく、身寄りのない方については今後も民生児童委員・町内会長等の協力をいただきながら、町で支援していかねばならないと考えております。

次に「消流雪溝の整備」についてであります。まず舟形町の道路除雪の現状につきまして申し上げます。道路につきましては、第1工区から第10工区までを10台のロータリと、ドーザー2台、その他に小型工区を1台のロータリで行っています。その延長は69.3kmとなっております。また散水による道路消雪ですが、来年度、整備する富田中通線も含めまして、舟形一の関線、舟形停車場線、堀内川端線、洲崎横山真木野線の5ヶ所、総延長で約2kmとなっております。

流雪溝の利用では、現在整備を進めている長沢1号線外を含め、野、内山、長沢、舟形、福寿野、洲崎、堀内の一部で利用され、計8ヶ所、延長で3.0kmとなっております。尚、維持管理につきましては、それぞれ管理組合を組織しながら利用しているところであります。

以上が町の除雪概要になりますが、この度のような豪雪の場合も、道路関係では若干の遅延などはあったものの、県道、国道並びに他市町村に比べますと、除雪が綺麗と言いますか、きちんと除雪がされたのではないかと感じております。総じて、豪雪であったが故の苦情も確かに例年に比べ多くありましたが、車が進行できなくなったという事も無く、住民生活の交通には大きな混乱や支障を来さなかったと理解しているところです。

しかし、一方で短期間に集中的に雪が降り続いたことや、真冬日が連日続いたことによりまして、家庭での除排雪のあり方も、大きな課題として残ったと思っております。

その対応策としての「消流雪溝」ですが、流雪溝の計画としては、平成15年度に山形県が主体となって「克雪施設整備構想」を作成しました。この構想は、既設の農業用水を利用することを前提に、流雪溝の整備概要、取水方法、活用の可能性、或いは課題などの項目をまとめたものであります。全体的には長沢から堀内まで9地区（21集落、対象世帯1,556戸）、導水管を含まない流雪溝水路延長で37.4km、概算事業費37億4,700万円として試算しております。

いずれも、大堰、三光堰、富田堰、洲崎堰の既設の堰を利用する方式をとっていますが、堀内地区の松橋川からの取水以外は全て小国川からの取水となっており、課題はそれぞれに取水方法と権利調整、経費も含む維持管理となっております。

その先進的な事例として大石田町の事例を申し上げますが、平成12年度に大石田地区を対象に、延長で21km、総事業で約38億5千万円の流雪溝整備を国のモデル事業を併せながら行っています。最上川が国直轄であるということで、モデル事業が導入できたため、ポンプの電気料約300万円を国が負担、その他の経費として、1戸当り年間6,000円を徴収しながら管理しているようであります。また同じ平成19年度～

24年度にかけて横山地区で同様の整備（事業：13億円、流雪溝の延長が6.9km）を進めていますが、やはりポンプ稼動に要する費用は、現時点では国が負担し、その他の経費は町、受益者が負担するものとして計画されているようです。大石田町の場合も、経費負担が国から町、受益者へ移行される可能性もあると聞いていますが、自然水理を利用する場合と異なり、揚水を利用する場合は受益者が少ない地区ではやはり厳しいものになります。

舟形町でも、平成17年度に富田地区、平成19年度に西堀・木友地区で流雪溝の取り組みを検討しましたが、経費の問題や、利用する時間帯、雪投入方法などが大きな課題となり、結果として事業まで結びつかなかった経緯があります。

雪国の生活の最大の課題は、冬期間に安全で暮らせることであり、とりわけ、一人暮らしの老人や高齢者世帯の方々の雪下ろしや徐排雪の問題をどうするのかということが、大きな課題となっております。「流雪溝」も選択肢の一つではありますが、その他、地下水を利用した散水消雪や、無散水消雪、或いは大地熱利用消雪の普及も、雪国生活システムとして整備していく必要があるだろうと思います。そのための支援策を豪雪地帯の自治体や住民が、総意として国、県に要望していく必要があるだろうと思います。と同時に、克雪・利雪のまちづくりとして「舟形町総合発展計画」にもありますように「全ての需要に応える体制づくりに限度がある中、町民と協力して効果的な徐雪体制づくり」も必要になるだろうと思います。この度の豪雪は、住民も行政も互いに手を取り、一緒に対処すべきであるということを改めて認識させられましたが、今後、こうした観点から、この除排雪について細部にわたっての対応策を検討して参りたいと考えています。以上であります。

3番： 今詳しく答弁を頂きましたが、ただ、私は別の会議からまたお願いしたいと思いますが、今、町の中で、今回の冬、これは民生児童委員とは別の姿で、未成年者の家がうちの地域に1軒だけありまして、その方はまだ20歳前の方で、家族の方が誰もいなくて一人暮らしになってしまったという家庭がありました。そうした中で役場の方に問い合わせますと、その未成年者の方のそういう対応は民生委員はタッチしなくて、町内会の方をお願いしているという答弁でした。ただ私から見れば、その親戚の方々から色々な話を伺いますと「困った」と。小屋、母屋、或いは車庫、土蔵と昔からの家ですから、そういう大きな屋根を沢山抱えているという家でしたので、隣近所、親戚の方々も高齢化となって、手入れもいけないという方々で大変苦勞したというような話を聞いております。そうした姿が町としては、一切関係ないと。話を聞きますと、全然その話がなかったと聞いております。私もその辺を色々行政にもしましたが、やはりもっときめ細かな方策が必要ではなかったかなと。やはり、未成年者はまだ20歳前ですので、お母さんもお父さんもいなくなってから一人で弁当を詰めて、働きに行っていると聞きました。そういう姿をいかにして救うかも、今回のような豪雪の中では、当然行政として手を差し伸べるべきではなかったかなと感じます。その辺をお願いしたいと思います。

町長： 先程、民生児童委員というような立場で申し上げましたけれども、やはり今回の雪というものは、非常に大雪だったということが一つであろうと思います。従いまして、基本的には今回の雪で改善すべきこと、或いは改善しなければならぬということ色々、今大場議員もおっしゃったようなケースもあるだろうと思いますので、これを契機に致しまして、それなりの考え方を持っていかなければならぬであろうと思います。

ただ、未成年者でありますので、何らかの形で、家族、或いは親戚縁者の方もいるだろうと思いますので、基本的には先程の民生児童委員の考え方でありませんけれども、その家族の絆があり、或いは親戚の絆が大前提ではないかなと思います。そういうケースがこれからもおこってくると思いますが、まずは一人暮らし、或いは二人暮らしの高齢に対応することと、今言った通りにケースに依りましては、未成年者もあるだろうし、或いはそれ以外のケースも出てくるだろうと思います。その辺につきましては、町内会のあり方というもの、或いはまたこの地域づくりの中で、長尾さん、或いは木友さん等の地域づくりの講演会もありましたけれども、確かに、この長尾町内会でもそれぞれボランティア作業としてやっている地域もあるわけでありまして。その辺はこれからも町内会議、或いは民生児童委員会会議でお話をしながら、対応を進めていかなければならぬだろうと考えております。以上です。

3番： 今後共、そういう世帯があった場合には、十分に早期に対応を考えて頂きたいと思います。

続いてですが、今、町では先程も申し上げた通り、各地域でボランティア活動が盛んに行われている方々の地域もあります。ただ、ボランティアという定義がどこまで定義でできるのかと私も疑問視してい

る訳です。これは、今、西堀町内会、或いは各地区のボランティアの中で、玄関の雪を払っている方々があるそうですが、その人の話を聞きますと、ボランティアで毎日今年のような豪雪で、玄関先の除雪を500円でやれと言われても、いつまで続くのかなと、やっている人から話を聞きました。だから、単価的なものはどこまでするのか、或いはボランティアというものは、どこまでするのがボランティアなのかと。私もちょっと不思議な中で今心配している面があります。やっている方から見れば、町の方ではボランティアでお願いしたいと。ボランティアは結構なのですが、毎日除雪に携わる人から見れば、ボランティアではなかなか長続きしないと。町としてはこれからどう捉えていくのかという感じがします。

それからもう1点は、先程来、町長は他の町村の行方をみながら、単価の見直しを考えて行きたいというような話は致しましたが、ただ、そのようにボランティアでやるから、その単価で大丈夫だというようなことでは、この豪雪地帯を乗り切るのには難しいのではないかと感じる訳です。その辺での今後の考え方としては、今普通の一般の商工会に頼めば1日13,000円、或いは今年のような豪雪の中で、皆さんが困っていて、何とか早く頼むと言った場合には15,000円に色々な飲み物も付けてお願いしているという事例も数多く聞かれます。そういう姿で、ボランティアだから8千円と考えるのはちょっとおかしいのではないかと。今、町の臨時職員の単価も6千円であります。そうした中で8千円で後足りない分は、ボランティアでやりなさいということをもう少し見直すということこれから考えなくてはならないのではという感じがします。その辺の答弁をお願いします。

町長： この事業というものは、高齢者の除雪サービス事業という名前で事業を行っております。従いまして、先程の未成年者ということがありましたが、基本的には自助努力ということで、町内会、或いは家族、親族関係で除雪というようなことを第一に考えて頂く。しかしながら、この高齢者除雪サービス事業というものは一人暮らしなり、或いは町民税非課税世帯という制約がありますけれども、その関係でこの事業に取り組んでいると。その母体となるのが民生児童委員であり、或いは町内会長であるということ、まずご理解頂きたいと思えます。この単価でありますけれども、まず、民生児童委員会協議会の中で、私も色々話をしますが、こういう高齢者除雪サービス事業というふうな事業でありますので、一日8千円、5千円から8千円に上げましたけれども、確かに各町村を見ますと8千円というのは大蔵村と舟形町だけです。後は1万円、最高で13,500円の町村もありますけれども、こうして町民税非課税世帯とか一人暮らしとか範囲がありますけれども、町の方で捉えているのは、この有償ボランティアというのは、長時間、一日全て除雪をするということではなくて、例えば玄関先の場合ですと、数時間でできる場合もありますし、一日を想定した時間ということではなくて、短時間を想定しての8千円ということでもあります。この中で、先程答弁で申し上げましたが、2月25日、民生児童委員会のこの除雪に関する協議会が民生児童委員会でありまして、改善すべきところ、或いは困ったところ、また大変良かったケースという3つの部門で、色々お話し合いを持っておりますけれども、単価を少し引き上げて欲しいという意見は1件あったようであります。ですから、これは有償ボランティアという形で、長時間を想定しないで短時間を想定しての単価であるというようなことで、今の単価で良いのではないかとのご意見もありません。先程申し上げた通り、除雪の屋根の単価が8千円から最上管内では13,500円とありますけれども、舟形町と大蔵村は単価が安い方がありますけれども、舟形町は自己負担も無いということも考慮に入れて頂きたいと思えます。

もう一つは玄関先の対応というのは舟形町と新庄市だけあります。後はありません。ですから、常日頃、一日2回という限定はしないで、勿論、玄関先の除雪については500円というものは舟形町と新庄市のみで、後は各市町村では無いようですから、その辺見回りをしながら玄関の除雪をする、或いは屋根の雪が覆いかぶさっていれば、一日でなくとも短時間で除雪をしてもらうということからスタートしたのが、舟形町の除雪サービスであろうと思えます。

ただ、各委員の方からは重機の借り上げもこれからこの中に承認しては如何かという意見もあったようです。或いは、またスノーダンプが壊れやすいので、スノーダンプを支給して欲しいという意見、それから困ったケースとしまして、空家が非常に多くなったということが、これからの対応のものではないかと。従いまして、これは夏でも冬でもそうありますけれども、空家の取扱いという物が非常に苦慮する場面が多いだろうと。これも先程答弁で申し上げた通りに、息子さんや親族の方に連絡しても、電話に出ないというようなこともあります。これを町内会の方でボランティアとしてやっている町内会もあるやとお聞きしております。それから良かったケースとして色々ありますけれども、先程も答弁で申し上げましたけ

れども、毎週のように帰ってきて除雪をしているという息子さんも多々居るということでもありますので、その辺の、この見向きもしない家庭、家族、或いは失跡にする家庭というギャップというものもこれからこの雪を契機として、民生児童委員、或いは町全体として考えていかなければならない大きな課題であろうと思います。以上であります。

3番： あまり時間も無くなりましたので、端折ってお願いしたいと思います。

今年の豪雪対策本部が、先程も言ったように1月19日に発足した訳ですが、ただ町民の目線から見れば、豪雪対策本部を作れば雪の量の除雪体系の姿で、地方交付税とか色々な補助金が来るのは分かります。ただ町民の目線から見れば、幾ら豪雪対策本部を設けたとしても、町民には何のメリットも無いのではないかと。名前だけではないかというような声があちらこちらから聞こえます。そういう観点から考えますと、先程も言ったように、高齢者世帯が150何戸となっている中、私は審査が厳しくて、先程の町長の答弁の中で、1週間に1回息子達が帰ってきて、除雪するタイプというのは舟形町には何人といえないと思うんです。そういうケースは確かにあると思うのですが、全体を見れば頼みたくても非課税世帯で無い、その一つの要件、或いは最上郡内に子どもがいる場合はそれも入らなくなれば、私はもう少し幅を広げて、豪雪対策本部を設けたならば、やはり老人世帯全戸に補助を一律に出すとか、そういう規制を撤廃してまでも、特別枠を設けながら助成するべきではないかと思う訳です。今、確かに町長が言うように息子らが帰ってきて除雪するというような話がありますが、ただ、それは自分の家、同じような豪雪地帯に住んでいる方々が、自分の屋根もきれいにしながら、自分の実家も綺麗にするということは並大抵なことではないと思うんです。これは誰が見ても、雪処理を皆がしているんですが、自分がやっている大変さから見てもこれは不可能に近いのではないかというような感じがします。そうした中で、税金を出さない、取っていない家庭重点にする、或いは生活保護、或いは色々な姿があると思うのですが、生活保護とかは国からある程度の制約があって成り立っている訳です。只、今の老人世帯から見ますと、幾ら非課税世帯でなくても私は大変な状況に追い込まれているのではないかと思う訳です。その辺の対策を考えた場合には、本来ならば高齢者全体に今回の様な場合には2万円ずつ支給するとか、或いはもう1点は、豪雪対策本部としたからには、それなりの国からの援助が貰えるような、何か方策を国、県に対して要望すべきではないかと思います。豪雪対策本部を作成してもその辺から見て何もメリットがないということであれば、私はおかしいのではないかと思います。ですから、国に対する要望なりを提出するとか、山形県揚げて豪雪の地域は、その辺を国に要望すべきだと思います。そして、やっぱり戸別に補助を出すと。国からの豪雪対策。雪があるから好きで居るのだらうというのがこれまでなのですが、それを言っただけでは切りがないので、やはり日本国土全体がメリット、豪雪の為に被害を受けたならばそれなりのメリットを与えるのだという国の姿勢もこれから大事だと思います。その辺の答弁をお願いします。

町長： 今、大場議員が言われたことは最もだと思います。これは、豪雪対策本部を各市町村で設置しますけれども、今、国に対する要望というようなものも、山形県知事、それから山形県の市長会、更に山形県の町村会、3名連盟でこれは1月中に要望活動を行っています。更に全国豪雪地帯の連盟、或いは全国積雪対策の連盟など、舟形町もその中に入っている訳ですので、この関係での要望活動というものを行っておりまして、今現在、3つのエリアの中から特に要望活動を行っているという訳であります。只、この国の考え方と申しましょうか、同じ日本に住んでいながら、雪というものに対してまだまだこれまでも国の行政府の方でも何となく積極性がないのかなというようなことでありまして、豪雪対策本部を設置するとお金をよこすということでは如何なものかと、まず思っております。これは色々な形で雪に対する寒冷と積雪ということで、一応国税も反映されておりますが、現実として目に見えるような形でのお金の出入れというのはなかなか難しいのかなと。難しいというよりも、国の方でやる気がないのかなと思いますので、これは年に1回、雪に対する要望をしていますけれども、特にこの豪雪になった場合のあり方というようなものも、特にこの豪雪になった時には、激甚災害に指定して、国の方から、或いは県の方から補助が来れば今言った通りに、2万円なり3万円なりといったものも出てくるのかなと思います。現場のことをもっとも国の方で理解して頂ければ、我々雪国に住むものとしてもっともっと良い生活ができるのではないかと思いますけれども、何れにしましても、こういう大きな雪の年でありましたので、今の質問を忘れないでこれからも舟形町のみならず、山形県、或いは雪に悩む自治体と結集して要望活動をして参りたいと思います。以上です。

3番： 宜しくお願ひしたいと思います。今の件は、それぞれ山形県、豪雪地帯に住んでいる方の皆の声

だと思うのです。それをやはり国がどこで改善するのかと。知らないふりで雪の被害など関係ないと東京に住んでいれば何も心配がない訳です。だから、やはり役所というのもの、ある程度、仙台とかこちらの方にも役所があって初めて雪の苦労というものを見せないと、今、総理大臣以下閣僚達は前向きな意見が出てこないのではないかと心配があります。その辺がやはり豪雪の中に位置する代表者が何とかその辺の要望活動を徹底しお願いしたいと、まず重ねて要望します。

後は農業問題の中で、今回の豪雪で、雪溶けも遅くなるのではないかと心配もされます。先程も、枝折れ、軒先のことも大分被害も見えます。そういう対策も今後十分な対策を練り上げながら、何とか頑張ってきて頂きたいと。

それからもう1点は流雪溝の整備の件であります。この辺も各地域からも要望が前の議会報告の中でもありました。折角沢まで水が来ているのに、取水をしないうえにまともな水が来ないというような場所もあります。それぞれの地域は、長沢線のように水が無くとも流雪溝整備だけはしたという箇所もあります。そういうふうに、まず水さえあれば流雪溝は充分できるのですが、水がなくてもそういう水路関係の、できるならば補助事業あり次第、そういう要望をできるだけ工事をお願いしたいと思う訳です。先程も言ったように色々な問題がありますが、今後とも宜しくお願い致します。これで私の質問を終わります。

議長： 以上を以って3番大場清之君の一般質問を終結します。

1番： 質問の主題、1. 子育て・高齢者基金の設立をについて。

現在、舟形町には、子育てや高齢者のための支援策がたくさんあり、有効に活用されていると感じています。しかし、一方では、条件の制約があり、活用しづらい面もあるように思います。そこで、中学生までの子育てに関する教育・スポーツ・文化・生活全般にわたる支援と、65歳以上の方への同様の支援を可能にする子育て・高齢者支援基金を創設することを提案します。現在15ある積立基金の中で、趣旨に一部共通するものもありますが、とにかく子育て・高齢者に関わるすべての活動を簡潔に支援する基金を設置することが大切と考えます。

現在のスポーツ少年団や部活動、通学用自転車、中学校の制服などへの支援は、それぞれ申請書を提出する形式になっています。この手法で、中学生までと65歳以上の方が活動するために必要な備品、消耗品、或いは、旅費や研修費などすべてを舟形町民個人や団体に適用できるようにするという事です。

基金の原資は、議会議員を16人から10人に減らした分と町長、副町長、教育長の給与の削減分、そしてふるさと納税の方の子育て・高齢者支援の目的分を合わせると単年度で2,500万円を超える額になるかと考えます。申請の段階で年齢以外は制約を設けないということで、補助率の決定や審査など困難なところが多いという指摘があると思いますが、「子育てするなら舟形町で」という看板を掲げている訳ですから、既存の組織にプラスして、議会革命を進める舟形町として議会の常任委員会、特別委員会の組織も活用できるのではと考えます。また、国民健康保険や介護保険事業の歳入にこの基金から繰入することで、医療費などの無料化などを、税金を上げずに行うことができると考えます。

質問の主題（2）雇用確保、産業振興の戦略はについて。

（1）で子育て支援の話をしました。働く場所が無ければ子どもを育てて生活していくことはできません。企業誘致は、町単独というよりは、最上8市町村連携で新庄の工業団地へ、または、県の指導を得てという取り組みのように感じます。

私は以前から一般質問で、企業誘致は、すぐにはできないので、モニター契約や学術研究の面からスタートすべきと提案してきました。今年は例年になく豪雪で大変でしたが、子育て支援住宅「ひだまり」の大地熱融雪の効果はすごかったのではないかと感じています。この大地熱融雪を舟形町の各施設や家庭にも普及できるのではと考えます。その際、ある程度の普及が見込まれるのであれば、大地熱融雪がかかわる企業の支店や向上などを舟形町に誘致する交渉ができるのではないのでしょうか。

葛巻町の取り組みを視察したので、尚、更に強く感じるのだと思いますが、舟形町としても最上地区としてもその取り組みが見えず、あきらめているようにしか感じられませんので、現状とこれからの対応をお聞きします。

ノーベル化学賞を受賞した根岸英一さんは、「今こそ日本の英知を集結して、人類共通の課題を解決すべきだ。突き抜けた技術開発を世界に先駆けることが日本の生きる道だ。」と主張していらっしゃいます。新興国に対抗するには、ものをつくって売ることから課題の解決策（ソリューション）を売ることに移行すれが必要で、筑波に開設されたナノテクノロジーの研究プロジェクトでは、60%以上が外国人で、

会話は全て英語ということです。

このように、世界の中で日本の生きる道が明らかになっているので、日本や世界の大学や研究所、トップ企業で活躍する人材を舟形町から輩出することが大切で、そのためには、優れた教育の実践が必要と考えます。そこで、町内の子供達は自分の考えを主張し、話し合い、課題を解決する力がどの程度ついているのか、また、英語ではどうなのかをお聞きします。

舟形町出身の優秀な人材を通して、「君の育った舟形町なら安心してうちの工場が建てられる。」ということも夢ではないと考えます。

町長： それでは1番沼澤正則議員のご質問にお答えします。

第1点目の「子育て・高齢者支援基金の創設を」についてのご質問ですが、まず、現行の補助金制度には制約があり、使いづらく、旅費や研修費など制約なしに活用できる補助制度にして欲しいとのことですが、現在、例規集には54の補助規定があります。どの程度にも制約の趣旨や対象事業、対象経費、補助率や上限額、補助金の申請、実績報告の義務などが規定されており、目的に沿うような制約があるのも事実であります。

これは地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定められていることにも起因し、かつ、貴重な税金で執行する訳ではありますが、基本的には何にでも活用できるというようなことはなかなか難しいと思います。また、行財政革命や集中革命プランにおいても補助金の見直しを求められております。それらに逆行する部分、相反することも出てくるのではないかと思います。

但し、補助金申請内容等を簡素化できるところがあれば対処して参りたいと考えておりますが、原則的には、沼澤議員が以前発言されている通り、補助事業であってもPDC Aサイクルの審査は必要だろうと、それなりの書類も制約も当然必要であると考えております。尚、それ以外に対処できる所については、それなりに対処したいと思っておりますので、お話をお聞かせ頂ければと思います。

さて、基金創設についてのご質問ですが、基金にはご承知のとおり、特定目的のために財産を維持し、そして資金を積み立てるために設置される基金と、それから特定目的のために定額の資金を運用するための基金との2種類に大別されます。

現在、地方財政法において、各年度の余剰金のうち、2分の1を下回らない範囲で積立てる財政調整基金、これが大きい訳なのですが、その他に15の基金が町にはあります。子育て・高齢者支援基金の創設を、とのご質問ですが、まず、財源として想定されているふるさと納税分については、既に元気・舟形ふるさとづくり応援基金が創設され、納税者の使途希望によりまして財源を充当しております。また、議員6人削減分と特定職の給料削減分についてであります。平成13年4月26日に就任した小泉内閣における聖域なき構造改革の一環として三位一体の改革が行われまして、地方交付税と臨時財政対策債の合算額は、平成15年度の23兆9千億円から年々減額されまして、平成18年度には18兆8千億円となり、3年間で5兆1千億円も減額されております。このことによりまして、町の地方交付税も平成12年度の24億円をピークに年々減少しまして、平成18年度には18億3千万円となり、ピーク時より5億7千万円も減額されております。また、国庫補助金や補助率の削減も行われております。このような状況から、議員各位の発議によりまして、議員定数の見直しをして頂き、特別職給与の減額と議員の退職者不補充等により財源を捻出して現在の財政運営をしているところであります。更に、平成19年1月22日に議会の方から町長に要望がなされておりますが、その内容は議員定数削減分の財源を若者定住対策と少子化対策に活用するようにという要望であります。

このことから、町では、中学生以下の子供の医療費の無料化に23年度は680万円、妊婦検診の無料化330万円、子宮頸がん予防ワクチンや小児肺炎球菌、ヒブワクチンの無料投与1,085万円、子供養育支援金として5万円の支給や延長保育の実施など、かなりの予算を今回投じているところです。また老人福祉費としては、ほなみの増床を含めて2億3,734万円、老人措置費として576万円、鍼灸マッサージ、コミュニティふれあい事業、インフルエンザや肺炎球菌予防接種なども計上しており、かなりの予算措置をしているところがございます。これを基金に1回積んで取り崩して充てる場合、1年間程度の時間差とその間の新たな財源措置も必要となってくるだろうと思います。

また、国保や介護保険への繰出財源とのことですが、23年度当初予算にも国保会計で3,601万円、介護保険会計に至っては1億1,826万円も繰出しているところであります。議員定数見直し分や特別職給

与削減分、退職職員不補充分は既に充当しているということですので、ご理解頂きたいと思います。従いまして、新たに基金を創設しなくとも子育て・高齢者支援には、十分予算措置していることをご理解をお願いしたいと思います。

第2点目の「雇用確保、産業振興の戦略は」についてのご質問であります。企業誘致については、ウツシカワや富士通ゼネラルなどの撤退により、一昨年から話がありました関西の縫製会社や山形県からの紹介による縫製会社の2社を昨年春に訪問するなど、誘致活動を行って参りました。2社とも途中までは好感触でありましたが、なかなか改善しない昨今の経済情勢と会社として手っ取り早いM&Aという手法を取られた為に、人もミシンもないウツシカワ跡地に誘致することはできませんでした。しかしながら、昨年8月から(有)TICが新庄から移られて、パートも含めると34名程度を雇用する会社が操業を始めております。状況を伺ってみますと、先般、親会社の認証も受け、今後も受注が見込まれ、更に、新たな仕事も受注できる見込みとなっているようであり、ウツシカワ跡地の買収も今検討しているとお聞きしております。

現在、最上8市町村による企業誘致活動を新庄市が事務局となって協議会で進めております。町内への企業誘致はもちろんこれからも追々続けていきますが、まずは、空き工業団地、14区画を所有している新庄市を中心に行うのが近道であると考えまして、町村会において最上8市町村で支援していくべきであるということをご提案申し上げております。特に、トヨタ関連自動車株式会社の東北進出に伴いまして、受注機会並びに企業進出が期待されますので、最上8市町村で足並みを揃えて活動して参りたいと考えております。実際、協議会では、関東自動車等にもアプローチをしているところでございます。

さて、モニター契約や学術研究の面から企業誘致の種を撒き、大きく育てていくのご提案ですが、大地熱の家庭への導入を図り、その企業を誘致するように働きかけるという沼澤議員のご提案も一つの考え方であろうと思います。

この度の豪雪でも、地下水から熱をとる大地熱融雪の機能が十分に発揮され、実用化が立証されたように思っております。そういった意味では、今後、雪国快適生活の大きな雪対策となりうると思っております。この取り組みは、町が山形大学と連携し、実証実験事業として取り組んでいるところでありますが、まだ、商品化段階ではありません。しかし、このシステムを使った設計・施工を手掛ける会社が、需要拡大とともに舟形町に進出することができれば、誘致という形になると思われまので、今後の検討課題とさせていただきます。

沼澤議員が言われるようにCO2削減利活用事業や企業誘致関係事業については最上総合支庁でも23年度にかなりのボリュームで実施することになっております。例えば、耕畜連携飼料需給システムの構築プロジェクトやネギの残渣による循環型産地の育成事業、最上バイオマスバレー推進事業、木質バイオマスの利活用、産業化検討事業、最上新エネルギー利活用事業、最上地域ビジネス創造支援事業、或いは最上食産業創出事業、最上地域製造業機能強化事業、観光資源活用事業などがあります。これらについても、最上地域の事業ですので一緒になって勉強しながら、導入できるところは導入の方向で進めて参りたいと考えております。そして、そこへの企業誘致や企業進出が図られるのではないかと考えております。

企業誘致は、人材育成の視点で優れた教育の実践と必要性和、課題解決能力、また、英語力についてのご質問ですが、ご説ももっともなことと考えております。ただ、その手法と言いますか、道のりは一言では言えない多くの過程を踏みながら、培っていくものと考えております。教育基本法は、憲法に則り、「教育の目的が人格の完成を目指し、～社会の形成者としてふさわしい資源を蓄えた心身ともに健康な国民の育成を期すべきことを示しています。」第10条家庭教育では「父母その他の保護者が、その子の教育について、第1義的責任を有する存在であること生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」また、第13条では「学校、家庭、地域住民が、教育において果たすべきそれぞれの役割と責任を自覚することの必要性を確認し、相互の連携・協力の一般的な協力義務を明示したもの」となっております。

それは取りも直さず、町の第6次構想が描く「出会い、ふれあい、支えあい 新たな結いの創造」にはほかならないと考えています。多くの人々との「つながり」の中で形成されていくものと考えております。行政主導とか行政依存型から共通のかかわりを持って、人材を育てることから、今後は、益々、父母や家庭、地域住民の支援が求められるものと思います。以上であります。

1番： 再質問をお願いします。(1)について。まず確認したいのですが、現行の補助制度が良くないと

主張しているのではございません。基金を創設することによって、その目的が明確化され、子育てや高齢者支援の象徴となり、子育てや福祉が充実している町としてのPR度が高くなるということでの趣旨でございます。財源として見込んでいるものがすでに充当しているという状況であるので、十分予措置しているということですが、やはり急にはできないのが当然でございます。平成23年度の予算編成も終わっている訳ですから、それに無理だとしても基金を創設していれば、例えば今年度人事院勧告で人件費削減分がございました。そういうものも基金に積むことができるのではないかと考えます。人件費が削減されたものをベースにするのではなくて、削減前をベースに考えることが必要であろうと。そこから削減分を基金に積んで、取り崩して財源として使うのですから、行財政改革を集中改革くらいに逆行する考えではないと考えます。元気故郷作り応援基金については、もう設置されている訳ですけれども、積む時に子育て、高齢者支援分を分離していれば問題はない。手法としては問題がないものではないと考えます。更に、基金に積むことで、執行のタイムランが生じるというご指摘、答弁を頂きましたが、執行する金額が分かっているならば基金に積んで、そこから取り崩して一般会計や特別会計の基金繰り入れとして歳入に入れて、歳出に計上するという事は、同時に提案可能なのではないかと。地方自治法第241条の基金の項目についても、私の提案は反していないと思いますので、もう一度この所の確認、答弁をお願いしたいと思っております。

町長： 子育て、高齢者支援基金の創設という、この基金という考え方は、沼澤議員が言う提案も良いのかなと思います、確かに。只、行政改革という面から申し上げますと、毎年、行政改革をしている訳です。行財政改革。例えば議員さんも6名削減しましたけれども、これは小泉内閣の時の時代の趨勢というふうなものも確かにあるのだと思うのですが、それ以外でも、今特別職、三役部門の削減、或いは職員の不補充ということもあります。更に、それ以外でも行革の中で補助金の削減、或いはその他のそれぞれの経費の削減というものを毎年やっている訳なのです。その削減した部分をすべて基金の方で対応しても良いのかということとは確かにそういう理屈はありますけれども、ここで問題なのが財政の運営の中で、一般財源の財政の運営というのがあるんです。一般財源。削減した分は全て一般財源であるということでありまして、それを削減したから、色んな意味で削減したからそれを基金ということは確かにそれもいい案であろうと思いますけれども、これは一般財源というのは今舟形町では27億円、今回の36億2千万円のうち、27億円あります。その中で国からの補助は26%しかありません。一番多く占めるのがこの一般財源でありまして、この一般財源をどうこうということを常に見ておかないとメリハリのあるこの財政運営、或いは財源の調達というのが難しくなる訳であります。従いまして、この一般財源の弾力化という面で、例えば今年度は民生費の方に1億円増をしました。これ一般財源も後で見れば分かる通りに、金の部分でやっておりますけれども、その年度年度で、今年度はここを優先的にやりましょうということになった場合に、この一般財源というものがかなりいる訳です。今回は民生費、或いは農林水産費の方に重点的にやって行きましたけれども、そういう面で、一般財源というエリアからしますと、イコール削減した部分を基金ということは確かに結構な事でありまして、この一般財源の弾力性という面も一つご理解願いたい。ですから単年度の財源調整もありますし、或いは年度間の調整もある訳です。この辺も一つご理解願いたい。それから少子高齢化の部分については、今沼澤議員が言った通りに、国の方でも今の現実問題として、喫緊の課題であります。先程、大場議員も言いましたけれども、雪国に育つ町民と我々ということも考えて頂きたいと思っておりますし、特に少子高齢化の部分については、これまで以上にこの国の方で財源を調達しなければならないという宿題があると思っております。そこで、この少子高齢化の部分については、沼澤議員もご承知の通り、22年度からソフト過疎が出てきます。今年度23年度では2,500万円予定しておりますけれども、6年間、或いはこれから22年度から7年間のスパンの中で、このソフト過疎が使えますので、これからこの計画の中でこの基金というものも検討しながらも、一般財政の弾力化ということも考えながら、そして、このソフト過疎という大体5千万円位のものが単年度発行できるということもありますので、少子高齢化或いは子育て支援、或いは農林水産業の方にソフト過疎というものを充当してみたいと思っておりますので、その辺も全体的な視野から見て、ご理解を願いたいと思っております。

1番： 一般財源の弾力化については理解しているつもりであります。只、平成19年3月16日に採決された内容としては、舟形町議会議員条例を改正したことによる概算経費2,592万7千円、5年間で1億2,978万5千円、その用途については②に若者の定住対策を即急に実施すること、③児童、生徒の医療費の無料化を早急に実施することでございます。私が提案しております、この子育て、高齢者支援基金の趣旨はこ

れに賛同するものですし、更にそれを推進すると考えます。要は、財源の確保ということもあるのですが、特別職、役場職員の給与の減額部分を基金に使う、議員削減の部分を積むということで、その使途が明確になって、住民の皆さんも理解しやすいのではないかと思います。要は減額部分は何になったのかと、今の各方面への説明がありましたけれども、そう聞かれた時に、色々な所に配分されているのだというよりは、子育て、高齢者支援基金に積み立て、子育てや高齢者支援に回すのだというふうに説明した方が分かりやすいのではないかと思います。時間がありませんので、内容面では、今ございました子育て支援という大きい事業としては、医療費の無料化というものがあるかと思っています。全国の状況を見ますと、それに加えて、保育費の無料化、或いは給食費の無料化ということもされている市町村がございます。学校給食法によりますと保護者負担と法的にはなっているのですが、そういうふうに規定されている給食については、千葉県浦安市議会の広瀬議員さんのブログによると、全国的に進んでいると。大半は転出を抑制して、転入の期待が目的であるということが書いてございます。舟形町では小学校の教育費の合計費が約1,500万円、中学校が約960万円ではないかと思っています。今言った情報に寄りますと、北海道の三笠市、或いは埼玉県の小鹿野町、南アルプス市、茨城県の大子町、鳥取県の伯耆町、沖縄県の金武、山口県の和気町、東京都の江戸川区でそのような実践がされております。大子町については、先程言ったように全て子育てに関わるものについては無料になってございます。人口規模は2万1千人ということで大きいのですけれども、人口が舟形町と同じようなところで6,500人の山口県の和気町でも給食費は無料ですというPRになってございます。そのような取り組みが可能ではないかなと、基金に積み立てればというようなことも合わせて答弁をお願いしたいと思います。

町長： 今、色々他市町村なり、全体のお話を聞きましたけれども、先程も言いましたけれども、少子高齢化というのはこれからも避けて通れないというのはその通りでありまして、それに対応するにはどうするかというのもこれからの喫緊の課題だろうと思います。それ以前に今、先程も行政の報告でもありましたけれども、婚活事業というものもある訳であります。子育てをする前に、この婚活事業というものも大事な要素でありまして、昨日、一昨日でありましたか、高島町の婚活事業というものが出ていたようであります。これは毎月のように婚活事業をやっているということで、大変私も興味を引く記事であったと思いますけれども、要はこの先程の若者の「FITS」と申しましょうか、あのような関係の青年団関係の婚活という取り組み、商工会との取り組みというものも一つ必要ではないかと思っておりますので、これは23年度以降意を尽くしてやってみたいということと同時に、子育て支援ということで今回無料化しましたけれども、色々今沼澤議員が言った子育て支援なり、或いは無料化の問題についてもこれから財政的な面もありますので、検討して参りたいと思います。只、先程も言った通り、基金と一般財源というものの弾力性というものも一つご理解願いたいと思います。基金にしていまいますと、基金だけに使って、後のものには使えないということも反面ある訳でありますけれども、その辺が一般財源の弾力性ということで理解をお願いしたいと思います。以上です。

1番： 時間もありませんので、趣旨については賛同頂けない面もあったかなと思います。(2)のことについてです。答弁では、大地融雪熱の可能性、或いはTICの企業さんの成果ということのご報告がありました。これは大変素晴らしいと思います。只、更に企業誘致関係でお話をしますと、マルマス関係もありましたが、岩手県の葛巻町で岩手型のペレットストーブというのを見てきました。暖かくて非常に良いものだと感動したのですが、それより優れたものが新潟型であるということをお聞きして、実際に調査して見てきました。性能としては確かに優れたもので、価格にしても本体価格が24万円程度というようなことでした。また、これが間伐材からペレットをするプラントというものもありまして、それについては、一式でちょっと高額ですが2,500万円。間伐した場所からペレットを作って、ペレットというか粉碎した状態で運んでペレットにするという一連の仕事がその位できると。それがまた雇用を生むということもございますし、3月1日のニュースでは、県では先程も答弁がありましたが、間伐に補助金を出すということでしたので、県内では5つの市や町でペレットストーブの設置に対する補助制度があるようです。東北芸術大学の三浦修一先生の分析では、詳しくは時間がなくてあれですが、森林バイオマスの雇用は石油9人に対して135人だという分析がございまして。後、年間150万㎡ずつ森林が増加しているのです、それは無くない資源でありますし、山形は自然エネルギーCO2削減0になれる地域であると分析されております。県内でもそうなのですが、最上郡にとっても豊富なエネルギー資源であるという分析ができると思います。ですから、そういう事で、温暖化防止を公共施設、ペレットストーブの設置になる訳ですが、或

いは地域単位でその木質バイオマス構想を進めるということで、雇用が生まれるこのペレット製造プラントも含めて、そういうふうな考えがないかということをお聞きしたいと思います。

町長： 大地熱関係でも、先程答弁しましたけれども、まだまだ、医者住宅もやりましたけれども、なかなか単価が高いと。実用化はなかなか難しいのかなと思います。只、先程言ったように山口県の方でしたか、この専門家の方が来れば、先程の大場議員ではないのですが、除雪の面、雪国の部面で価値があるのかなと思います。後、もう一つはエネルギーであります。このエネルギーというものの舟形町の取り組みというのはなかなか後手に回っているのかなという感じはしております。最上町でも木質ペレットということで、NEDOですか、あの関係で4、5千万円の事業で3年間でただでやってもらったということもありますので、あそこは林業関係も非常に盛んな町村でありますので、そういう関係でアタックしたのかと思いますけれども、何れにしても、これから国の方でこれからの10ヵ年計画の中で、この2%成長ということの中で、福祉、医療、或いはこのエネルギーというようなものも入っている訳です。勿論、観光もありますけれども。何れについても、この基本構想の中でもまだまだ見えない部分もありますので、このエネルギーから今沼澤議員が言った通り、全ての雇用の創出に合致しなければならないということで、雇用の創出が観光であり、エネルギーであり、健康であり、医療であり、福祉であり、農業でありというふうなものに携わって参りますので、このエネルギーという面では内はまだまだ先駆的なものがないのかなと考えておりますので、その辺もこれからの宿題として研究させて頂きたいと思います。

1番： 時間がちょっと迫ってきました。関東自動車等にもアプローチしているという答弁がございました。自動車産業は今ガソリンから電気へという革命的な時代、変化の時代を迎えております。スモールハンドレットというベンチャー企業がぞくぞく参入しているという世界の情勢であります。例えば、中国の山東省の地方都市では、最高速度は40kmしか出ないのですが、電気自動車が17万円で売られているという状態であるということもお聞きします。先端技術というお話もしましたが、今前人未到の技術である地球温暖化防止問題の人工光合成というようなものも根岸先生が今熱心に取り組まれている分野でございます。そういった先を見通した分野へ先駆けて町としてはアプローチする必要があるのかなと思いますので、その点について。

後半で私の通告分の意図が伝わらなかったところがあります。子供達の課題解決力を評価するには、評価はどのようになっていますかというような質問でありましたけれども、私個人としては総合的な学習時間の成果発表会が一番分かりやすいだろうと考えて、以前もお話しました。今の設定から、仮説、実証、検証、事実線、まとめまでを発表して、友達と質疑応答、先生のアドバイスを聞くという形式になっておりますので、そういうのが各学校でどういうふうになされているのかということをお聞きしたかったところです。時間もありませんので、町として英語教育にも頑張っって数年経ちましたので、町としてその英語力、標準偏差の変化はどうなっているのかとか、或いはその根岸先生がおっしゃる突き抜けたというのは、平均値ではないと私は捉えます。その興味があるとか得意であるとかいう人の能力を伸ばす教育がやはり大事であると考え、ALTの先生方の活用というところも大事になってくるのかなと。只、来年度からは小学校の英語活動も始まるので、ALTの先生は中学校で一杯、一杯だというお話もお聞きします。ですから、授業の中で、5分間位は英語でスピーチで、英語の先生とALTの先生が英語でディスカッションする等、そういうふうな事をビーンズプランで明示することができないかなと思いますが、ちょっと答弁時間ありませんが、その辺のところお願いします。

教育長： まずALTの方から行きます。ALTにつきましては、来年度から小学校の方も5年、6年で授業をやっていくということになっておりますけれども、ご心配されている点については、現行通り小学校でも十分対応するような時間配分の中でやって行きたいと思っております。後、総合学習の中での目的としていることにつきましては、各学校が課題を持ちながら毎年1年、1年の授業の中でやっておりますので、それらについても対応を十分されているものをご理解して頂ければ有難いと思っております。

議長： 以上を以って1番沼澤正則君の一般質問を終結します。

午後1時15分まで休憩を致します。(12:09)

議長： 再開します。(13:15)

5番： 舟形町総合発展計画の具現化を問う。

2010年から2019年を目標に第6次舟形町総合発展計画が策定されました。策定には、まちづくり審議会委員10名による8回におよぶ会議、総合発展計画策定委員25名による全大会、部会が7回の策定経過を受

け「出会い ふれあい 支えあい ～新たな「結い」の創造～」を掲げ、第1章から5章からなる基本計画が議決されました。第1章総説には基本計画、目的、目標、実施計画との連携、土地利用。第2章、安心して暮らせる住み良いまちづくりを目標、定住促進、道路、情報通信網、保健医療、克雪利雪、消防、交通等のインフラ整備。第3章産業の振興と地域活性化するまちづくり。農業、林業、内水面振興、6次産業の推進、工業、商業、観光の活性化による交流人口の増加。第4章子育て、健康、充実したまちづくり。子育て支援、保・小・中一貫教育、生涯学習、芸術文化、スポーツ、健康、体力づくり、高齢者の生きがいづくり。第5章互助、共有、自立による協働のまちづくり。住民参加による自立型地域づくり、支え合い、助け合いによる福祉の町、行政サービス、健康な財政運営。第1章から第5章まで多方面にわたり計画が立案されていますが、日本経済の不況期中で、町税の伸び悩みや、三位一体改革により地方交付税も大幅に減額されているなど、年々緊縮財政が続いています。

ハード面の社会資本の整備の対応と共に6次産業の振興、要援護者支援対策、地域支援事業、各種検診など生活に密着したソフト事業も大変重要になっています。こうした事業への取り組みにも有効に財源措置が必要である。

「舟形町総合発展計画」中に計画された各種事業の具現化の方針をお聞きます。

町長： 5番叶内富夫議員のご質問にお答えします。

舟形町総合発展計画いわゆる第6次基本構想であります。今、ご質問された通りに、第6次基本構想を策定するため、それぞれの住民の意見を聞くまちづくり意見交換会を平成21年9月28日の木友町内会を皮切りにしてのこのまちづくり意見交換会を対象に致しました。加えて、まちづくり審議会の委員の皆さんの会議を8回、或いはアンケート調査2回ということで1,238件の意見というものもありました。町議会による「舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会」3回、全協1回、女性代表者及び単位老人クラブ会長会議各1回、そして25名からなる総合発展計画策定委員会を7回開催致しまして、町民の数多くのご意見やご提言を頂き、それらを反映した第6次基本構想を策定し、昨年3月に議決を頂きました。

第6次基本構想では、「出会い ふれあい 支えあい ～新たな「結い」の創造～」をキャッチフレーズとし、安心して暮らせる住み良いまちづくり、産業の振興と地域が活性化するまちづくり、産業の振興と地域が活性化するまちづくり、子育て・健康・教育の充実したまちづくり、互助・共有・自立による協働のまちづくりという4つのめざすべき目標を定めております。

その目標を具現化するために、基本計画や具体的な実施計画も策定しております。基本計画では、安心して暮らせる住み良いまちづくりとして、定住促進や道路・交通網整備、情報通信網の整備など10項目について、現状と課題、そして基本方針、或いは施策の体系、施策の展開、そして主な事業を明示しました。産業の振興と地域が活性化するまちづくりとしては、農業の振興や林業・内水面漁業の振興、そして6次産業の推進など6項目について。更に3点目の子育て・健康・教育の充実したまちづくりについては、子育て支援事業の展開や保・小・中一貫教育、生涯学習の推進など7項目について。更に4点目の互助・共有・自立による協働のまちづくりについては、地域ボランティアや自立型地域づくり、福祉のまちづくりなど8項目について、同様に現状と課題から主な事業までを明示したところであり、この基本計画では、具体的に町の現状を分析し、目標達成のためにどういう基本方針で臨むべきか、どういうふう施策を展開していくべきか、その主な事業としてはどういう事業を展開すべきかを明示しております。

総合発展計画の具現化の方針というご質問でございますが、6年間の実施計画を策定し、具体的な事業、概算事業費、事業予定年度を調整しております。実施計画の事業費総額は83億3,105万円、183事業を計画しております。内訳としては、安心して暮らせる住み良いまちづくりでは38億2,892万円、町営住宅大規模改修事業や子育て支援若者定住支援事業、社会資本整備総合交付金事業など67事業。産業の振興と地域が活性化するまちづくりでは10億2,109万円、地域営農推進事業や商工業振興事業、温泉事業など37事業。子育て・健康・教育の充実したまちづくりでは25億2,217万円、学校改修事業や放課後児童対策事業、老人福祉事業など47事業。互助・共有・自立による協働のまちづくりでは9億5,887千円、コミュニティ助成事業や婚活事業、総合行政システム事業など35事業を計画し、実施して行こうと考えております。

尚、策定期限の関係で、小学校統合事業や防災対策が国の補正予算の採択要件である2本の道路整備事業、更には国の補正事業であるきめ細かな臨時交付金事業や光をそそぐ交付金事業の一部は、この実施計画に入っておりませんが、住民生活の安心安全に積極的に対応できることから、採択申請をし、実施して行くこととしております。

但し、事業実施にあたりましては、国県の補助金も想定しているため、民主党政権の内閣支持率しだいによっては先行き不透明となる部分もありますけれども、積極的に実施し、具現化に取り組んで参りたいと考えております。

また、この4つの実施計画の83億3,105万円に盛り込まれている過疎地域自立促進計画の事業費は、6年間で今回上程している変更分も含めまして24億9,843万円（うちソフト事業は7億7,082万円）を計画しております。ただ、23年度の国の予算における普通交付税総額は16兆4千億円で対前年度比約5千億円の減となっておりますが、22年度補正分で1兆円が確保されているため、22年度より5千億円程度増額となります。しかしながら、臨時財政対策債が20%減の6兆2千億円となっており、健全化法に基づく健全化判断比率の分母となる標準財政規模が相対的に減るため、比率的には下がってしまう方に働いてしまいます。従って、事業実施にあたり、積極性もさることながら健全化法に基づく実質公債費比率、或いは将来負担比率も注視しながら、また、収支均衡の原則、財政構造弾力性の原則、行政水準の確保・向上の原則、財政運営効率化の原則、財政運営公正の原則、長期的財政安定の原則という6つの財政運営の原則に基づきながらも、メリハリのある財政運営に努め、更には政治情勢や時代の変化を見極めながら事業の具現化を図って参りたいと思っておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。以上であります。

5番： 今事細かに説明をお伺いしました。膨大な項目の中で、色々な予算を切り分けしなければいけませんけれども、この中で奥山カラーを出す時期が今回も総合発展計画の中で示す絶好の機会ではないかと思っております。その中で、今色々説明がありましたけれども、この振興計画を遂行するには、過疎地域自立促進法で今まで町にもインフラ整備や、町民の福祉、健康方面に大きく依存してやってきた経過があります。今回、より多く過疎地域促進法が今までは10年間の時限立法でありましたけれども、今回は6年間の時限立法という形で昨年承認され、今施行されている訳であります。その中で、財源として過疎計画書に計画が載っておりますけれども、緊急を要する事業に対して特別の枠と申しますか、重要施策に重点的な配分をして、住民の福祉を図る考えをお聞きしたいと思います。

町長： それでは、今回は第6次基本構想でありますけれども、これまで叶内議員もこの過疎関係とも連動して今まで取り組んできたということになりますけれども、まず第一次基本構想、これは昭和34年に計画されてまして、その時は亜炭産業の町ということで、舟形町は脚光を浴びた訳です。その時の第一次の今人口減少社会ということで基本構想が載っておりますけれども、その時の第一次の基本構想では1万4千人を人口の面で想定しておりました。実際に34年から10年間の途中で人口の推移を若干申し上げますと、9,500人になっているようであります。1万4千人に対して。更に、第二次基本構想が、この時代は、企業誘致というものをメインにしながら10年間の構想を作ったようであります。その時の人口の目標は8千人でありました。丁度10年後には8千人でありました。更に、第三次の昭和52年に第三次基本構想、その時は農業経営の拡大というものがメインであったように思います。従いまして、農業の経営というようなものをしながら、更にこの辺からバブルと申しましょうか、公共施設、公共事業というようなものが非常に計画上網羅されたという時代でありまして、この当時の目標人口が8,500人であったようです。実際に7,800人が減額となりましたけれども、そういう時代。更に第四次の平成7年でありまして、この時は第三次の公共施設の充実というふうなものに更に拡大を致しまして、ハード、ソフト両方の面で本当のバブルな時代というふうになっておりまして、人口が増えるのかなとなりましたけれども、8千人の目標に対しまして7千人でありました。1千人の目標からの減となりまして、更に第五次基本構想というものは、この第四次の10年間のものを発展的に継続的にやって行きましょうということでありまして、この第五次の目標の人口が7千人に対しまして、6,300人というふうになりまして、今のようになったということで、こういうふうなことを踏まえまして、過疎計画も昭和43年からありましたけれども、第二次から連動してやってきたと。丁度10年間、10年間同じようなスパンで、今まで計画してきたというようなことで、過疎の力によるところが大きい訳でありますけれども、過疎計画の目的というものは、人口減少の歯止めをやりましょうということであったと思います。只、しかしながら依然として人口は減少の一途を辿っているということでありまして、この第6次基本構想では6千人という人口目標を掲げている訳でありますけれども、これにどういうふうに対応するかということがこれからの10年間の構想の中では一番大きな段階であるのではないかと思います。人口減少社会、所謂この少子高齢化という事が進行している訳でありますので、先程1番議員さん、或いは3番議員さんからのお話もありましたように、この少子高齢化時代にどういうふうに舟形町は立ち向かって行くかということが一番の大きな要点ではないかと思います。これも、

先程1番議員の方にもご説明しましたがけれども、何と言っても少子化の対策、或いは高齢化の対策というものを歩調を合わせながらやって行きたいと思えます。と申しますのは、少子化の対策としては何といつてもやはり無料化、子育て支援というものも大事でありますけれども、要はこの源となる結婚の取り組みというものがまず一番大きなものではないかと思えます。更に高齢者の為には色々な施策というものがありませんけれども、まず元気な高齢者というものを作っていかねばならないということが一番の高齢者対策の大事な要素であろうと。

それから、その生産人口というものですけれども、まずは雇用の創出であろうと思えます。雇用の創出も先程1番議員に質問をされましたけれども、確かに企業の誘致という面もありますけれども、その時は答弁できませんでしたがけれども、3番議員さんのこともありましたけれども、この企業というものはなかなか難しいと思えます。と申しますのは、企業というものは、新庄、最上地方に来るためには、1分でも2分でも3分でも1秒でも早くして欲しいというのが大前提であります。ですから、新庄新幹線の延伸もありましたけれども、3時間プラスαということで、これはかなり長いと。もっと早くできないかという大手の会社の意向も十二分にある訳です。更に、仙台から今大崎市にありますけれども、酒田港までの、酒田港も一級港になりましたけれども、あそこまで来る道路を早くして欲しいと、これもある訳です。企業というものは利益を追求するという意味で、これは1分でも1秒でも早くして欲しいという眼目がそうあります。ですから、今の高規格道路、3月27日に新庄の北道路完成しますけれども、あれとて新庄泉田道路、或いは金山の方に行く道路はなかなか難しいということで、途切れるというようなことがあります。只、私は国交省なり国の方に要望に行くとき、今費用対効果という面でありますけれども、舟形町はこの好条件と申しましょうか、沖の原にインターチェンジがある訳です。こういう立地条件というのはそう無い訳でありまして、これを10年間のスパンで言いますと、東北地方に企業が張り付いている所は、かなりこの高規格道路の沿線に張り付いているということが実態としてある訳です。ですから企業の誘致という場合に、舟形町の利便性というものも要望活動で申し上げておりますけれども、舟形町のみならず新庄、最上地方全体で誘致活動というのが一番良いのではないかと思えますので、先程、重要な施策と申し上げましたけれども、まず少子人口減少社会、少子高齢化の進行にどういふふう立ち向かって行くかという施策と、それから生産人口の中での雇用の創出という面、この両方の面が一番大事な要素であろうと思っております。

5番： 課題は、町長からはハード面における町の総合計画の中に発展の話を頂きました。それでは、視点を変えまして、ソフト面で質問をしたいと思えます。

今年は例年に無い豪雪で大変町民が除雪に大変苦労しました。舟形町は雪を逆手にとって、利雪の取り組み方が他市町村に比べずば抜けて早く、日本で初めて世界で初めての猿羽根山体験実習館にありますけれども、雪を利用した冷房施設、空調関係を作りました。又、実栗屋には農産物の雪冷房、貯蔵ということで雪氷室を作りましたが、今はその跡形も無く、又新しく取り組む方もいません。我々農業を種巻く者にとっては米価が大幅に下落をし、又農業所得が大幅に減少している中で、農産物を如何に有利に販売するという観点から言いますと、冬の間無尽蔵にあるこの雪を何とか利雪の方に用いて、農産物の貯蔵、保管に力を注いで、そして季節外れの農産物を市場に、農産物が少ない時に出せば、高価に、高値で取り引きできるのではないかと考えます。その中で、農産物を貯蔵する雪室の件でございますけれども、これも総合発展計画の中でももう少し大きく取り上げて良いのではないかと私なりに考えております。過疎地域の計画によりますと、利雪関係の予算は本当に微々たるもので、町の先人達が高い授業料を払って利雪のデータを蓄積したノウハウがあります。そのノウハウを活用して、農業振興の向上の為に今こそ優先的に取り組む事業ではないのかと私なりに考えます。又、自然水利を利用した消雪道路、消雪溝の整備も大切ではないのかと思えます。流雪溝を作りことによって、春の除外雪の費用も大幅に浮いてくるのではないかと思えますので、費用対効果の面からも考えれば十分採算に合う事業ではないかと思えますので、その辺を率先的に、重点的に予算を配分をして事業をする考えがあるのかどうかをお聞きします。

町長： 今の質問にありますけれども、10年間の基本構想、そして6年間の実施計画でありますので、前にも答弁しましたがけれども、学校関連の事業とか、或いはその年度、年度、その年での国の補正措置というような事で、修正、挿入というような事業もありますし、或いは見直しという事業もこの6年間である訳ですので、今叶内議員が申しましたように、この雪に対する取り組みというようなもの、先程質問にありましたけれども、まだまだ先駆的、先進的な計画というようなものが若干少ないのかなと思っております。

したので、その辺はローリング方式の中で鋭意検討して参りたいと思っております。以上です。

5番： もう少し具体的に利水体制をお伺いします。今、町の住宅を見てますと、農家でもサラリーマンでも除雪対策として高床式の住宅が大変多く建設されています。その高床式の地下の一部を雪の貯蔵庫として利用することによって、夏季間の冷房なり、農産物の貯蔵に使えば余り建設コストも掛からないで、既存の施設を使ってやるということで、安価に設備ができると思えますけれども、それに対して町として助成をして頂けるような制度があれば、地下に雪を貯蔵して、利雪に対する町民の考えもまだまだ変わってくるのかと考えますので、その辺の考えをお伺いします。

町長： 高床式というものの中で、雪貯蔵という面のご質問でありますけれども、それも個人的に1戸、1戸すれば良いのか、或いは共同ですれば良いのかという発想もあるかと思えますので、これは雪に対する全体的な物の考え方、雪ということになりますと、雪に対する機械の除雪、消雪、或いは流雪溝、大地熱、それから町作りの協働でする除雪の体制というようなもの、更に今の雪氷室、或いは雪貯蔵というような面も含めながら、雪に対する新たな計画と申しましょうか、そういうふうな面をこれから全町的にも検討してみたいと思えますので、宜しくお願ひしたいと思います。

5番： 総合発展計画のメインであります「新たな結い」という関係で質問させていただきます。さっき3番議員の大場さんから冬期間の除雪関係、ボランティアの関係で質問がありましたけれども、ボランティアイコールこれは「結い」だと思えます。我々もいつ歳をとってボランティアのお世話になる必要があるかもしれません。その中で、「結い」ボランティアを組織化してお互いに互助、ふれあい、支えあいの精神の熟成と申しますか、共通の意識を持った啓蒙活動がこれからは必要なのではないかと私なりに考えます。なぜかと言いますと、我々は一人では生きて行けないと。地域があるからこそ、我々が安心して生活ができるという観点がいきますと、そういう道徳的な教育と重ね合うところがありますけれども、こういう考えをこれから町民一人一人が共同意識を持って、そして町づくりなり、地域づくりに取り組むような考えを行くのも地域づくりの手ではないかと思えます。確かに今は、寿教室や色々な教室を行いながら啓蒙活動しておりますけれども、もう一歩進んだ互助、結いの精神の熟成の為にこれから生涯学習の一環となるかもしれませんけれども、その辺の考え、まずはこれからの進むべきところをお聞きしたいと思います。

町長： この「結い」であります、いつでも私が申し上げております通り、昔から喜怒哀楽、楽しい時も苦しい時もお互いに分かち合い、お互いに支え合って今日の農村社会を築き、或いは形成したのが「結い」の総合扶助という精神力であろうと思えます。従いまして、これからはお互いに助けあいながら、或いは情報を共有し合う共有の精神、そして自立というような共同の連携をする共同の精神とこの3つの精神力を要にして取り組んでいかなければならないと。これは国の総務省或いは国交省、農林水産省この3つの省で、今この「結い」というふうなものの研究会を立ち上げております。昨年からです。これはなぜこうなったかという、内閣府であろうと国土交通省であろうと、或いは農水省であろうと、この「結い」というふうなものが、先程言ったように人口減少社会と、少子高齢化の進行に伴ってこれからこの「結い」という精神を新たにしなければならぬというものがこの3省で計画されております。従いまして、これを舟形町に置き換えてみましても、21年から舟形町でも、この地域づくりということで、今日は町内会長等の幹部の方がお見えになっておりますけれども、この町づくりというふうなものを、行政一辺倒ではなかなかこれからできないのだということで、何とか町内会、或いはそれぞれの地域で、この「結い」と申しましょうか、地域づくりということを何とか考えて欲しいということで、桜井准教授からこの前2月16日まで6回に亘りまして舟形町にお越し頂きました。その中で、今具体的に取り組んでいる研究の発表をこの前3町内会でやってもらいましたけれども、素晴らしい発表であったと思えますので、こういう町内会の地域づくりというようなものを、もっと裾野を広げてやれば、新しい「結い」というようなものが自然的に出てくるのではないかと思えますので、これからも上から押し付けるというような考え方ではなくて、町内会独自にこの地域づくりという面が前面的に支援して参りたいと思えますので、これからも一つ宜しくお願ひ申し上げたいと思えます。

5番： 今、町長から結いに対する考え方をお聞きしました。やはり私達も行政と一緒にしながら、そして住みよい地域を作るのが我々の使命でもあります。そのような関係上、これから行政と地域と一体になった町づくりの為に我々も頑張りますけれども、行政の支援も宜しくお願ひ致しまして、私の一般質問の終わりしたいと思います。有難うございました。

議長： 以上を以って5番叶内富夫君の一般質問を終結します。

9番： それでは私から先に通告しました通り「機構改革で目指すものは」という主題で質問をさせていただきます。

議会でも特別委員会を設置して、「活気あるまちづくり」に向けた施策をどうあるべきかについて、①産業振興策、②少子、高齢化対策、③環境整備の三分野に亘って調査、研究を重ね、職員定数管理適正化や定住対策、児童生徒の医療費の無料化、最近では町基本構想の策定や、小学校統合等についての政策提言を行ってきました。その他においても当初予算において付帯決議を行うなど、安全で安心して暮らせるまちづくりの施策を提示してきました。町長はじめ執行部の前向きな取り組みによって、多くの施策が実施され大きな成果を上げていることに対しましては高く評価を致します。

反面、なかなか実施計画には至らない案件も残されているもの事実であります。昨年より実施をしております議会の報告会において町民の方々から出される要望や意見の内容を見ましても多くの課題を残しております。中には、きちんとした説明のないまま置き去りにされている危険箇所の改修事業や町内全域にわたる流雪溝の整備計画の具体的な実施計画の策定など見直すべき事業もあるのではないのでしょうか。これらの課題を解決するには、定期的に事業計画や実施について検討、協議をしながら進捗状況を把握することが必要と思います。議会としても住民の側から、もっと内容が見える議会になるよう改革を進めているところですが、行政と一体となった施策のチェック体制の構築も必要と考えます。

以上のことを踏まえ、今回の機構改革においては冒頭に掲げた三分野（産業振興策、少子高齢化対策、環境整備）についての推進に向け、各組織機構において重要視した点について伺います。

町長： 9番の八鍬太議員のご質問にお答えします。

平成17年度から現在の課制・班制制度を導入して、今年度で6年目を迎えております。この間、役場の組織機構について、町民の皆さまや、行政改革推進委員会の皆さまから組織のあり方についてご意見を伺って参りました。また、役場内部においても組織のあり方について検討を重ねてきた経過があります。

職員数の削減に伴いまして、各課・各班の業務量を見直し、業務量の平準化を図る必要性を強く感じております。限られた職員数で、町民への行政サービスを低下させることなく、より効率的な行政運営を図るため、この度、機構改革を実施させて頂きたいと思っております。

大きな見直しにつきましては、新たに課を一つ増設したいと考えています。振興課は現在、第2庁舎の1階に地域整備班と上下水道班が設置されており、2階には農政班と脳器用委員会が配置されています。年々、農業・土木関連予算が増大し、振興課管轄の業務領域が拡大しています。特に、地域整備班につきましては、国からの特別交付金に関連したハード事業や、福祉法人からの施設整備等に関する業務委託、そして教育委員会等からの施設整備に関する業務量も年々増えており、今後も業務量の拡大が予想されています。このような状況を考慮し、業務の効率化を高めると共に、業務量の平準化を図るため、現在の振興課を二つの課に分割したいと考えています。その他、細部につきましては、組織機構の見直しの提案の時に、詳しく説明させて頂きたいと思っております。

また、八鍬議員が指摘されておりますように、事業計画やその後の実効性について不透明な部部があるとのことですが、よく検証し関係者に対して事業の実施や不実施についても、その進捗状況等についてきちんと伝えていくように再度、確認をしていきたいと思っております。

町の施策に対するチェック体制の構築につきましても、今、設置されております「まちづくり審議会」や「行財政改革推進委員会」との関連性も考慮して、どのような組織体制が適しているのかも含めて、チェック体制のあり方を検討してみたいと思っております。

次に、議会において「舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会」を設置して調査、研究に取り組んでおります「産業振興策」・「少子高齢化対策」・「環境整備対策」の三分野について、町の取り組み状況や今後の対応について、報告させて頂きたいと思っております。

まず、1番目の「産業振興策」について答弁致します。

舟形町の場合、産業振興の基本は、やはり農業の元気再生であり、農業や地域資源を活用した企業の創出、また、それらによって生み出される雇用と地域経済力の向上、或いは、購買力の向上と直結する商工業の活性化であると考えております。今、山形県では、農林水産業と加工産業分野で3,000億円の生産額達成に向けて取り組んでおりますが、舟形町でも県と歩調を併せながら、農業を中心とした産業振興施策を農業分野だけでなく、広く商工業との関わりの中で進めて参りたいと考えております。

そのために、次の5つを「農業元気再生重点項目」として事業を進めて行きたいと考えています。

一つ目は、農業と商工業をトータル的に「産業」として位置付け、一つの部署が担うことによって今まで行ってきた「農・商・工・観」の連携による「6次産業」の取り組みをより強固なものにしたいという内容であります。昨年、12月3日に「6次産業化の促進に関する法律」が成立しました。この法律は、農産物の加工や開発、販売の促進などの取り組みを国や県、そして、市町村が一体となって支援するという法律になっています。一言で言えば、舟形町が進めております「産業振興本部会議」を中心とした農産物加工や特産物の開発事業を国、県、町が支援するという内容です。

これまで商工会、或いは食彩舟形工房、有限会社舟形マッシュルームで、鮎めしや地鶏セット、アイスクリーム、クリスタル土偶などを試作、販売してきましたが、こうした活動が法律によって支援されるということになりますので、更にこうした取り組みを引き続き進めながら、昨年オープンした商工会の観光情報館や、農協の農産物加工施設を中心とした誘客の拡大や、加工品・特産品の販売などを支援、協力していきたいと考えています。また、世田谷区代沢小学区を顧客対象としたネットサイトの開設と販売計画も進めておりますが、この事業も重点事業として位置づけているところです。

2つ目が、ねぎの産地づくりと雇用の創出になります。ご存知のとおり、新庄もがみ農協が事業主体となって進めております「ねぎの産地づくり」と「ねぎ選果場」の建設整備支援です。具体的には、県の創意工夫プロジェクト事業と活力ある園芸産地創出支援事業の2つの事業により整備する訳ですが、整備に伴う計画策定や予算の獲得、或いは、事業実施に向けた雇用人員の確保（40人目標）など、農協と協力しながら産地づくりと農業から雇用創出として、これを支援して行きたいと思っております。

3つ目の重点項目としては、集落経営を展望した組織体の育成になります。具体的には、そばの刈り取り作業と、乾燥調整を受託する組合の創立と育成強化になりますが、現在、約230haのそばが作付けされているものの、その約半数が商品化まで結びつかない状況にあります。水田農業推進協議会をはじめ多くの会議の中でも提案して戴いていますが、「沖の原機械利用組合」に続く組織の育成を図り、そばを名実とも水田利活用の主力作物とするために農業機械導入も含め支援を行ないながら、産地づくりを農協とともに進めて行きたいと考えております。

4つ目が、耕作放棄地対策です。農業委員会調査でも、農地の167haが荒廃もしくは、その一步手前という調査結果を出していますが、まず耕作放棄地再生のモデル事業として、関係機関の協力をもらいながら進め参りたいと考えております。さしあたって次年度は、認定農業者と協力して、紫山地内のある15a程度の耕作放棄地の再生と畑地利用の取り組み支援を支援して行きたいと考えていますが、特に、再生後の技術支援につきましては、農業技術普及課や農業大学校の協力を得ながら、進めて行きたいと考えております。尚、作物はラズベリーを予定しています。

5つ目は人材育成支援です。若い農業者や新たに農業を行う人材の育成です。これまで、活気ある農業推進機構を中心におかひじきや、行者ニンニク、山形県がブランド化を目指しているやまがた地鶏などの取り組みを行ってきましたが、引き続きコンセプトを「5万円から10万円の農業所得の確保」として事業を進めています。また、併せまして非農家の方々を対象とした「園芸セミナー」などの開催などにより広く園芸分野の農業者の拡大に力を注ぎたいと考えています。その他に、農業大学校入学者支援や、認定就農者支援事業などを進めながら、若い農業者の育成確保を図っていくことも必要だろうと考えております。

以上が主たる農業を中心とした産業振興であります。特に、戸別所得保障制度が本格的に実施される中で、産地資金の要件が、販売が条件となっており、技術の向上がより多い所得に結びつく内容となっていますので、こうした点を更に重点課題として取り組みたいと考えております。

2つ目の少子・高齢化対策についてお答えします。人口減少対策として位置づけ、これまで子育て支援住宅及び定住モデル住宅の建設並びに宅地分譲など「はだまりタウン団地」への集中整備により一定の定住人口の確保に努め、平成22年10月の国勢調査によりますと、舟形町は最上管内町村では平成17年度対比では、人口減少△507人、減少率は△7.6%と一番低く、人口減少の抑制に繋がったのではないかと考えております。先の答弁と重複するところがありますが、少子化対策として、具体的提言の医療費無料化については、平成23年7月から小学生から中学生までの通院・入院費の完全無料化を実施したいと考えております。高齢者対策につきましては、主なものとして、①平成20年10月から「町内会長・民生児童委員・町内女性代表」の合同会議を開催し地域高齢者の支援をお願いし、今日に至っております。この会議を契機にして、平成21年12月には最上管内に先駆けて「災害時要援護者支援体制」の整備を行いました。平成23年度は新たな事業として、地域密着型複合施設「ほなみ」に小規模特別養護老人ホームとして、19床を増

床して定員29名に整備致しました。また、地域で孤独になりがちな一人ぐらし高齢者に対して、安否確認を兼ねて週1回「ヤクルトの無料配布事業」を社会福祉協議会の試行事業として取り組みを検討したいと考えております。高齢者支援につきましては、地域の支援を頂きながら、安心して生活できる環境整備に努めて参ります。

3つ目の「環境整備」についてお答え致します。

その前に「要望に対する町の対応」についてご指摘頂きました点について、若干答弁させて頂きたいと思っております。今年度は、沖の原集落をはじめ7回の集落座談会を開催しましたが、その意見交換会や長沢、舟形、堀内連合町内から出されました陳情・要望項目は、それぞれ83項目と、78項目、併せまして161項目となっています。それぞれに①すぐ対応できるもの、②今後予算の確保も含め長期的に対応すべきもの、③町内或いは地元が主体となり協働の町づくり事業などで対応して頂きたいものの3つに区分して、座談会の中の説明できるものは、座談会の中で、また、検討を要するものについては、検討した後、各町内会長さん宛てに文書をもって回答しているところではありますが、その内容が、十分に住民の方へ周知には至っていない部分があることも事実でありますので、その辺の、周知方法も含め十分に検討して参りたいと考えております。また、課題解決には定期的に事業についてP D C A（計画－実行－評価－改善）の実施というご指摘がありましたが、再度、政策推進室等を中心に徹底して行きたいと考えております。

次に流雪溝整備計画についてですが、この計画は、「克雪施設整備構想」として、山形県が最上8市町村を対象に農業用水を利用した流雪溝整備計画となっております。計画書の構成は、流雪溝の延長などの事業量や、取水方法、今後の課題などで構成されていますが、やはり、維持管理費という点が課題となっております。平成17年度に富田集落、平成19年度に西堀・木友集落で話し合いが行われましたが、結果として、維持経費の負担や雪の投入方法が最後まで大きな課題となり、事業までは至らなかった経緯があります。本計画の見直しにつきましては、具体的な取り組み段階で詳細な見直しを行いたいと考えていますが、既設の農業用水施設の利用が現時点では基本となると思われまます。基本的には環境整備事業は、「町総合発展計画」の具現化になります。まず、連合町内会や地元からの強い要望があります道路交通網の整備であります。現在、社会資本交付金事業として認定を受けております。紫山内山線の道路改良など7路線の整備、富田中通をはじめとした3路線の消雪施設の整備を進めて参ります。特に、町道福寿野岡矢場線、沖の原福寿野線の道路改良、主要地方道新庄次年子村山線の「堀内橋」の架け替えを重点事業として位置付けているところです。

その他、簡易水道の石綿管から耐震管への入れ替え工事をはじめ、町営住宅の改修工事や、木友一戸建て住宅の売り払いのための意向調査も重点事業として取り組みたいと考えています。その他、福寿野岡矢場地区と小松地区のは場整備を農業振興としてすすめていきます。

また地域整備班の業務として、小学校統合に向けた舟形小学校の環境整備と小学校の跡地利用、更には小規模特別養護老人ホーム「ほなみ」19床の増床などのハード事業を担う部署として位置付けております。

その他にも主要地方道大石田畑線など、県管理道路の16路線の道路改良と9ヶ所の側溝整備、また河川関係では長尾堤防の嵩上げや、長沢地区の護岸工事、小国川など12ヶ所の河床浚渫、内山地区の住宅保護、砂防事業として九郎沢の護岸工事も重点としてありますので、この辺についても重点項目として県への働きかけを強めていきたいと考えているところであります。

9番： それでは時間の範囲で再質問をさせて頂きたいと思っております。

まず、今回の機構改革にあたって新たに課を増設するという考えでありますけれども、答弁の冒頭において今回の機構改革には、まず一つに業務量の平準化を図るためということがありました。職員の仕事を平準化するのであれば、単に各部署の業務量に応じた人員配置を考えれば良いのではないかと思う訳です。今回、新しく課を増設するというからには、やはり町や地域の重点課題に取り組む為の体制強化と住民へのサービス強化を図るといようなことを目的とした行政組織の改革なのだという大義名分が欲しいと思う訳ですけれども、その辺についてもう一度町長の考えを伺います。

町長： 何と言っても、最初に申し上げました第2庁舎の農業委員会、或いは農政、2階、或いは地域整備班、上下水道班とありますけれども、先程も答弁したように業務量というのが非常に多くなっているという面、これは農政課の方にまちづくり課の方から今度観光の面、商工、観光、労働という面を農商工官という一体感の中で進めて行きたいということでもまず一つは挙げられるであろうと思っております。

それからまちづくり課の業務というのが非常に多岐に渡りまして、非常に多いという懸念もございました。

更に町民課の方の保健福祉、年金、税務というようなこと、保育所の業務もそうでありますけれども、あの関係も税務関係もかなり町民課の方で非常に業務量というものが多くなっているということがありましたので、その辺も町民課、まちづくり課、或いは農業観光というふうな面から賛成しまして今回一つの業務の方に課を増やしまして、まちづくり課の商工観光の面を農政課の振興課の2階の方に、更に町民課の方の税務課をまちづくり課の方に、更に総務課の交通安全につきましては、まちづくり課の方にということで、そういうふうな面がこの業務の平準化にしたいと考えております。以上であります。

9番： 先程も言いましたように、今後の町づくりの力点をどこに置くかということで、この組織体制というのが決まってくるのではないかと思います。今の班体制につきましては、従来係制といいますか、そういうものから班体制にシフトした要因の一つが町長の冒頭の答弁にもありましたように、職員数の減少、或いは業務の平準化を図るという目的で今の体制にしたのではないかと。その中で、住民との共同の町づくりを広めて行くという目的があったと考えます。素案というふうにはなると思うのですが、今回の計画案を拝見しますと、かなり業務の細分化がなされていると思います。そういう意味から言いますと、元の係体制、所謂縦割り行政に若干戻ると懸念があると思うのですが、その辺の考えを伺います。

町長： 17年にこのまちづくり課というふうなものが、課の体制の見直しをした訳でありますけれども、結論から申し上げますと係制は取りません。今の現行の班体制で行こうと思います。これは、まちづくり課という名称も変更してもらいたいという意見もたまにありましたけれども、私はまちづくり課というものについては、あの当時、設置したという意義は十分にあるのだらうと思います。これは、まちづくり課というものが礎になって、地域づくりというものが想定されますので、まちづくり課が中心になりまして地域づくりというものを進めて行かないと少子高齢化の時代というものに遅れていくのだらうと思います。決して、課長を一人増やすことによって責任の度合いというものも非常にきめ細かくなってくるのだらうと思いますし、これまで非常に膨大な業務の中で責任を全うしてもらいましたけれども、責任というふうなものも一人の課長の誕生で、更に強めて行って頂きたいし、係制というようなものになると、上からのセクト的なものになりますし、課の垣根を越えた班体制を維持していくというふうに考えております。

9番： それから、もう一つ答弁の中で、施策の実行のチェック機能という話が出てきましたけれども、まず私の質問の中でも申し上げましたように、今まで政策提言でありますとか、付帯決議でありますとか、議会の議決をした、そしてお願いをしてきた案件というものもあります。そうした議会の議決の重要性というようなものはどの程度考えているのかということの一つをお伺いしたいと思います。

例えば、一つ例を出しますと、平成18年でしたか、町内の方から所謂舟形2号線、舟形のJRの鉄橋下の危険箇所の改修を陳情された例があります。その時には、議会も一致した意見としてその陳情を採択して、その他に当初予算にその危険箇所の改修を図るようというふうな付帯をした訳でありますけれども、その後も各議員が再三に渡ってその事業への一般質問等で指摘をしてきた経緯があります。それが未だ何らかの形にもなって表れていないという案件もある訳です。そのような中で、このチェック機能の一つとして町づくり審議会、行革推進委員会という話もありましたけれども、町長の冒頭の挨拶の中にも事業の決定、実施にあたっての留意事項についての答申というようなこともありました。そのような事も含めて、その施策の実施といいますか、その実施の進捗状況についての説明、或いはチェックというようなものを今後どのように図って行くかをもう一回お伺いします。

町長： 今のチェック体制というもので、前に八ヶ岳議員も入札制度のチェックの在り方ということもありましたけれども、現況から申し上げますと、町づくり審議会でチェックをしているということも、これはこれなりに評価はしておりますけれども、計画をしてそしてチェックをするということは、同じ機関としてどうなのかと前から思っておりました。更に、今行政改革推進委員会ということで、この前2年間に渡りまして8項目に渡りましてもらいましたけれども、これも所謂行財政チェックでありますので、この辺の計画は計画、そしてチェックする機能というのを分断してはどうかかなと私自身そういうふうには思っております。これをどのように具体的にしていけば良いのかまだ整理していませんけれども、計画をしてそれを同じ審議会でチェックするというのは、別の面で別の方からチェックした方が、かえって効率的なかなと思っておりますので、その辺が先程答弁書の中で、チェック機能の在り方というもの、県でありますと事業評価委員会というようなものをやっておりますけれども、まず名前に拘る訳ではありませんけれども、例えば、行政改革推進委員会の方々が、まず全ての事業をチェックするというような、これは集中改革プランもそうですけれども、そういう機能も果たしてもらおうという方法も一つの考え方とし

て良いのかなと思っておりますので、まず今の段階ではこのように考えております。

9番： 決して計画した施策について、必ず実行するというような強要的な事を言う訳ではないのですが、経過についての説明というものをきちんとしていく必要があると思っておりますので、その辺については是非今後共検討をお願いしたいと思います。

それから機構改革に伴いまして、議会、特に予算、決算の議会では問題になります町税、或いはこの使用料等の収入未済、或いは不納欠損の処分であります。ご承知のように、年々増加の傾向にある訳ですが、この徴収対策についてであります。一つ例を挙げますと、千葉県の船橋市においては、この徴収対策を、所謂この債権回収を特化した専門組織というものに移管をして徴収にあたると。それでかなりの徴収率の効率化と成果を上げているという例もあります。そのようなことで、時期が来たから不納欠損だと、取れないものは取れないという形ではなくて、今でも臨時の徴収員を置いて、この徴収対策室において頑張っているんですけれども、その辺の事についてももう少し強化策というものを考える必要があると思うのですが、その辺の考えについて伺います。

町長： この未徴収については、これまでだいが皆さんからも色々ご質問がありましたけれども、国民の三大義務、労働、教育、納税という面がある訳ですので、まずそれを守って欲しいということがあります。それから不納欠損を期待している町民の方もいるやに聞いております。これは断じてそういうことがあってはならないということで、今、国民健康保健税を主体的にだいが未納者の方、未納額が多くなっております。これに対して、会計の沼澤会計室長を中心として、その取り組み、町民課、それぞれの課長さん方、年に数回、回っておりますけれども、一つの考え方としまして、今八ヶ岳議員がある所の事を言いましたけれども、ある市町村ではこの未収金の為に連合組織をしている市町村があるとお聞きしております。これは、この滞納整理の為に連合組織、例えば最上市町村でそれを構築するというような、北海道ですか、あったように思います。只、それも皆さんの合意が無ければならない訳でありますけれども、昨年でしたか、徴収員を専門に貼り付けた経緯もありますので、これの効果というのは非常にあったと思いますけれども、そういうふうな面の徴収員というものも再度検討して見てはどうかなと思います。今のところそういうことであります。

9番： それでは、もう一点だけ機構改革に関連してですけれども、今のこの行政改革の一環として、全国の多くの自治体で、所謂自治基本条例、或いは議会の基本条例の策定というものが大変話題になっております。そんな中で、基本条例の策定、見方を変えれば実際の組織の運営を議会とか、執行部だけでなくて住民、議会、勿論首長、職員、所謂あらゆる地域の住民が総合で討議をする必要性があるということ、逆に認めているということに解釈されると言われております。そのような中で、自治体の所謂構成員全てが誰でも提案し、討議できるというような、協働のまちづくりの基本のような形になりますけれども、そういう観点から町長の基本条例の策定の考えについてお伺いしたいと思います。

町長： 今、八ヶ岳議員からお話があったご質問であります。私も町長に就任してから終局的なまちづくりという考え方はそこにあるのだらうと思っております。これからは少子高齢化の時代で、住民自治の強化ということが叫ばれる時代であらうと思ひまして、今の基本条例、或いはまちづくり基本条例、これについては、今豊岡副町長にその内容についてももう少し精査してみろということをお願いしております。

更に、今2つ私が個人的に考えていることは、財政の健全化に対する条例というもの一つであらうと。それから、もう一つ町民が参加できるような条例というもの。これは、ある市町村によりますと新しく大きな条例を作る場合に、町民が参加して、そしてその中で討論をしながら条例を作っているという市町村もあるやにお聞きしております。その辺ももう少し勉強しながら、町民が行政に参加するというものから、参画するという位置づけがその辺にあるのではないかと、今念頭の中に置いていることも事実でありますので、宜しくお伺いしたいと思います。

9番： では、次に所謂産業振興策について伺いたいと思います。

まず最初に第6次産業化についてでありますけれども、今日の一般質問の中でも再三町長の答弁で出てきましたように、なかなか新しい企業の誘致については大変厳しい立地条件の中にあるのかなと思います。そのような中で地域産業の拡大という意味からも、是非とも頑張りたいと思うわけであり。只、一つ懸念されることに、所謂色々な組織が立ち上がりました。名前をあげれば、産業振興の本部会議、活気ある農業推進機構、観光情報館、その他町の事業者等多種多様に渡っての立ち上げがある訳ですが、そんな中で、商品開発を余り手を広げ過ぎると一人歩きをして行く心配はないのかなと思う訳であり

ます。これはある程度舟形ブランドと言いますか、そういうものを絞り込んで行くという提携も必要かなと思います。そうした中で、こうした第6次産業の束ねと言いますか、そういうものをどこでやるのかなということを明確にしておく必要があると思うのですが、その点は如何でしょうか。

町長： その核となるものについては、私が推進本部長の産業推進振興本部を作ったと。これは農協さんも商工会さんも行政も、或いは小国川漁協さんも色々な団体を交えてお話をして、そして農業振興、或いは商品開発、特産品の開発というものに持って行きたいと。これは何故かと申しますと、農業関係と商工業というものをドッキングさせたかった狙いがあります。お蔭様で、農協さんの加工室もできましたし、或いは商工会さんで舟形観光情報館というようなもの、所謂販売、販路の方もハード面ではできたのではないかと思いますので、今度はこれを旨く利活用する為にどうするかということを、この6次産業の中でこれからの基本構想に取り組んで参りたいと。その一つが、この農商工連携の中で一番大きなこれからの課題であろうと。推進本部を核として、農協さんとそれから商工会さんとその他の団体が共有してその販路を求めて行くということがこれから一番大事な要素であろうと考えております。以上です。

9番： それでは、次の少子高齢化対策ですけれども、子育て支援も含めまして、私なりに充分充実して来ていると思います。只、先程来ありましたように、今年の豪雪によって町内の空家対策でありますとか、老人世帯の新たな実態というものが浮き彫りになったかなと思います。そんなことで重複しますけれども、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

町長： 何と言っても、雪に対する取り組みというものは、これから大きな課題であろうと。と申しますのは、下水道事業というのは全部完了しましたので、これからは消流雪溝も含めた雪の整備、雪に対する整備というものがこれから大事な要素であろうと思います。以上です。

議長： 以上を以って9番八鍬太君の一般質問を終結します。

2番： 先に通告をした質問の主題、1. 小学校統合後の跡地利用について、2. 町道整備の要望の結果は。この2点についてご質問をしたいと思います。

小学校統合後の跡地利用について。先に12月定例会で議員からご質問がありました、小学校統合後の跡地利用について、再度ご質問したいと思います。

各小学校の歩みを見ますと、長沢小学校においては明治7年1月創立、福昌寺を仮校舎として長沢小学校と称しいろいろな時代を過ごし昭和63年、現在の校舎が落成しました。23年経っております。富長小学校においては、昭和33年に長者原小学校と富田小学校が統合し、舟形町立富長小学校となります。平成3年新校舎が完成しました。堀内小学校においては、明治6年堀内東光寺を借家として堀内小学校が開講しました。昭和46年現在の堀内小学校になりました。まさに40年経っております。教育委員会では平成25年に統合したいと考えているようですが、統合後の跡地利用は地域の活性化の為に地域の要望を聞きながら進めて頂きたい。町としての考えをお聞かせ下さい。

町道整備要望の結果は。町道岡矢場線について、去年3月の議会で質問をしました。その後の本線の改良については、県の方に県道の編入と整備を要望した結果についてお伺い致します。

町長： それでは加藤議員のご質問にお答えします。第1点目の件についてでございますが、教育委員会では、昨年7月から9月の期間で町内21地区を回り、「小学校の教育環境を考える教育懇談会」を実施して参りました。その結果を踏まえ、政策推進室のメンバーと教育委員会とで、9月28日今後の小学校統合の方針についての検討を行い、次の点について確認したところです。

10月から12月の期間、保育園児保護者、小学生保護者、PTAや地域の皆さんとの教育懇談会を持ち、以上の4項目についての周知を図っていく。①町内4小学校を1小学校に統合する。②校名、校歌、校章は新たに制定する。③校舎は、現、舟形小学校校舎を活用する。④小学校統合は、平成25年4月1日を目標年次とする。そして、その会合には教育委員会のみならず、統合後の跡地利用の課題に対応すべく、政策推進室のメンバーが同席して、統合後の跡地利用の質問や地域振興策の質問等に答えていくことを併せて決めたところです。

実際その体制で、10月22日はPTA連絡協議会。11月18日ほほえみ保育園保護者。25日長沢小学校区、29日舟形小学校区、12月1日富長小学校区、2日堀内小学校区を回り、統合についてのご理解とご協力をお願いしてきたところです。教育委員会は、小学校統合に向けて、12月16日、目標年次設定の議定を行いました。3月3日には、統合準備委員会を組織し、その中で、統合小学校として機能していく、ハード、ソフト面にわたる多くの検討を委員の皆さんと行っているところです。多くの検討の中から、より良い、

小学校ができることを期待しているところです。

また、ご質問の通り、統合となれば小学校跡地の検討も並行して行わなければならないと考えております。お説の通り、現在の4小学校はその歴史と風土、そして地域の中で地域の人々から大事に育てられ、地域とともに歩んだ歴史があります。時代により、尋常小学校、国民小学校、村立小学校、そして昭和29年の町村合併により、現在の町立4小学校体制となった訳ですが、それぞれの学校は今の姿にすぐになった訳ではなく、時代の趨勢とともに歩んできています。

長沢小学校は幅分校を統合し、舟形小学校は鼠沢、大平、太郎野分校を統合し、富長小学校は富田小学校と長者原小学校を統合し、堀内小学校は実栗屋、西又分校を統合して現在の形となっています。平成25年4月1日の統合に向けて、新生小学校の夢を語り、その具体化を図って統合を実現していくことは、とても大事なことと考えております。

また、現在、我々がここにある、ということは、重要な歴史の積み重ねがあって存在していることも認識しているところです。小学校統合事業は、緒に就いたばかりです。統合準備委員会の活動に期待しながら、その委員会に参加して、統合後の3校舎をどのように活用していくかを考え、来年度中には小学校跡地検討委員会を組織して、具体的な検討を重ねて行きたいと考えております。今度とも、実りあるご意見を頂きながら、小学校統合事業、小学校跡地利用、そして地域の活性化の推進・地域づくりに取り組んで参りたいと存じますので、宜しく願い申し上げます。

次に町道福寿野・岡矢場線の進捗状況についてお答えします。本線につきましては、舟形大蔵戸沢間道路整備促進期成同盟会を中心としながら進めてきましたが、昨年7月の総会開催や、10月の現地調査などを行い、その都度、県並びに県議会議員への要望活動を行って参りました。特に、舟形インターがあることにより、本線をアクセス道路として尾花沢新庄道路へ乗り入れいる車が多くなったことや、新庄市や大蔵村の方も多く利用していること、更には福寿野地内に最上広域消防南支署が開署されたこと、それによって、緊急車輛が通行するための道路改良、整備が喫緊の課題となったことなどを、新たな事柄として盛り込み、本同盟会の最重点項目として、町道沖の原福寿野船の改良も含め要望してきたところであります。その他にも平成23年度の最上地方市町村会からの要望事項として、或いは、舟形町から県への重点道路改良事業としても要望しております。こうした取り組みが、この1年間の内容となっておりますが、当町が要望している県代行事、或いは、県道昇格という点では、依然として、最上総合支庁建設部の段階では、難しい状況であるという回答であります。

こうした状況でありますので、新たな提案として、主要地方道 舟形大蔵線と一般県道福寿野熊高線の交差点改良工事を山形県が行い、町道福寿野岡矢場線の道路改良を舟形町の事業としながら、総合的に利便性と安全確保を図る事業として進めことを県に提案しているところです。

町が担う事業は、町総合発展計画にも掲載しております町道福寿野岡矢場線と、福寿野沖の原線の改良工事になりますが、その財源を社会資本交付金事業とする計画を国から認定を受けているところであります。尚、地元、福寿野集落の合意形成につきましては、昨年11月に意見交換会の際に、町からということで、本線改良の必要性を理解してもらい、共に事業を進めていくことをお願いしているところであります。今年度は、主要地方道大石田畑線の瀬脇地内の道路改良、また、新庄次年子村山線の「堀内橋」の架け替えも県の事業計画に盛り込まれるなど、道路整備は一步一步と、着実に進んでいると思っております。このことは、行政だけでなく、地元の熱意や働きかけが実現に向けた大きな要因となっております。本県につきましても、関係町村が連携することは勿論であります。地元との連携を更に強いものにし、進めて参りたいと思っておりますので、一層のご支援をお願い致します。以上であります。

2番： 10月から12月の期間、2ヶ月間、保育園児、小学校の保護者やPTAや地域の皆さんと教育懇談会を持ち、そしてその会合には教育委員、又教育委員会、又統合後の跡地利用の課題に対応すべき政策推進室メンバーが同席して、跡地利用の質問に答えて行くことを決めたところだと、今の町長さんの答弁でありましたが、統合後の跡地利用については、まだ白紙なのですか。まず最初これ1点お伺いします。

町長： 結論から申し上げますと、跡地の利用については白紙であります。これまでは教育委員会が主体となって座談会なり意見交換会をしまして、その後に政策推進室の総務課長なり中山課長なりが教育委員会に出向いて、それぞれのほほえみ保育園、或いはそれぞれの学校の保護者との意見交換会をして来たという今の様態であります。

2番： 今町長の答弁の中に、来年度中には小学校跡地検討委員会を組織し、具体的な検討を重ねて行き

ますとあります。私も統合については大賛成なんです。今の教育の現場を見れば、すぐにでもしなければならぬという感じでおります。教育委員会の皆さん、そして教育委員の皆さんにも大変なお骨折りを頂き、統合に向けて動いたと。25年には統合するのだという話をお伺いしました。全く大賛成であります。

今、町長が統合後の跡地については、白紙であるという事を私の方に貰いました。長沢小学校は3階建てであります、比較的新しい校舎であります。そして隣には学習センターと申しますか、今舟和会で遊楽館という事業を行っております。又、富長小学校においては町の集落、地域の外れと申しますか、中間にありまして、そして堀内小学校は建物そのものも古くなっております。これは私の夢、また一つの提案として町長にお聞きしたいのですが、今申し上げたように長沢小学校は何ら教育の現場に、そして隣に遊楽館という福祉の施設があります。又、逆に今申し上げたように富長小学校においては、丁度中間の位置にありまして、少々の騒音が出て、車の出入りが出て、そう邪魔にならないと申しますか、今舟形のまさに集落にJA新庄最上の選果場がございます。その周辺に町の駐車場ということで整備をされました。先程の町長の挨拶の中にありましたように、JA新庄最上のネギ選果場を今年度舟形町で作る、まさにそういうふうなネギの選果場とか、野菜出荷場とか大型の車が自由に出入りできる、そして少々の騒音が出て、地域住民に迷惑が掛からない、そういう工場的なものが富長小学校にあっているのではないかと思います。そして堀内小学校においては、校舎そのものも40年経っております。確か、昨年か、一昨年か耐震の工事を体育館等行っております。私が思うのは、今校舎が建っている場所、昨年、一昨年位かな、私も一般質問で申し上げました集中豪雨、今ゲリラ豪雨と申しますけれども、その災害、土石流ですね、あの光生園の沢が土砂崩れで水が止まれば、完全に土石流となって光生園を襲う訳であります。その訓練も昨年初めて光生園で行われました。私もその訓練を見させて頂きました。又、あの場所は亜炭公害と申しますか、穴が開いている場所です。今話をお聞きますと、事務所等でもビー玉かパチンコ玉か卓球のボールか分かりませんが、転ぶような、床そのものが変形をしているという状態になっております。話をお聞きますと27年度に立て替えなければならぬと、新しい施設を造らなければならぬという話も、これは確たるものではなく噂でありますけれども、お聞きしております。まさにこれからあのような施設を造る場合、2階、3階建てという施設ではなりません。安全上の為に平屋の建物を造らなければなりません。只、ご存知のように舟形町は豪雪の町でもあります。平屋の施設を造るとなれば莫大な土地が必要となる訳です。小学校跡地の校舎を利用するというようなことではなく、古い校舎は壊して、そして、あのグラウンド一杯に施設を造ったら、窓をあければ子供さんや地域住民の声が聞こえるような施設にしたいというように考えております。

町で今、キリュウと申しますか、工場がございます。ウツシカワソーイングがなくなりました。今舟形町ではキリュウが唯一の大きな産業ではないかと思っておりますけれども、その中には色々小さな町が沢山ありますけれども、今舟和会、この光生園では180名の雇用の場所です。まさに舟形町の大事な、大事な雇用の場所です。どうでしょう、町長。小学校跡地を無償で提供し、そこへ新たな施設を造るというような考えはないでしょうか。

安心して暮らせる、働ける環境づくりについて、町長の考えをお聞かせ頂ければと思います。まず、白紙でありますから、これは私の一人言か夢のような話でありますので、是非町長もそういうふうな考えに賛同して頂き、この舟形町の将来について、今言ったように雇用の場所、本町に集中すればこんな小さな町でも格差が出る訳です。先程、町長から話があったように、堀内の橋が一步動き出したということでこのままで行けば堀内という集落は無くなります。そんなことから、是非町長の寛大な心で、今私が申し上げたような方向で進めて行って頂きたいと思っております。まず、その辺の町長の考えをお聞かせ下さい。

町長： 今、長沢小学校、堀内小学校、富長小学校のことで、加藤議員が考えているお話がありましたけれども、教育委員会ですと回った内容を見てみますと、やはりこれまでの歴史と伝統というようなものを学校の中にある程度残して欲しいというご意見も多々あったように思います。残りは、長沢中学校の時もそのような感じで、今の生涯学習センターの方にその一角を残してある訳です。今教育委員会の方ですと回った中で、一番目についたのがこの歴史と伝統を残して欲しいという面が今一番念頭にある訳です。と、同時にやはり学校というものは、それぞれの地域の中で文化の伝道であるというものであろうと。そういう考えというものが根強くあるのだらうと思っております。これを第一的に跡地利用委員会の方でも当然考えていかなければならないと思っております。ですから、今白紙と言いましたけれども、当然白紙であります。従いまして、今の加藤議員の、例えば長沢小学校の教育振興にするというのも良いだろうし、或いは富長

小学校を産業振興にするというのもいいと思います。これは、別の面で今産業振興なり、例えば、富長小学校を産業振興と言いましたけれども、人間以外でも、例えば鮭川さんの方で園芸関係の工場にしている取り組みもあるやにお聞きしておりますので、その辺も考えながら、その地域の皆さんがどういうふうにご考えているかということも十分に参考にしなければならないと思います。今、加藤議員の申された内容についても、政策推進室の方で、小学校の跡地委員会の中で行った時に、議会からそういうお話がありましたというふうなこと、一考も付け加えてみたいと思います。

それから堀内小学校については光生園云々ということ、平成27年に建て替えしなければならないということ、これはお聞きしております。場所については、今のところまだ決まっておりません。これについても、今の堀内小学校のグランド跡地ということも一つの案としてあるということも、跡地利用検討委員会の中に、或いは、又舟和会さんの方にもそういう要望があったということをお聞きしたいと思っております。

2番： 有難うございます。是非、私の考え云々ではなくて、地域住民も大いに望んでいると私は感じております。是非、奥山町長の素晴らしいお力で、今言いました、長沢、富長、堀内という跡地を大いに利用できるように施策をお願い申し上げたいと思います。

私は消防団長という立場から、今すぐにでもこの光生園がどこかに移ってもらいたいというのが、大きな、大きな本音であります。事務所でピンポン玉が転んでいくような、斜めになっているというようなことでは、町で一番大きな雇用の場所でもあるし、そして山形県でも光生園、舟和会と言えば名の通っている大きな施設であります。是非、町長のお力で実現をして頂きたいと思っております。

次に、町道について私が3月議会で、まさに町道は地域住民の生命線であります。ご存知の様に最上広域消防南署が大蔵さんのご協力によって、本町に造ってもらいました。今年度、高規格高救急車という素晴らしい4千万円近くする救急車が配備になります。その素晴らしい高規格救急車が配備されても、先程から話があるように車が交差することのできない不便な町道では、まさに今南署となつてからの救急出動は本当に1日に2回も3回も出ているような状況です。新庄に行く時は必ずその岡矢場線を通って、角沢経由で新庄に搬送する訳でありますけれども、是非町長さんが質問の答弁をして頂いた交差点に関しては県で、そして道路に関しては町と、これ素晴らしい考えなんです。ここまで町としての考えを県に申し上げれば、それでも県で駄目だということは無い訳です。確かに、交差点の事業については、移転費やら色々な経費が嵩む訳ですけれども、是非、是非交差点等を県でやってもらって、そして町道に関しては町で整備をし、そして県道に昇格してもらいたいと強く思います。又、その交差点において、集落の村の方に牛舎等もあります。町内会と良く話し合いをし、合意形成について進めて貰いたいと思っております。これについてももう一度、先程町長が答弁された、交差点は県、そして道路に関しては町、そしていずれは県道にするんだという考えをもう一度町長の方からはっきりとした考えをお聞きしたいと思っております。又、それも話の中の一つなのか、そこら辺を。

町長： この福寿野岡矢場線ではありますが、まず最初に去年の6月でしたか、最上開発総合協議会というのがありまして、それぞれの議長さんも行ったと思っておりますけれども、そこに行った時に、実は要望した経緯があります。と言いますのは、この費用対効果の中で、今交通量の減少とか色々ありますけれども、是非私は消防の南署が来た関係で、住民の安全安心という立場から、その費用対効果の中に入れて欲しい。そして優先的にこの道路の改良ということに取り組んで欲しいと申し上げてきました。その後、舟形大蔵線でございますので、私と大蔵村長、それから渡部村長の3首長の集まりがこの同盟会でありますけれども、会長は大蔵村長でありますけれども、その時に2回に渡って実は要望会というのをしましたけれども、一つは現場をしたのが10月21日でしたか、これを岡矢場線から戸沢線まで全部回ってした時に、野川部長、或いは道路課長ということでありして、その中で私が出した案が今の案であります。十字路のものについては、県に要望しても今お金が無い、お金が無いというものですから、それでは県の代行工事でも良いだろうと言いましたけれども、これもお金が無いということで、然らばこの十字路の道路改良を県でやればいいのではないかと。後は舟形町でやるというような案を出したところが、野川部長の方もそういうような事であればということで実は別れて来ましたが、というのは県の財政の方でも、立場という事を考えると、町と県が共同して取り組んだということになれば、少しでも県の財政ということを考えれば良いのかなということで出した訳であります。当然、あそこの十字路をやれば相当のお金が掛かりますので、これは県でやって欲しいということで、後の町道については、舟形で社会資本整備事業の公金事業で

やりたいということですので、来年度についてもこの案で強く要望して参りたいと。県道昇格というのはやはりその次だろうと思います。やる事はやって、そして県道昇格ということにならないと、なかなか今の時代の趨勢では難しいのではということで、その辺もこれから強く要望して参りたいと思います。

2番： 是非、頑張っ県で部長さんが驚くような町長の発想で、交差点は県で、そして町道については町でやって、将来的には県道に格上げをするというような事、まさに町長の大発想であって、これを是非実現して頂きたいと思います。只、色々な集落のその地域の問題があります。先程ちょっと述べましたが、交差点を進みますと牛舎等があります。その辺の絡みも是非町内と合意をし、進めて頂きたいと思います。又、あの地区は基盤整備に入るとということで、これももし良ければ、今年の雪が消えて、ここにどれ位できるということを知る範囲で良いので、振興課長あたり答えて下さい。

振興課長： 岡矢場地区の整備の進捗状況でありますけれども、お蔭様を持ちまして今年度、県代行という県工事でありますけれども、1億2,600万円程予算が付いております。これは過年度の繰越の事もありますけれども、2,700万円程で実設計を掛けまして、丁度岡矢場の方、14.2ha位ですか、これにつきましては来年度、平成23年度に通年施工ということで補助整備を行う予定でございます。それから、これからの予算の付き方でございますけれども、舟形、大蔵線の反対側、左側と申し上げた方が良いかと思いますが、それにつきましても残り再来年位の工事完了ということで予算化して頂いて、そして県の方に負担金として私らの方で負担していくというふうな考え方で、なるべく早く進めて行きたいという事でありませう。尚、今回補正等が来ましたので、当初考えていた年数よりも早まるのではないかと考えております。以上です。

2番： 基盤整備も同時に行われると、そして2、3年後には完成すると。是非、町長それに合わせた進め方をお願いしたいと思います。又、その岡矢場線から沖の原のえんじゅ荘、あの区間についても前向きな考え方で工事をして頂きたいと思います。

高規格道路も今尾花沢では着々と進んでおります。そして、去年、一昨年あたりですか、10年後でなければ完成しないという話だったのですが、最近見ますと若干早まっていると。7、8年位でこの高規格が舟形のあのインターチェンジに繋がるのだと、尚更大蔵さんと協力をしながら、肘折温泉という温泉街がありますので、是非あの道路を岡矢場線と繋げて頂くようお願い申し上げたいと思います。質問終わります。有難うございました。

議長： 以上を以って2番加藤徳彦君の一般質問を終結します。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれを以って散会を致します。明日は午前10時より行います。ご苦労様でした。(15:14)

平成23年3月4日（金）
平成23年第1回定例会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から2日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 一般質問をお受けします。順次発言を許します。4番野尻益夫君。

4番： おはようございます。先に通告をしておりますので原稿を朗読をして質問に代えさせていただきます。質問の主題「スポーツ人口の底辺拡大はいかに」

超高齢化社会を迎え、町民一人ひとりが生涯を通じて健康で生きがいのある生活を営むためには、何と言っても体力づくり、とりわけスポーツの振興が重要な課題だと考えます。健康を維持すれば医療費・介護費の抑制にもつながります。町においても生涯にわたり気軽にできるスポーツ振興を推進に努めていることと思いますが、近年以前に比べますと運動する人が個人・団体とも減少傾向にあるのではないかと考えます。町スポーツ人口の底辺拡大を図るためには、意識の高揚や指導者の養成などが必要かと思えます。また、子ども達の体力・運動能力の低下があると伺っており、低学年から運動に親しみ体力づくりの日常化に努めていくことが課題ではないかと考えます。

そこで、次の点についてご質問致します。第1点目は町のスポーツ振興にあたっての基本的な方針について。第2点目は町の小・中学生の体力・運動能力の実態はどうなっているか。第3点目は地域におけるスポーツ振興の方策について。第4点目は今後の具体的な魅力あるスポーツ種目や事業をどう考えているかお伺いします。以上です。

町長： それでは皆さんおはようございます。それでは4番の野尻議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の町のスポーツ振興に当たっての基本方針、そしてまた第3点目の地域におけるスポーツ振興の方策についてお答えしたいと思います。

町では次の5点を舟形町生涯スポーツの振興ということで位置づけています。一つ目が各年代層に応じた大会・事業の開催であります。健康で充実した生活を送ることは、一人ひとりの願いであり、共通の課題となっております。特に、少子高齢化社会の現代、仲間作りと健康増進や体力作りを図るための生涯スポーツに対する関心が非常に高まっております。そのため、各年代層のニーズに合わせた各種大会、或いは教室などを開催し、スポーツに親しみ体力作りができるよう事業展開を行っています。

2つ目と致しましてレクリエーションスポーツ或いはニュースポーツの普及であります。住民自らが健康増進と豊かな人生を送るために、日常生活に組み入れたレクリエーションの定着化を推進しております。今年度の例をあげれば、老人クラブ等の輪投げ大会の開催、或いはラージボール卓球大会などです。

3番目は体育協会の活性化であります。生涯スポーツの振興と競技スポーツの強化のためには、体育協会が重要な役割を担っています。組織の強化や指導者の発掘、養成に努め、関係団体相互の連携強化と資質の向上を目指し支援体制の整備を図っています。

4番目には地域スポーツ交流の充実であります。地域のコミュニケーションの場を広げ、連帯感と郷土意識を醸成し、日ごろの運動不足を解消するため、健康ウォーキング或いはランニングなど軽スポーツの普及・充実を図り住民が自主的にスポーツに取り組めるよう活動を支援をしています。

5番目がB&G財団関連事業の充実であります。B&G財団本部や山形県連絡協議会との連携・協力により、子供から大人までスポーツに親しみ体力作りができるような事業展開を行っております。

大きい意味での第2点目ではありますが、小学生の体力・運動能力の実態であります。お渡しした資料に基づきまして申し述べますと、昨年度の全国標準とそれから今年度舟形町の小学生との比較を行ったものであります。表は、全国標準を5%以上上回ったものに、○印。全国標準を5%以上下回ったものに、△を付しまして、空欄は±5%内と表したものです。結果の考察すれば、1番目、全体的には男子より女子の能力度が高めであるとなっております。2番目、握力、反復横とび、或いはボール投げの成績が良いようであります。ただ、3番目の上体おこし、或いは立ち幅跳びの成績が非常に悪いという結果になっております。以上を踏まえますと、舟形町内児童の体力、運動能力の課題は腹筋を中心とした体幹部分の筋

力の弱さと考えております。固定施設などを使った遊びをする児童が少なくなっているのではないかと考えております。多様な動き、或いは体幹を中心に体を支える動きを取り入れ、器械運動などの学習に力を入れていく必要がある。と、考察されています。

教育委員会では、教育目標の根幹に、学力、体力の向上を掲げ、各学校もその指導に当たっているところでもあります。中学校においては、クラブ活動の前には必ず30分のジョギングを行っております。さらに各小学校でも登校間際のランニングや中間休みを活用してのサッカーなど、体を動かす、運動を継続的に行う体制が整いつつあることも事実であります。ただ、学校教育の中では指導には限界があることが考えられます。特に、前段の考察から考える、体幹部分の筋力の強化となれば、普段の生活の中で、たとえばスコップを使っての除雪活動を行うとか、或いは日常生活の中でもできる運動ということもこれから考えていく必要があると考えています。

今年の冬は大雪により多くの町民の皆さんが大きな負担感を抱いたことと考えております。ただ、視点を変えて子どもたちの心身の健全な発達を考えていく上では、舟形小唄にもあるように「～雪で鍛えたこの体、雪で鍛えたこの体～」とあるように、雪と暮らす生活の中で改めて、見直ししていくことも必要かと考えているところでもあります。

第4点目の今後の魅力あるスポーツ種目や事業をどう考えているかとの質問ではありますが、前段でもお話ししましたが、レクリエーションスポーツやニュースポーツの普及につきましても今後とも努力していく考えであります。ただ、国全体が人口減少社会へと移行している現在、どこの競技団体や自治体でも、スポーツ人口の確保には頭を悩ませていることも事実であります。ただ、今後の可能性として言えることは、現在、長沢地区を中心として活動を展開している「長沢遊々塾」或いは堀内地区を中心活動している「ブナの実21」が実践している、生活の中で、フィールドワークの中で活用できる活動の中から、新しいことが生まれてくるのではないかと期待を寄せているところでもあります。少子・高齢社会がもたらす人口減少社会は人類がまだ経験したことのない構造でありまして、その対応については多くの試みを行いながら実践していくことしかないと考えております。

これからも、皆さんとの連携の中で、基本構想がめざす「出会い、ふれ合い、支え合う 新たな結の創造」に向かって努力して参りたいと思っておりますので、どうぞ一つよろしく願い申し上げたいと思っております。以上であります。

4番： 答弁ありがとうございます。これから焦点再質問させていただきます。1点目と3点目についてですが、現在スポーツフェスティバルは今年で19回目を迎える事になっておりますね。それでスポーツフェスティバルということ前に言った事があるのですが、皆さんご存知の通りですが、47国体以降19回目を迎える訳です。以前に町民大運動会があった訳ですね。奥山町長もそれに参加した記憶があると思うのですが、集落毎の競技ABCとかクラスを分けて、多い所がAとか少ない所がCとかクラスに分けて、取組がなされた訳ですが、それに対して開催する事は本当に地域としても、この時代は車もなかった時代が多かった訳ですから、どう会場に行けばいいのかという問題がありました。怪我すれば誰が責任を負うのかもありました。それを乗り越えて、参加した集落が多かったと思っております。それに対して町の方では準備金というか、1万円位の補助を出してやった訳ですが、本当に各種目に選手をエントリーするのも大変だったし、朝から夕方までかかって弁当を開いて、皆家族ワイワイとして食事した時がありました。夕方まで2時、3時頃までかかって、終われば集落に戻って公民館で反省会となれば、色々なアルコールも入る訳ですが、結果がどうあれ話し合っ、それが地域作りの始まりかと考えておりますけども、スポーツに関しての地域作り、町の方でも様々な地域作りをなさっておりますけども、こういうスポーツに絡んでの地域作りということを私は思っておりますけども、町長の考えはどうですか。

町長： 今、野尻議員がこの地域のスポーツという点で、色々町民運動会の事も合わせましてご質問しましたけども、私もそのように同感であります。町民運動会、大運動会考えてみますと、べにばな国体47国体ということで、その以前にはそれぞれの町内会がこぞって、町民大運動会を目指して、選手の種目別に子供からお年寄りまで、老若男女一堂に会して大会に挑んだと、その後の野尻さんも言った通りに、その後の反省会というものやっぱり、この地域作りの最も大きな最たる窓口と言いますか、和気藹々の中でこれからそれぞれの町内会或いはこれからの体力作りをどうするかということが、これも老若男女の方が一同に合して反省を込めながら、それぞれの町内会のこれからの未来を語り合うということは、非常に生涯学習の源でなかったのかなと私も感じております。ただ、怪我とか或いは選手の種目になかなか派遣でき

ないということで中止となって、べにばな国体を契機にして、スポーツフェスティバルを開催している訳ですけども、これも何と言っても、野尻さんが今言った通りに、地域のスポーツというもの、今地域作りを進めておりますけども、地域作りの中でもう少しスポーツ体力作りというものも、これから少子高齢化の中であっても、より多く大事な要素ではないかと思っています。これは強いて言えば、スポーツのみならず地域作りと公民館活動というものも併用しながら、スポーツ体力作りに取り組んで貰えば、大変ありがたいものだなと私も野尻さんの意見に同感であります。以上であります。

4番： スポーツフェスティバルに関して、色々な大会はあるんですけども、その中でやっぱり地域ではリーダーシップ取る人が、町内会長始め様々取り組んで参加申し込みというので、全戸配布とかやって申し込みはなされている訳ですけども、前は体育部というのも各部落でも、体育部の部長会議とかあった訳です。大会を催して参加する事には、今以上に参加人数をもっと増やすということも考えていかなければと思っていますけども、今回言った通りに19回、新春縄跳び大会も24回今年なる訳ですけども、来年のスポーツフェスティバルの場合は20回ですか。あとは縄跳びも25回になる訳ですけども、節目、記念スポーツ大会、20回、25回は考えていないか、お伺いします。

町長： 教育長の方からでも、考えがあったら一つ答弁させます。

教育長： それでは今ご質問ありました、第20回のスポーツフェスティバル、並びに縄跳び大会25回という形で、20回なり、25回という回数を重ねるのにあたり、記念的な行事でやるのかということでありましたけども、教育委員会としては現段階では記念行事という形の位置付け型では予算的には措置していませんけども、毎年大会前に関係者等お集まりを頂きまして、それらの会議の持ち方等で検討することになります。そうなった場合に、当然今言われた記念すべき回数であるという形でご意見が出てくると思いますので、その中で議会で話題になっている内容についても相談する委員会があった場合に、ご報告しながらいろんな今までの経緯を踏まえながら、一つの発展する目安となるような大会になるべき努力してみたいなと思っています。

4番： 町内会長会議で検討していくということも良いですけども、その先程言いました体育部の部長とか委員を各部落の代表、町内会長他委員を出し合って、検討してもらいたいと思うんですけども、そういう考えはないですか。

教育長： 今、議員さんからご質問ありましたように、私達としては各町内会で、これらの大会に対応、会議を招集した時に出て頂く委員が組織されていれば、大変ありがたいと思いますけれども、体育委員とか体育部とかいう形で、町内会の中の役員組織の中に、私達の役場の方に上がってくる所に、町内会長さんとか衛生組合長さんとか公民館館長さんとか、そういう組織の中に一つとしてあれば大変ありがたい訳ですけども、現段階として無いということがありますので、私達の方では体育連盟の協会の方々とか、町の方で委嘱しております体育指導員の方、それらの方を窓口としながら、大会の企画なり運営をしていくということがありますので、今後町内会長さん達の役員会等があると思いますけれども、その中で今ご提案あればそういう形で、町内会の方でも役割分担の部を設置して頂けるとするならば、大変ありがたいなと思っています。

4番： 予算化ですけども、この予算は毎年変わりなくなっているようですけども、20回、25回の記念行事にも先程言いました支度金という1万円も前もあったという話記憶にありますけども、補助金出す、部落単位。私は21年度の参加集落の参加人数を調べてきましたけども、60人位参加しているようでした。そうすると、様々な各種目毎に代表者がいて、選手を取りまとめとかやっている訳ですが、反省会ということもありますので、うちではスポーツフェスティバルに対しての4万円を予算化しております。グランドゴルフさんは3万円とか予算化している訳ですが、結構スポーツに対しては町内でも理解してくれる人が大いにおりますので、町の方の補助金となれば参加人数も増えるんじゃないかなと思いますけども、考えはどうですか。

町長： まず最初に、地域スポーツという面で先程質問ありましたけども、この舟形町の生涯スポーツにおける推進における運営組織というものがありまして、この組織を見ますと推進機関と致しまして、6団体があるようで、体育指導員からスポーツ少年団まで、さらに舟形町スポーツ少年団のそれぞれの団体と申しましょうか。12団体あります。長沢少年野球スポーツ少年団から若あゆバドミントンスポーツ少年団までいろんなサッカーなり、アルペンスキーなり、クロカンなり、スポーツ少年団には12団体。さらに舟形町体育協会、これに参加をしている協会等が20団体あります。それぞれに体育協会にもそれなりの補助

金を差し上げておりますし、さらに舟形町スポーツ少年団にも補助金、或いは育成助成金というものを差し上げております。ですから、先程野尻議員が質問ありました組織というものについては、まず申し分ない組織であろうと思います。

それから、ニュースポーツということで質問ありましたけども、ニュースポーツの普及については、野尻さんも前に体育指導委員会の会長さんとなされておりますので、すっかりご存知だろうと思いますけども、体育指導員の皆さんがその任に当たるという体育指導委員会の規則がある訳であります。ですから、地域のスポーツを普及するという意味では、やはり体育指導員の皆さんがそれぞれ地域を多分役割分担しているかわかりませんが、例えば野・幅・長尾はAさん、或いは内山・長沢はBさんということで、以前はやっていたように思いますけども、そういう方々が中心になりまして、先程ご質問ありましたそれぞれの町内会の体育部長がおります。体育指導委員会の委員と、それぞれ地域の体育部の部長さんが連携すれば良い前向きな取り組みが出てくるのかなと、そこにまちづくり課で進めている地域作りというものが合体してくれば、もっともっと良い取り組みというものが出てくるのではないかなと今私自身考えている所でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4番： 2点目ですけども、町の小・中学生の体力運動の実態はということですけども、これも少子化に伴い、スポーツ少年団も町長も言われましたけども、学区単位でスポーツ少年団の取り組みというのは生徒数もないものですから、1学年で6年生で野球とか、バレーボールとか、選手を確保するのが難しい所がある訳ですけども、そこで冬期間のスキー大会も前はアルペンとクロカン、今はクロカンだけで午前中で終わりということで、冬のスポーツ少年団も無くなった所があります。そこでですね、これは25年の4月統合予定ですから、大きく皆4校が統合になる訳ですので、まず何のスポーツでも選手は確保できると思うんですけども、町の4校の大会、交流試合あった訳ですけども、これは交流試合も無くなり、余所の市町村のスポーツ少年団の大会というのも多くなるんじゃないかなと私なりに思っております。

そこで、運動能力それに対して少なくなっている、体力も低下しているのではないかと思っております。私達文教民生常任委員の所管調査事務で学校回りましたけども、一つ中学校に対しての、生徒の気力・体力の低下が目立ちます。小学校とも連携して遊び・運動の不足・スクールバスの関連などを考慮した次第です。という教頭の説明でした。スクールバスも父兄から見れば、家の側から乗り降りできるように運行してくれとか要望がある訳ですけども、生徒から見れば下半身が弱くなっているのが、スクールバスの原因じゃないかという指摘、話もありました。今後まず、やっている所スクールバス無くするというのは無理な話ですけども、本当にこれ以上のスポーツを様々中学校では、クラブする前に30分とか答弁なされておりますけども、それ以上のスポーツを企画して、学校ではしてもらいたいと思っております。町長の考えはどうですか。

町長： 今の質問もごもっともな話でありまして、いろんな教育的な会議の時にも私申し上げている所は、お年寄りの方にも人生最大の任務は健康そして体力作りということでおりますけども、健康作り、体力作りというものは、まちづくりの根幹であるということをお願いをしております。と同時に、何と言っても学校教育の中で、教育委員会なり或いはそれぞれの各学校で、それぞれ学力の向上なりに努めておりますけども、大きな意味で人間力というものをまず学校の先生、或いは子供・生徒・児童の皆さんにお願いしたい。ということは、知力或いは体力それから聞く耳ということで、知・徳・体というものがおりますけども、この体育というものがなければ、頭のいい子供さんでも、人生の中でゴールインはできないであろうと思いますので、一番の根幹は体力であろうと思います。ですから、この体力と知育、徳育という3つの知・徳・体というものが形成なってこそ、人間力というものがなる訳でありますので、これからも一つ体力という面で今教育委員会でも、教育の中で重要な項目として押し進めておりますので、これからも尚一層体力の増強のために教育の過程の中でお願いしたいものだと思っています。以上であります。

4番： 中学校でも先生方の悩みも結構あるようでした。生徒減少に伴い、部活動の再編成、減らしていかなければならないという話もありました。生徒多くいればこの問題も起きないんですけども、この度2年生は40人1クラスだけです。まだまだ少子化が続くのかなと思っておりますけども、これも子育てするなら舟形町というの、これからも頑張ってもらいたいなと思います。

町長、昨年冗談話みたいで、60歳以上シニア、ソフトボールの交流という話聞いた時がありました。ソフトボールの大会、この60歳以上というのは、自分64歳ですけども35歳以上のソフトボール大会って前あったんですね。それで、35歳以上の大会に出場した人は大概60歳以上だと思います。60歳以上の人達の自

分も町長から言われて、長者原とか沖の原とか幅チームとか舟形第3ですか、前にチーム作った人にも話した時あります。できれば、今年のあたり60歳以上のソフトボール大会も開催してもらいたいなと私思っているんですけども、町長は考えはどうか。

町長： 私もソフトボールは昔もやりましたし、今もやる気構えは十分に持っております。今人生80年という時代でありますので、60歳になってもあと20年元気でいて欲しいという願いは誰でも持っているのであろうと思います。そして、そのために一人ひとりが自分で健康作り、体力作りを編み出している方もおる訳であります。と同時に、地域の中で団体でやっていく方法もあろうかと思っておりますので、今ご提案しました敢えてソフトボールという意味で言ったかもしれませんが、私もそういう意味で、もしも機会があれば今年度やってみたいなと思っておりますので、教育委員会ともその辺をよく連携しながら、協議して参りたいと思っております。

4番： やっぱり若い時スポーツしても、年取ってみるとスポーツ全然しなくなると私最近腰が痛いやら、本当に年に勝てないなど。少し動いていれば、自分なりに体にも良いのだろと思いますが、何かなければ仕事ばかりして何もできないという集落でリーダーシップ取ってくれる人がいて、「遊び行ってみるか」とか、そういう人を各集落で育ててもらいたいなと思っておりますけども、まず要望してこれで終わります。

議長： 以上をもって4番野尻益夫君の一般質問を終結致します。続きまして7番森晃議員。

7番： 私から一般質問させていただきます。2点ございまして、第1点目は、「町民に夢と希望と勇気を」それからもう1点は、「名誉町民を想う」以上2点について。

まず、最初の1点目から。早いもので21世紀に入って、10年が経過した訳であります。政治に大きく関わる我が国の経済状況をも、円高基調による経済収支の回復の遅れと、長引く不況の下で地域経済や雇用情勢が好転しないまま推移しているようであります。一方、地方はいま、人口や企業の流出による経済力の低下や財政力が弱めていると言われております。このような社会環境の影響で、町民の皆様から、地元就職したくても働く場が少ないと故里を離れる若者。或いは結婚問題、少子化や子育て支援、農商工連携の振興と雇用の創出、この冬の大雪を教訓とした「雪に強いまちづくり」など、どれをとっても重要課題であるのはご案内の通りであります。そうした中、何を先に、どう行うか「選択、創造、競争の時代」でもあると言われております。従って一刻も早い政治のリーダーシップによる取組みが求められているのではないのでしょうか。このような事情下、本町は将来十年間のまちづくりの基本計画でもあります「第六次基本構想」昨日もございましたけども（舟形町総合発展計画）が、町民の期待を集めて策定されましたことは私は心強いと思っております。さらには、新しい時代の潮流を的確に捉え、長期的展望に立って、町民の皆様が平等に、夢と希望を持って勇気づけられるような施策を実現し、着実に成果を挙げて行くべきと考える訳であります。町長の決意を伺わせて頂きます。

第2点目に入りますが、「名誉町民を想う」ですが、名誉町民条例では、本町住民又は縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に寄与し、町民が郷土の誇りとし深く尊敬に値すると認められるものに対して、名誉町民章を贈り、永く顕彰するとあります。

昭和43年7月1日施行以来、これまで10名の方が受賞されていますが、永年に涉り、町政の発展に最前を尽くされた功績に深甚なる敬意と感謝を申し上げなければなりません。さて、顕彰とは功績などを明らかに世間に知らせることでもあります。町民の方々にはよくご存知でないのではないかと、子どもや若者達も含めまして、広く知ってもらうため、庁舎内に各方の肖像、面影を掲げて公表することはできないのですか。さらに、現在において、新しい名誉町民にふさわしい方などがいらっしゃらないかということで、町長のお心当りとお考えを伺わせて頂きます。以上、2点についてよろしくお願いを致します。

町長： それでは7番の森晃議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の「町民に夢と希望と勇気を」についての質問ですが、叶内富夫議員のご質問の時と答弁と重複すると思っておりますが、第6次舟形町基本構想を策定するにあたりまして、町民との意見交換会や基本構想策定委員会を数多く開催させて頂きまして、直接意見や提言を伺いました。アンケート調査でも1,238件という数多くの意見も頂いた所でもあります。そうしたものを核と致しまして、第6次基本構想は、皆さんの反映をしながら策定されたのであります。第6次舟形町基本構想では「出あい ふれあい 支えあい～新たな「結い」の創造～」をキャッチフレーズとし、舟形町の将来の姿を展望し、どのようなまちづくりを目指すのか、或いはまちづくりの基本理念や基本方向を示しておりますが、基本計画では、基本構想

で示す目標を実現するために、重点的に進める施策の体系というものを明らかにしております。また、その施策の具現化のために6年間の実施計画を策定し、具体的な事業、或いは概算事業費、そして事業予定年度を整理しておりますが、その事業費総額は83億3,105万円、事業数が183事業に及んでおります。

内訳として、1つ目の安心して暮らせる住み良いまちづくりでは定住促進事業として、町営住宅大規模改修や子育て支援、若者定住、在来工法住宅建築支援事業など7事業で2億円、道路・交通網整備事業としまして、社会資本整備総合交付金事業による町道整備事業や町営バス事業など18事業9億6,600万円、保健・医療の充実事業として、児童生徒の医療費無料化や食育指導員設置など14事業2億5,460万円、消防・防災体制の確立事業として、高機能はしご車整備や急傾斜地崩壊対策事業など7事業8億円、67事業38億2,892万円を計上し、実施することとしております。

2つ目の産業の振興と地域が活性化するまちづくりでは、農業の振興として、福寿野地区や小松地区のは場整備、園芸設備整備事業など11事業4億4,990万円、林業・内水面漁業振興として、稚鮎放流事業或いは森林整備加速化・森林再生事業など5事業で5,640万円、6次産業の推進として、都市農林交流事業や農産物販路拡大支援事業など3事業で3,850万円、観光の振興として、観光開発事業や若あゆ温泉事業など13事業1億6,060万円など、37事業で10億2,109万円を計上し、実施することとしております。

3つ目の子育て・健康・教育の充実したまちづくりでは、子育て支援事業の展開として、子ども手当や児童手当の支給事業や保育所設置事業など5事業8億200万円、幼・保・小・中一貫教育として、学校ICT環境整備事業やスクールバス整備事業、ビーナスプラン交付金事業、放課後児童対策事業など22事業で6億1,830万円、スポーツの振興として、B&G海洋センター等の改修事業や各種スポーツ振興事業など6事業で9,410万円、高齢者の生きがいづくりとして、老人福祉費事業と福祉のまち推進事業で8億1,990万円など、47事業で25億2,217万円を計上し、実施することとしております。

4つ目の互助・共有・自立による協働のまちづくりでは自立型地域づくりとして、コミュニティ助成事業やふるさとづくり応援事業など6事業で3,260万円、福祉のまちづくりとして、障害者自立支援事業や光生園の改築事業など5事業で4億2,930万円、女性若者まちづくりとして、婚活推進事業や青少年女性リーダー研修事業など4事業2,390万円、その他男女共同参画推進事業、国際交流事業、総合行財政システム事業など、35事業で9億5,887万円を計上し、それぞれ実施することとしております。加えて、策定期間の関係で、小学校の統合事業或いは国の補正予算の事業も住民生活の安心安全に積極的に対応できることから、この計画に追加して率先して実施して行くということとしております。

また、実施計画には過疎地域自立促進計画で対応する事業も含まれておりますが、その事業費は、具現化と実現同じように6年間でありまして、今回定例会に上程している変更分も含めまして、過疎計画では24億9,843万円に及びます。さらに今年度から、ソフト事業も改正過疎法では該当するになりましたので、この過疎のソフト事業としても約25億円のうち7億7,082万円を計上しております。

従いまして、これらの実施計画或いは過疎計画の事業を実現していくことで、町民に夢と希望と勇気が与えられるものと考えておりますので、事業の実現に向けてこれからも取り組んで参りたいと考えているところであります。更に加えますと、総合特区という新しい取組みなど今やっておりますけれども、職員が少ない中で、他市町村より先んじて、色んな事に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

次に2番目の質問であります「名誉町民を想う」についてであります。先程、森議員が述べられたことに、私も同感であります。昭和43年6月に制定されました「舟形町名誉町民条例」の目的は、「社会の進展及び文化の興隆に貢献した者に対しまして、その功績と栄誉を讃え、もって社会文化のより高度な興隆に資することを目的とする」とあります。名誉町民の称号を贈る要件につきましては、森議員の言われた通りであります。

名誉町民を推挙するにあたっては、舟形町名誉町民選考委員会（委員9名以内）を設置し、慎重に審議を重ね、出席委員の満場一致をもって推挙の決定を行うことになっております。その後、議会の議決を経て、初めて名誉町民の称号が授与されることとなります。これまで、各分野において優秀な功績をあげられ、町政発展に多大なるご貢献をなされました10人の方に名誉町民の称号が贈られております。現在、8人の方が故人となられまして、2人の方がご存命であります。森議員がご指摘されますように、一般町民には、名誉町民の氏名や経歴、功績などについてあまり知られていないのが実情ではないかと思っております。舟形町の歴史と共に、その功績を後世に長く継承していくことも行政の役目だろうと考えております。町

政施行の記念日、或いは町の重要な式典において、10人の名誉町民の功績を顕彰すると共に、パネルでの掲示など、広く町民に対しても周知を図っていくための方策を、今検討して参りたいと思います。

最後に、新しい名誉町民についてのお考えはというご質問ではありますが、今現在のところ、そのような考えはまだ持ち合わせてございませんので、宜しく願い申し上げます。以上であります。

7番： 大変詳しい答弁を頂きました。昨日の5番の叶内議員からもございまして、また他にも皆さんからあったように、重複する点が多くて、大変思い入れをされたのではないかと感じております。

まずはこの第6次基本構想、舟形町の総合発展計画ですが、また国土利用計画或いは6年ですけれども、過疎自立促進計画と三位一体の改革と一緒に、これから向こう10年間に向けまして、町民に夢と希望と勇気、誇りと私は勇気と付けたのは、きめ細かな非常に積極型予算をこれから組んで、町民の方々に応えて頂く訳ですが、献立を作っても町民が歩み寄って、夢と希望と勇気を持ってもらわないと、どうにもならない訳でありまして、この議場からも町民の方に対しまして、そういう姿勢で臨んでもらいたいなど、こんな風に強く希望させていただきます。

皆さんご案内のように、国でも92兆円という大型予算、赤字国債を投じて必死になって日本の国民が菅総理大臣が平成の開国と申し上げて、1に雇用、2に雇用ということで、経済対策をしていかなきゃ日本の国はますます疲弊化していく。政局がちょっと混乱しているようですけれども、必死に補正予算を通しまして、関連法案がまだ通っていませんけれども、そしてまた地方分権、地方主権と言われている法案もあります。それはまだこれから先なんですけど、そういったこれからの日本の国を立て直して行くという姿勢は私は素晴らしいと思います。こういう世の中になったのも、私から見ればあまり社会が進みすぎて、今足踏み状態であると。先進国と言われたアメリカや日本が今壁にぶつかっている。反面、中国やインドは新興国と言われまして、これから発展を成し遂げようとしている。私は、景気回復も経済も全てこれからだと思うんです。是非、希望を持って皆さんで立ち向かって行かなきゃならないと感じております。

まず、昨日から皆さんからございましたが、いろんな分野において重要問題が山積みされております。その中でもやはり若者定住、これが原点だと私は感じております。今年の春も、高等学校や或いは専門学校、短大・四大ということで数十名の方が舟形町のみならず、最上地域から何百名という方が巣立って行かれますけれども、社会に出てからはその方々になるべく地域に住んでもらう。それが根本である。中央や国際にも活躍してもらわない方もね、それは輩出しなきゃなりません。ですが、一人でも多くの方が地域に残る。それには、やっぱり働く場の確保が一番大事である。それから結婚問題、子育て。いくら子育て支援しても、その前提となる結婚問題もあるでしょうし、その前には雇用の場、働く場所がなくてはどうにもならない。私はまず働く場の確保、農工商連携を雇用の創出に賢明に舟形町もやっていращやる訳ですけども、やはりそれも限られておりますので、企業誘致これは舟形町ばかりの問題ではないんですけども、最上管内一帯となって根気強く、企業の誘致に取り組んでもらいたいなど。幸いにして、本町には昭和48年奥羽自動車、当時の名前を出して申し訳ないんですけど、当時の町長さんが一生懸命ご苦労なさいまして、誘致をして下さいました。ウツシカワもそうですけれども、ウツシカワさんは時代の潮流にやむを得なく工場を辞めなきゃならなくなったけども、昨年その後高橋電気屋さんが工場、約30名ですか、そういう方が働いていると聞いておりますけれども、それは幸いにしてキリウさんと言う名前が変わっておりますけれども、軽く40年の実績を保っております。自動車関連の業界が非常に伸びてきているようであります。ですから、キリウさんがいращやる事によって、縁故も深い訳でありまして、何とかキリウ工場さんの拡張ができないものかと、それも考えていращやると思うんですけども、またそれと関連する工場を誘致できないのか。町長は6,200何人ですか、町民の主であります。仕事が無くて若者がいなくなる。真剣に考えているとなれば東京に、また昨日もございましたけども、町出身者でサポーターとしてお願いしている方もいращやる、そういう方々の縁故も頂いて、夢のある企業を持って来る。拡張する。合わせて今ある建設業者さん或いはいろんな工場さんありますけども、そういう地元の企業も育成しながら、社会資本の整備これもしっかりと将来に向けて構築、作っていかなきゃならないと感じております。町長は町民のリーダーであります。トップセールスマンとして外交して、副町長がしっかり役場を守ってくれます。課長さん等もしっかりと支えています。町長は、やはり公務が忙しいと言いながらも、東京方面に出向いて町民のためにそういう企業誘致、そういう力を注いでいかなきゃならないと私は思いますが、その辺からまず町長の決意を伺わせて頂きます。

町長： 色々ご提言頂きまして、まずもって厚く御礼申し上げます。何と言っても、人口減少社会或いは

少子高齢化という中で、企業の誘致ということもある訳でありますけども、全て並行してやっていかなければならないだろうと思います。企業の誘致にしても、町単独でやる方法もあるだろうし、これは今ご質問の故郷サポーターの利活用というものありますし、さらに最上広域連携にして企業の誘致をするという2つの段階で今考えておりますけども、最上広域の中でも来年度新しい事業の取り組みを検討しております。と同時に、何と言ってもこの少子化の対策というものが並行して必要であろうと思います。これは舟形町のみならずでありますけども、この少子化の減少というものの大きな意味であります。去年、一昨年と旧舟形小学校の跡地にメゾネット方式の2棟、或いは単体の1戸建ての住宅を2戸建てましたけども、ここにも40人近い人口増というものが図られる訳であります。これも一つの政策であろうと思っております。これにさらに今年度は子育て支援という立場で、中学生まで入院或いは通院とも完全無料ということ、或いは子宮頸ガンのワクチンというものも、或いはヒブワクチンというものも全部無料と、補助金を拡大するという意味であります。と同時に定住の促進という意味で、実はひだまりタウン、或いは内山団地、或いは一般の住宅に対しまして、今色々な補助金、子育て支援の補助金、或いは舟形町の大工さんが作った場合に、建築に補助金ということありますけども、今度は来年度からもう一つプラスしまして、転入者に対しましてそれぞれ100万円を差し上げると、支援するという制度ありまして、仮に内山団地に来た場合は、転入者の方で最大で200万円の支援金をやると、その他については180万円から185万円位のベースで転入者については、ご支援を申し上げたいという政策もしております。これは、子育て支援と同時に、この定住促進という意味で来年度から取り組んで参りたいと思います。

それから企業誘致ということも含めまして何と言っても雇用の創出、私の議会の立場の中で、雇用の創出ということ言ってますけども、何と言っても雇用の創出であります。企業誘致というものありますけども、今の既存の農業からの雇用の創出もあるだろうし、或いは来年度19床ほなみ増築しますけども、19床に加わりまして20名から25名位の職員も雇用されるだろう。これも、一つも雇用の創出であろうと思っております。と同時に、何と言ってもネギを含めまして、ニラもありますけども、農林水産業の活性化という意味での雇用の創出というものもあるだろうと思います。或いは、これからの懸案事項としましては、昨日も1番議員の申されたエネルギーに関する雇用の創出ということも、これからは是非検討してみたいなと思います。と同時に、この基本構想の83億円の事業費でありますけども、町民に対しても一つ広く、皆さんから1,238件アンケートもらった訳でありますので、これらを含めて23年度は全戸を回って、地域作り意見交換会という中で、この6年間の具現化の事業の方針というものも、それぞれ説明を申し上げまして、さらに追加なり或いは拡大という事業もあろうかと思っておりますので、その辺も住民の皆さんに下ろして、図って参りたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思っております。

7番： 舟形町の総合発展計画も、私は非常に高く評価をしております。よくお作りになったなど、そんな思いで本当に、町民と共に高く期待をしている訳であります。やはり、雇用対策というものが非常に難しいかと思っておりますけども、是非町長の力というものを大いに発揮されまして、「奥山町長は大したものだ」と言われるような姿勢を示して頂く事を期待をさせていただきます。

次、町に希望を灯火が欲しいということ、私は今常に思っているのですが、エジプトのピラミッドどういうようにして作られたかというのご存知でしょうか。この間、私もよくは知らなかったんですが、当時の方々が仕事もなくて、王様でしょうね。「みんなで作ろう」と、いわゆる当時の雇用対策とでも言うんでしょうか。作り上げたのが、ピラミッドだそうであります。ピラミッドだけじゃなくて、各国今世界遺産として数にして878位あるんでしょうかね。イタリア・スペインとか多くて40位ある。日本は14ですか。そういった事で、先人達が作り上げたのが経済効果で、世界中から他所に交流に集まっている。舟形町にも、ご案内のように平成4年、高規格道路の開発によりまして、土偶が出土されました。今、国の指定文化財ですか。それが何とか国宝にしたいものだとか教育委員会では今希望を持っているようであります。教育委員会だけじゃなくて、皆さんがそうかと思っておりますけども、教育委員会のお力添えで富田の親杉も県の天然記念物にこの度指定されました。このように、縄文のビーナスと名付けられている舟形町の宝物となっているのですが、やはり4千年から4千5百年の縄文の中期に作られたと今言われておりますけども、今こうやって高規格道路の開発によって、お顔を出して頂いて、これも我々舟形町に対する先人達の大きな宝物、お土産ではないか。これを、これから経済効果をもたらすにはどうしたら良いか。色々駆使して考えられているんですけども、高規格道路の話今しましたけども、沖の原インターができました。あれも舟形インターと言う名前になっているんですけども、これはなかなか作ってもらえないような厳しい状況

であったと先輩議員から聞いております。「政治力で作ったんだ」と、こう聞かされました。折角インターを造ってもらっても活気が甦っていない。昨日も町長が触れられたと思うんですが、あのエリアを何か開発したい。今、商店も大変、地域の小売店ですが、大型店の進出によって、店をやむを得なく終わなきやならない。そういうお店が出てきております。私は、このままでは舟形町の灯りが、灯火が消えてしまいます。何とか小売店が結集して、共同店舗これも商工団体や行政の自治体が後押しをして、そしてそういう共同店舗みたいなのを造って、合わせて若者の交流の場、喫茶店など造って子供達の遊び場所も造って、そして大きな灯りを造っていくべきではないでしょうか。もちろん地域の小売店も大切にしながら、傍ら共同店舗も経営していくというような、そういう商店に対する思いやりも私は必要ではないでしょうか。その辺、町長にお尋ねをさせていただきます。

町長： まず、最初に縄文のビーナスであります。前も言ったかも知れませんが、やはり森議員が言った通りに、我々の先人という方々が高度な稀に見る宝物というものを造った先人と言う方、非常に立派なもんだなと思います。それを受け継いで今脈々としているのが舟形町民であろうと、それを何らかの形で残すということも一つではないかなと思いますので、これも前に言ったかも知れませんが、観光審議会等のご意見など踏まえまして、どういう形で舟形町の活性化のためにすればいいかという面をこれから来年度検討して参りたいと思います。

それから共同店舗につきましては、舟形町商工会もプレミアム商品券ということで840万円、3年間ずっとやって参りまして、特に昨年4月にもがみ南部商工会が発足しましたけども、経営指導員が3名おりました、特に経営指導員の方々が一生懸命になって、舟形町の活性化のために今取り組んでおります。今、婚活にしても商工会さんの方に委託しまして、或いは舟形町の観光情報館というものも立ち上げましたので、その辺も町と商工会の連携が前よりもずっとずっと連携が深まってきたのかなということで、商工会さんにも今まで運営補助金以外にも委託事業ということで、数多くなっておりますので、その辺から共同店舗というものも踏まえた新庄とのエリアの分散と申しませうか。そういうものもアイデアを駆使しながら、共同店舗の方に結べて行ければ大変ありがたいものだなということで思っておりますので、これからは逐次商工会さんと色々連携しながらお話、協議を進めて参りたいと思っております。以上であります。

7番： 今、町長からご答弁ございました。舟形インターの開発と言いますか。共同店舗とか或いは縄文のビーナスですか。そういうモニュメントを造るとか、そういう活気ある開発に期待をしたいと思っております。

2点目の名誉町民については人事案件ですので差し控えさせていただきますので、是非検討して頂き、私もそれに近い方がいらっしゃると思っておりますので、そういう事で大変ご答弁を頂きました。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせて頂きます。

議長： 以上をもって、7番森晃君の一般質問を終結致します。

しばらくその場で休憩致します。(11:20)

議長： それでは再開を致します。(11:21)

日程第2

議長： 日程第2 承認第1号 平成22年度舟形町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を議題と致します。朗読説明をお願いします。

まちづくり課叶内主幹： では議案書の12頁をお願いします。地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、平成22年度舟形町一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。平成23年3月3日提出 舟形町長。

専決予算書の1頁からお願いします。平成22年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について臨時急施を要し議会を召集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。平成23年2月10日専決 舟形町長。

2頁です。平成22年度舟形町一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,610万円とする。第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分の毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。平成23年2月10日専決 舟形町長。

3頁です。第1表 歳入歳出予算補正、1歳入10款1項 地方交付税4,300万円。

5頁です。歳入合計補正前の額38億4,310万円、補正額4,300万円、計38億8,610万円。

6頁です。2歳出2款1項 総務管理費164万8千円、4項 選挙費54万6千円、3款1項 社会福祉

費118万3千円、2項 児童福祉費53万7千円、4款1項 保健衛生費99万5千円、6款1項 農業費146万1千円、7款1項 商工費20万円、8款2項 道路橋梁費3,232万5千円、4項 住宅費40万円。

9款、7頁です。1項 消防費44,000円、10款2項 小学校費218万円、3項 中学校費41万9千円、4項 社会教育費64万8千円、5項 保健体育費41万4千円、歳出合計補正前の額38億4,310万円、補正額4,300万円、計38億8,610万円。

11頁です。2歳入10款1項1目 地方交付税4,300万円。

13頁です。3歳出2款1項5目 財産管理費102万6千円、9目 生涯学習センター費62万2千円、2款4項3目 農業委員会委員選挙費54万6千円、3款1項3目 老人福祉費26万4千円、5目 福祉の町推進費919,000円。

15頁です。3款2項3目 保育所費53万7千円、4款1項3目 診療所費86万9千円、6目 斎場管理運営費12万6千円、6款1項4目 農業振興費50万円、10目 農村環境改善センター管理費33万円。

17頁です。11目 体験実習館管理運営費63万1千円、7款1項3目 観光物産センター管理費20万円、8款2項3目 除雪対策費3,232万5千円。

19頁です。8款4項1目 住宅管理費40万円、9款1項1目 非常備消防費44,000円、10款2項1目 小学校管理費218万円。

21頁です。10款3項1目 中学校費中学校管理費41万9千円、10款4項2目 公民館費43万8千円、3目 文化財保護費21万円、10款5項3目 B&G海洋センター管理費41万4千円。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いを致します。

9番： 11頁の歳入地方交付税に関連して伺います。今回の補正額4,300万円ということで、ほとんどが除雪関連の歳出であります。この大雪ですので、これは適切な処理だろうと考えるんですが、この今回の補正額4,300万円の取り方ですけれども、地方交付税として4,300万円歳入になっています。それで、今回4,300万円という額は、地方交付税としては通常の交付規定と言いますか、そういう中で4,300万円が来たのでとりあえずと言いますか、その分を除雪費として補正と考えていいのかわかりませんか。それとも除雪対策と言いますか、防雪対策に関連して、別枠ということで来た交付税なのかということ1点伺います。

それともう1点、14頁です。総務費農業委員会の投票所の除雪委託料というのもあります。今回はこの投票所は使われなかったようですが、今後また補正ということも考えられるのか、この2点お願いします。

まちづくり課長： それでは第1点目の交付税についてお答えさせていただきます。今回の補正につきましては、豪雪のために特別にはまだ来ておりません。来るということについては、新聞上の方では伺っておりますが、まだ町には来ておりません。普通交付税が当初算定では18億2,959万3千円ありましたけれども、それに今回の10月の経済対策の補正の関係で、町の方に追加交付をされております。3,162万4千円が経済対策ということで追加交付されてまして、普通交付税としましては18億6,300万円程ありますけれども、それらの中から4,300万円を捻出してしております。従いまして、今後期待されるのは豪雪の分として、社会資本総合整備交付金の方に補助金として入る分と、特別交付税の分として入る分が期待されますけれども、それらについてはまだ未計上であります。

総務課長： それでは2点目の質問でありますけれども、農業委員会の選挙の投票所の除雪委託とありますけれども、3月1日に農業委員会選挙の告示受付ありまして、定数7名に対しまして7名の方の受付がありましたので、今回選挙が行われませんので、この金額につきましては一切予定しておりませんので宜しくお願ひしたいと思います。

9番： 2番目の点につきましては分かりました。最初の件ですけれども、6号補正でもまた除雪対策費の補正があるようでありますけれども、できればできるだけ多くの交付税と言いますか、国から交付金の補助金があればと思うのですが、今現在雪の方も大分落ち着いてきているとは思いますが、今後どの程度の補正が必要だと見込まれるのか、今の時点で分かればお願ひしたいと思います。

まちづくり課長： 2月上旬から雪はあまり降ってなくて、今日久し振りに除雪された訳ですけれども、3月の補正予算の方に、除雪の方の道路関係だけですけども1,387万円程計上する予定であります。これにつきましては、出動回数、排雪関係をもう少しする必要があるということで想定をしております。

町長： これから3月補正も次に審議願ひしますが、今現在で予算措置した分若干申し上げますと、今3月補正予算中山課長が言いましたけれども、道路関係1,387万3千円と公共施設40万2千円とこれからま

だ追加します。3月で提案します。3月補正予算が1,427万5千円、従いまして当初予算と今専決の4,300万円と、3月補正分1億4,027万5千円合わせますと、1億3,901万4千円という額になりますので、これが最初の予算であるとなりますので、これから多分私は査定して大丈夫ではないかと思えますけれども、まず近年にない位除排雪をしているということだけご了解お願いしたいと。ただ、通年ベースでは来ませんが、前に国交省からの臨時交付金ということであの時800万円位来たのかなと思えますけれども、その額はまだ未定であると、特別交付税も未定であるということで、この補正した分だけで4,300万円でありますので、この3月補正も加えますと、やはり4,500万円程追加しているとなりますので、この分代来てもらうと大変ありがたいなという思いであります。以上です。

2番： 確認させて下さい。豪雪ということで、9億8千万円山形県の方に来ている訳ですね。それもまだ配分各町村にはなっていないんですか。

まちづくり課長： 町分の方の配分については、まだ全然来ておりません。先程町長も言いましたけれども、特別交付税として措置される分と、それから社会資本整備の中で補助金として交付される分が2つ期待されるということでもあります。

5番： 今回は稀に見る豪雪で春の雪解けが心配されますけれども、今専決処分されました4,300万円と、それから3月補正に上がります1,300万円ですか。その費の中で、農業ハウスやら苗代の予定者、その辺の排雪には完全にできるのであるか。また、いつ頃から始まるのかどうか、その辺予定もし分りましたらお知らせ願いたいと思います。

振興課長： 只今の除雪関連でありますけれども、町道の除雪の事を言っていると思いますので、実情につきましては非常に雪が多いということで、一つは当初予定通り、例年通り3月20日前後と考えております。但し、この雪が多いということで、雪崩の発生も非常に危惧している所でもあります。ですから、この状況も踏まえまして農作業には支障のない時期ということで、今申し上げておきたいと思えますけれども、その時期につきましては、何月何日ということはおおよそと差し控えさせて頂きたいと思えます。今申し上げましたように、雪崩等が非常に発生しやすい状況があるということでございますので、そういうように考えている所でございます。

5番： 我々一番心配するのは農作業の遅れでありますので、予算等の関連があろうと思えますけれども、農作業には支障のないような自治体制を是非とって頂きたいと思えますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思えます。

6番： 予算審議の問題はありませんけれども、これから3月補正がすぐ入る訳です。その終わった後に審議の方したら如何でしょうか。二重に時間がかかってしまう関係で、合理的にお願いしたいと思います。

議長： 補正専決に関する事に対するの質疑ありましたら。

(異議無しの声)

それでは無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから承認第1号を採決します。承認第1号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって承認第1号は原案の通り承認されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第1号 平成22年度舟形町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課内主幹： 朗読、説明省略。

議長： それでは1時まで休憩を致します。(11:58)

議長： それでは再開を致します。(1:01)

議案第1号の質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を名言され、できるだけ簡潔にお願いを致します。最初に歳入についての質疑を許可します。

1番： 17頁の衛生費県補助金の中に、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費補助金27,000円がございます。その内容をお願いします。

19頁、一般寄付金の故郷作り応援寄付金240万8千円、寄付頂いた方の使用して欲しいという目的別があると思うんですが、それが教育とか福祉とかそういう所の分類を教えて頂ければと思います。

3点目最後になりますが、同じく19頁の雑入の指定管理者納付金の700万円について、その金額が700万円になっておりますけれども、その経緯についてお願いしたいと思います。

町民課長： 始めに、17頁の子宮頸がんワクチン接種促進事業補助金でございますが、これにつきましてご案内のように23年度で子宮頸がんのワクチン接種を無料接種を予定している訳ですけども、それに先立ちまして、保護者を対象にした子宮頸がんの学習会を3月26日土曜日の夜に中央公民館の方で予定したいということで、それに伴います講師の謝金、それから交通費等の分も補助対象になりますので、その分4分の3を歳入として見て、予算をした所であります。

まちづくり課長： まず1点目の故郷作り応援寄付金の内容の目的別ですが、財政班長の方で資料取りに行っておりますので、その時にお答え致しますが、この寄付金については当初予算で50万円計上してます。1年間1月から12月までの分について3月で一旦積立をして、それで翌年度にその寄付された方の、その目的別に充当しているということになります。1月から12月分まで290万8千円で67件ございます。分類については後程ご説明を致します。

それから指定管理者納付金でございますけれども、これは振興公社の方から今年度については、まず今の段階では700万円位、町の方に納入できるだろうということで、先般の取締役会の方での金額になっております。それで700万円を納付頂いて、それを今後の大規模改修に使うということで700万円を積み立てるということで考えております。財政班長来るまで、ちょっとお待ち下さい。

議長： ちょっと休憩させていただきます。(1:06) それでは再会を致します。(1:07)

議長： それでは歳入に関してのご質問他にありませんか。1番の沼澤議員の質問に関しましては叶内主幹来てからまた答弁させますので詳しく。他にありませんか。今来ました。

まちづくり課長： 290万8千円の故郷納税がございました。子育てを支援する町作りに56,000円であります。それから2番目のすこやかに暮らせる町作りに23万7千円。地域の活力ある町作り推進事業等に43万2千円です。それから環境に優しい町作りリサイクル推進等に55,000円。それから安全で安心な町作り防災対策事業ですが17万7千円。それから町長が特に必要と認めた元気な町作りに使って下さいというのが195万1千円になっております。以上です。

1番： 1点目については、やはり予防接種をするにあたって、正しい知識というか誤解等の無いようにということでの対応ということで素晴らしいと思いますので、推進して頂きたいと思っております。

故郷作り応援寄付金について、内訳ということでお聞きしました。やはり主なものとしては一番最後の方が金額が多いということで分かりました。子育ての支援について、どれ位かなという思いがありましたので、一般質問に関わって質問させて頂きました。

指定管理者納付金についてですが、昨年は900万円ですか。減額になっている分の説明をもう一度お願いしたいと思います。

まちづくり課長： 一番の原因は入浴者数の減でございます。大体、今年度末までに2万人程度昨年よりも入浴者が少なくなるということであります。この傾向については、山形県どこの温泉もほとんど減少傾向にありまして、舟形町だけの特別な理由ということではないようでございます。その関係で少なくなったということと、最近の原油高騰の関係で油分の経費が掛かっているということで、町の方については今の所見込みですが、200万円位少ない700万円位は納付したいということになっております。今の所でございますので、最終的には専決処分の際にもう少し出れば、振興公社の方に残る事によって税金が課税されますので、町の方に納付を頂いて町の方で次の改修の方に充てる事で考えたいと思っております。振興公社についてはほとんど利益が出ないような形で町の方に納付をさせたいと思っております。

議長： これをもって歳入についての質疑を終結致します。続きまして歳出の第1款会議費から第5款労働費について質疑を許可致します。

1番： まず、21頁の総務一般管理費事業の例規編集業務委託料140万円ですけれども、その委託先と厳しいかも知れませんが、金額的には職員で対応というものができないのかという所の問い合わせが1点。

2点目です。27頁になります。中央公民館図書館改修事業715万5千円でございます。先日、中学生議会での生徒さん達の要望ということにもあった。それを受けてかなという思いもありますが、内容をお願いしたいと思います。

3点目です。25頁、学校ICT環境整備事業について500万円の内容をお願いしたいと思います。

総務課長： それでは初めの総務課の方の例規編集の業務委託でありますけれども、これは町の方でずっ

とぎょうせいの方と契約を致しまして、機械等の修理をしてから順次電算化に入力していくということでは、ずっとやってる訳でありますけれども、職員でやるというのは専門的な識も必要なのかと思いますので、これはこれまで通り専門家のぎょうせいさんの方をお願いしていくのが一番いいのかなと考えております。

教育次長： 第2点目の中央公民館図書室整備事業につきましては、現在の図書室とロビーについて今回の住民に光を注ぐ交付金事業を頂いて、その中で図書室空間を整備していくものになります。

それから3点目の学校ICT環境整備事業につきましては、これも23年度当初予算では全体計画の中での見直しということで、色々予算審議をしたんですけれども、今回は各学校の公務用パソコンの整備をきめ細かな交付金事業で対応するという事で上程したものです。

1番： 1点目は専門的な地域ということで無理だということでしたので、それは仕方ないと思います。

2点目については、細かい所、おおまかに図書の空間の整備ということの答弁でしたので、使い勝手と中学生なり、一般の方々の要望をお聞きしながらということになるのかという所でもう1点お願いしたいと思います。折角の改修ですので、やはり使いやすさということと、人が集まって効果が上がるものと思ったものですので、それをもう一度お願いします。

3点目については、公務用のパソコンということで各学校の方に、すいませんが台数と性能等、今の所分かれば教えて頂きたいと思います。

教育次長： 図書館の整備につきましては、公民館整備委員とそれから社会教育委員といらっしゃいますので、その中で来年度の事業ということで、3月中にも社会教育委員会等ございますし、その中で話をさせて頂きたいとは考えている所です。

それから公務用パソコンについてはちょっと専門的な事は詳しくは分からないんですけれども、やっぱり公務用パソコンがそれなりに年度を経て、色々障害があるということもありましたので、今回の見直しの中で公務用パソコンを整備していきたいということでもあります。以上です。

5番： 25頁の若あゆ温泉地デジ対応テレビ購入事業の200万円の内訳についてお伺いします。

もう1点は26頁の選挙費、下段の山形県議会議員選挙、補正前の額がゼロになっておいて今回補正が198万円となっておりますけれども、補正前の額がなぜゼロになったのか。それから今最上郡区は新聞やマスコミ等で放送見ますと、無投票当選という公算が大きい中での補正でありますので、その辺の根拠お伺いします。

まちづくり課長： きめ細かな交付金事業の中の、若あゆ温泉の地デジ対応テレビの購入ですけれども、これにつきましては今年の7月で地上波の放送が終わる訳ですけれども、コテージ関係それから温泉関係がまだ切り替えをしておりません。コテージ関係含めまして32型の地デジが19台予定しております。それからセンターハウスそれが42型1台、それから温泉の方の大広間、ロビーの関係ですが50型を1台、締めまして200万円の予算を考えております。

総務課長： 山形県議会議員選挙ですけれども、補正前の額がゼロになっておいて、今回198万1,000円を補正として計上させて頂きましたけれども、議員もご承知の通り4月1日に県議会選挙の告示受け付けなりまして、4月10日に投票の予定となっておりますけれども、ただ新聞紙上では最上郡区の場合ですと無投票の公算が強いような感じが致しますけれども、ただ事務方としましては選挙があるという想定のもとで準備をしておりますので、ですから例えば掲示場の設置とか、それも同じように定数2に対して2になったとしても、同じような選挙の準備を致しますので、そういった意味で22年度と23年度にまたがりますので、大体3対7の割合で予算を計上しなさいということで、県の選管の方からも指導がありますので、その指導に基づいて今回計上させて頂きました。

5番： 地デジ対応についてもう一つ伺います。この入札にあたりまして随時契約でやるのか、それからそれとも競争入札で業者を決めて納入するのか。

それからもう1点。県議会議員の選挙でありますけれども、本来ならば22年度、23年度にまたがって23年度の4月には県議会議員の選挙あるということは分かっておりますので、できれば当初で取れなかったのかどうか、その点お伺いします。

まちづくり課長： 予算額を200万円と想定してまして、設計価格でもその近くになるのではないかと考えられます。従いまして、設計金額が指名業者の入札になります。

総務課長： 県議会選挙につきましては、当初から日程が決まっておりますので、叶内議員さんの方から指摘ありましたように、当初に上げる事も可能でありましたけれども、今回4月が選挙ということで補正

で上げた方が、また事務の支障等が一切ございませんので、この方が分かりやすいのかなと思ひまして、このように予算計上させて頂きましたので、ご理解の方宜しくお願ひしたいと思ひます。

4番： 温泉に対して関連お願ひします。今、町にも障害者の認定を受けている人は結構いると思うんですけども、その中で温泉のお風呂の設備ですね。障害者に対しての設備考えていないか、お伺ひします。

まちづくり課長： 今の所、お湯の量の関係もありまして、新たに障害者用の設備ということは今の所考えておりませんが、そういったニーズ、そういった所のきめ細かな対応というものが必要であるということになれば、そこら辺については今後の検討課題であると考えております。

9番： 24頁の上段になりますけれども、光ファイバー網の管理事業費で275万円程減額していますけれども、この内容について伺ひます。

総務課長： 24頁の上段でありますけれども、光ファイバー網の保守委託料となっておりますけれども、これは以前にも説明したと思ひますけれども、例えば電柱とか支柱関係の工事等に伴ひまして、光ファイバーがNTTさんとか東北電力の支柱を借りていますので、例えばNTTさんなり東北電力さんの方で工事があった場合に、その応分に町の方で光ファイバーに関する負担金もしていかなければならないということで、金額ちょっと大きいんですけども、他の町村でも大体定額で200万円取っております、これから例えばですけども、長尾の方でも電柱の移転ありますので、来年度の事業ですけども400万円位掛かると言われてますので、あくまでも掴みでいつでも工事に対応できるようにということで、予算を計上させて頂きました。ここで248万円減額なっていますけれども、残金として100万円もありますので、これから軽微な移転等あった場合にはその100万円で工事の対応していきたいと考えてますので、宜しくお願ひ致します。

9番： 内容については、当初予算の時に今総務課長が話しましたような内容、質問した覚えがあるもんですからした訳ですけども、当初の予定した金額を下回ったということに理解していい訳ですね。

それと一つ関連して、今NTTのフレッツ光でしたか。いわゆる光ファイバー事業始める時に、プロバイダーなり色々加入の斡旋も町でやった訳ですけども、今後料金体系が変わるといふ話があります。そんな中で、テレビ電話の配置と言ひますか。そういう事業もやっている訳ですけども、そういう指導なり啓蒙を今後考えているのだけお伺ひします。

総務課長： それは町民とか受益者に対して少しでも有利になるような改定でありましたら、町の広報とかそういった媒体を通じて徹底をさせて行きたいと考えております。

2番： 25頁、中段位の町営プールの改修事業工事請負費400万円とありますけれども、この中味説明お願ひします。

教育次長： B&Gプールの簡易屋内プールになっております。鉄骨支柱がやっぱり早めに開けて、暖かい水でということで6月からお湯をかけます。そうすると塩素の関係で鉄筋も腐ってきたりしますので、今回のきめ細やかな交付金事業を利用して、鉄骨の改修工事を行う予定をしています。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳出の第1款会議費から第5款労働費についての質疑を終結致します。続きまして第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を許可致します。

3番： それでは私からご質問致します。38頁の水産業費の中で、補正額が78万3千円となっております。それはどうして、このように増額になったのかをお聞きします。

あともう1点ですが、除雪対策費として相当の額面が今回は補正になっておりますが、その件で昨日も色々質問した中で、今でも個人の除雪機を利用しながら燃料費だけを払うとかいろんなものをして、町民に委託している面もあると思ひます。ただ、町民が委託されても年が70過ぎて75過ぎた人もしております。そして、今回の豪雪の中で40何日もそれを稼働したという姿聞いております。そして、燃料費をもらったとしても年で毎日1時間から1時間半かかるそうです。ということは、それは大平の問題ですが、そういう件も多々舟形町はあるんじゃないかなと思ひ訳なんです、その辺のこれからも年とったもんだから、毎日やるということは厳しいという話も聞いております。そういう事を町の対策として、今後の姿をどうこれから考えているのかなということをお願ひしたいと思ひます。

振興課長： 1番目の質問でございますけれども、今回指定管理ということで鮎の中間飼育、こちらの方を小国川漁協さんの方に管理・委託をお願いしております。この度の豪雪によりまして、屋根の部分それから側面と言ひますか、ビニール部分が破損したということで、建てましてから大分時間が経っていま

すので、老朽化とそれからなかなか滑りにくいということございまして、損壊した部分がございます。その部分が大体見積で屋根の部分が約95万円、被覆部分が55万円程度ですか、合わせて160万円ということで見積額を頂いておりますけれども、町が半分そして漁協さんの方で半分ということで、修繕を早めにして、そして稚鮎を飼育するというので、今回補正予算に計上させて頂いたということでございます。

2つ目の除雪関係でございまして、次年度につきましても燃料費1リットル当たり106円とか、それから保険加入、具体的には一人当たり1,100円とかそういう保険料と、1台当たり10,000円位の委託料ということで、今大場議員言われた所については利便性を考えながら地元の方でやって頂くと、請け負って頂くということで、来年も対応して参りたいと考えておりますけれども、全体的な見直しにつきましては、一般質問の中で町長答弁したように全体の中で検討していく必要があるかと思っておりますけれども、私共の担当している分野ではこういう形で支援をしていっているということでございます。以上です。

3番： 最初の漁業組合に対する補助金ですが、これも前回も色々な私なりお話をしておりますが、ただ「おんぶにだっこ」という姿では、私はいくら舟形町が鮎の町だと言っても、限度というのがあると思うんです。やはり責任を持たせた限りはそちらに責任を持ってもらう姿がなければ、これから先も大変だなという感じがします。今までも鮎の稚魚の養殖するための施設管理費、施設費というものは相当の額面が使われている訳です。だから、その辺は中味については今後とも漁業組合との話し合いの中で、できるだけ責任を持ってしてもらうようお願いしたいと思います。

今の2番目の点ですが、課長から説明あった通り、ただ今後の姿として老人が段々に毎年増えていく中で、どうしても自分の機械でも厳しいという時代が来ていると思うんです。そういう姿を、町長は今後とも地域に貸し出ししながらでも、何とか地域の皆さんの協力を得ながら、機械をこれからは買って、そして地域の皆さんにお願いしたいという話も聞いてます。実際にそういう姿が今年度の予算の中に入っているのか、これはまだ別の面でお聞きしますが、これからの町の体制として持っていくのか、町長の考えをもう一度お願いしたいと思います。

町長： 昨日も一般質問で色々説明しましたが、まず今の現況というものは高齢者関係の除雪のサービス事業というのがある訳です。これに対して一人暮らし、或いは身体障害者の中でも家族が、或いは親戚の方がそれぞれできないという面もある訳ですので、今大場議員が言っているのは全体的な一人暮らし以外の方々というように見ますので、この辺は民生児童委員の皆さんも25日の関係で、協議の中で色々いい面それから良い面、或いはこれから検討しなければならぬという3つの項目がありましたので、今の除雪サービス事業というものを乗り越えて行けばいいのかという所は、これからの改善すべき課題であろうと思っておりますので、その辺を一つご理解お願いしたいと思います。

1番： 47頁になります。小学校管理事業の消耗品費に関連するんですが、健康作りということで、小学校ではお茶によるうがいをしている学校がございまして。他の町村でも聞くんですが、保護者の手間がかかるという所と、水筒を下げての登下校、子供達の様子を見るとちょっと危ないかなという所もあります。その位ののであれば、その健康作り・予防について、この消耗品で予算措置ができないのかなという思いがありますので、それを1点です。

2点目です。先日の昨日の一般質問でちょっと時間が足りませんでしたので、45頁の英語指導助手派遣事業の関連になりますが、今年度生徒との日常会話でALTの先生と英語でのふれあいがどれ位できたのかなという所が2点目です。

3点目ですが、これも中学校の給食事業、47頁ですが昨日も給食費についての話を致しました。一番小さい時からずっと見ると、お金が他の面がかかるのは中学校だろうなって思いますので、中学校の給食費大体保護者負担で、昨日言った通り960万円程あると思うんですが、それを公費負担というようにして、段階的にその他の面にも行くという考えがないのかという所をお願いします。

教育次長： 特に、昨年のご質問頂いたように記憶しているんですけども、お茶につきましては各学校の判断で、ある程度保護者をお願いしながら水筒に入れてやっている学校もあれば、ある程度学校で準備をして、手洗いとうがいはここでというように、各学校毎の指導があるのかなと考えておる所です。

それからALTのお話ですけども、客観的に見て語学的能力云々よりも保育所から小学校、中学校含めまして、我々の時代と違ってネイティブな英語が聞かれるということは、小さい中でもそれが受験英語なのか、要するに今後子供が育っていく中で、耳から入っていくネイティブな英語を聞きながら育っていくことの良さの方に我々は期待している。予算化している所であります。

3点目の給食費については、給食費の無料化ということは現段階では考えていない所です。ただ、1食当たり中学校については300円、それから小学校については260円で、今の所推移していくのかなと思っています。以上です。

1番： 1点目についてですが、予算的には学校ではやっている所と家庭等にお願いしている所もあるということで、予算的には十分まだ学校では対応できると考えていいのでしょうかという所が確認です。

2点目については、一人一人の得意な所やはり個性というものがあると思うので、英語で話をしたい、ALTの先生とふれあってみたいという時間が、今年度はとれたのかなという思いがあったものですので、来年度から厳しくなるという方向が見えているので、今年度そのふれあいの部分でどうかなということをお聞きしました。受験とあとは英語に親しむということは、両人で進んでいかなければならない所だと思います。英語の得意な方については、英語弁論等大会等での成果もお聞きしますけれども、更に進めて頂ければと思います。

3点目については、現段階でということでもたまたま予算審議の辺りでもお話ししたいと思いますので、1点目だけ確認をお願いします。

教育次長： 予算的についてと言いますか、それは各学校の配分した予算内で対応しているのかなというように我々は考えている所です。以上です。

5番： 39頁の先程大場さん質問されました水産費について、もう一度お伺いします。先程の振興課長の話だと、工事費が160万円の半額を町で持つという話でありますけれども、町には若あゆ温泉も指定管理者制度で管理委託しております。また、鮎の中間施設も小国川漁協さんに指定管理者制度を使って委託してます。若あゆ温泉の場合だと、軽微な工事費は若あゆ温泉の公社で補修はすると。50万円以上の修繕は町で持つという取り決めがあります。この取り決めを、漁業組合さんの今回の修繕費160万円を当てはめてみますと、50万円以上の工事費になっておまして、その正誤性をどう取っているのか、まずその辺からお伺いします。

振興課長： 今回、指定管理者ということで指定させて頂いておりますけれども、その指定条項の中に温泉と同じように50万円以上については、そういう修繕工事とかにつきましては町が持つとか、それから50万円未満は受託者が持つという契約は取り交わしておりません。当初した時はございました。それぞれ経過の中で、お互い甲乙協議して、その修繕について若しくは工事について協議するというところで、そういう内容に変更させて頂いております。その理由と致しまして、それぞれ毎年稚鮎を放流して、収入が漁協さんの方で上がっておりますし、それも運営等に充当している関係ございまして、町の方に戻ってきているということでもございますので、そういう背景がありまして今申し上げました甲乙協議して決めるということでもございますので、これに基づきまして半分私共の方から補助金として、小国川漁協さんの方に交付するというこの協議の上に、補正予算として上げさせて頂いたという内容でございます。

5番： 協議の協定書の中で、いろんな取り決めがあるとすれば致し方ないと思います。新聞の報道で見ますと三瀬の孵化場から、もう既に中間施設に稚鮎を出荷したという話あります。それを見ますと、今の鮎中間施設、屋根がボロボロで暖房も取れないと。鮎はある程度まで水温が15℃以上でないとい育たないという経過で、最適温度が25℃という話も聞いてます。そんな関係からしますと、今ここに補正予算で対応したのでは、もう鮎が荷受けしている段階において、遅かったのではないのか。もし、できるならばやっぱり請求書でもやって、そうして鮎の荷受けまでには屋根の改修なり、不足面のテントの改修なり、しっかり終わった段階で、鮎の飼育には最良の環境でなかったのかなと思います。その辺のどうしてそうなったのかお伺いします。

振興課長： 2月24日に第1回の稚鮎の搬入なされております。この度の交付金補助金につきましては、漁協さんの方から指令前ということで、交付決定する前に工事を着工すると、そして尚かつそれまで被覆少し壊れている所につきましては応急措置等で行うと。そして、すぐ発注してできる限り24日前に、若しくはそれを過ぎて1週間位後程に完成したい意向がございましたので、その協議の中で先程言いましたように、指令前着工は予算が通っておりませんので、予算が付かなかつたら漁協さんの責任でやって頂くという前提が指令前着工でございますので、そういう打ち合わせを行いながら、そして3月に補正予算を上げさせて頂くという経緯を踏まえまして、今回予算化させて頂いたということでもございます。尚、その後漁協さんの組合長の方から状況をお伺いしますと、今の所は少し被覆等が風等が入っても、今の所問題ないような報告受けてましたので、今回天気続いたということでもございますので、鮎の方はまず今回入れた

分にはまだ問題はないということ伺っております。以上です。

5番： 中に入って施設を見る訳いかなないので、外から見た段階では施設の中に青い色気、恐らくブルーシート何かで囲っているのかなという感じはしますけども、そんな形で水槽を守っているような状態。外から見ればね。中に入って見ないからよく分からないけども。そんな形になっておりますので、やっぱりできればもう少し早く対応して頂きたいと思います。今後共、気をつけてやって頂きたいと思います。

振興課長： 報告受けましたのは実は稚鮎を入れる前、直前でございましたので、そういった対応策も含めて、後手に回ってしまった事は確かでございます。尚、今言われました事十分今後共気をつけて参りたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を終結致します。これをもって議案第1号の質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第1号を採決します。議案第1号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第1号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第2号 平成22年度舟形町国民健康保健特別会計事業勘定補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

1番： 69頁になります。出産育児一時金が180万2千円の減になっています。その内容をお願いします。

町民課長： 当初予算では出産一時金につきましては42万円の支給額ですが、9人分を計上していた所でありまして、実質的には国保の被保険者の出産については3名しかいなかったということで、その分による分の減額でございます。

1番： 一般質問でも先程来お話になっていますが、人口減少という所で9人の見込みが3人だけだったということは、かなり大変な事態なのかなと思います。それに対して国の政策については、今いる子供については子供手当の措置はございますが、これから生むというか人口を増やすという政策がちょっと見えないように思います。町としても、その点についてどういう考えかお聞かせ頂きたいと思います。

町民課長： この国保の中では直接的な例にはならないと思いますが、子育てしやすい環境作りについては、いろんな面で保護者の意見を聞きながら進めている所でありまして、やっぱり医療費の無料化もそういう支援という形になると思いますし、子宮頸ガン等のワクチンの接種もありますし、放課後児童クラブ等についても、舟小においては来年度1時間受け入れ時間を延長したいと考えておりますし、また保育料についても昨年度から低階層と言いますか、所得税4万円以下の世帯については軽減も図っているということで、徐々にそういう形で環境作りには努めていると思っております。

1番： 子育てをしておける充実感というか、なかなか難しい所あると思うのですが、子供と一緒に生活が素晴らしいのだという研修会など、環境整備と共に心の面でも進めていく必要があるかなと。そういう面では国保が啓蒙活動ということで当たる部分かなという思いがありますのでその点と、最近だと子育て支援のタクシーとか需要もあるということで、やはり子育てに困っている事に対する対応策がある所は、子育てしやすい環境になっていくのかなという所もありますので、その点で2点お願いしたいと思います。

町民課長： 子供を生み育てる喜びと言いますか、そういう面については国保会計も関係はございますが、直接的には3款なり保健衛生費と言いますか、そっちの分野での力を入れていくべきではないかと母子保健と言いますか、そういう面だと思っております。福祉タクシーにつきましては、県の方でもいろんな講習会等に対して一部助成ということで、最上管内でも新庄市と最上町さん、2社程そういう研修を受けたと聞いておりますけども、町内の星川タクシーさんにもそういう事でお話はしておりますけども、今検討中ということで経費的にもお金がかかるものですから、今相談している状況であります。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

それではこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第2号を採決します。議案第2号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第2号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第3号 平成22年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

議長： これから質疑を行います。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結します。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第3号を採決します。議案第3号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議案第3号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第4号 平成22年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第4号を採決します。議案第4号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第4号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第5号 平成22年度舟形町簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

9番： 112頁の施設費に関連しますが、22年度で3,300万円程の舟形簡易水道の生活基盤近代化事業ということで、工事費並びに測量設計委託料とある訳ですが、昨日でした、一般質問の時に町長の答弁の中で、今後の生活環境の整備の中に、水道の老朽管石綿管の雪害と言いますか。交換という話がありました。ちょっと勘違いと言いますか。石綿管と言うのはもう無くなっているのかなと考えたんですけども、今の時点でその石綿管の水道管というのはどの位あるのかということ一つと、あとこの工事の中にも今現在も石綿管の交換の入れ替え作業というのは進行しているのでしょうか。その2点お願いします。

振興課長： この事業でありますけども、平成20年から10年間、平成29年まで延長にしまして約7,800m程事業を行うと。内容につきましては今言いましたように、石綿管から耐震管の改修という工事になります。尚、今回施行させて頂いているのは馬形、福寿野、堀内、そして根渡地区ということで、先程言いました約8,000mの内、今までやっておりますのが3,800m。ですから残り約5,000m位ですか。5kmにつきましてはまだ今後耐震管の書き替えということで、埋め替えということで、必要になってくるということでもあります。以上です。

9番： 一つ確認させてもらいたいんですけども、この石綿管は私ら考えるにはいわゆるアスベストと思うんです。そういう事で、建物の壁面と言いますか。そういうアスベスト問題というのはかなり問題になったんですが、この水道管に関しての石綿管については、早急に交換するとかそういう縛りはないのでしょうか。

振興課長： 基本的にアスベストにつきましては飛散して呼吸器官に入ってしまった場合にガンになる可能性が大ということで一時間問題になった訳でありますけども、今回水道管につきましては飛散はしないと。但し、いつまでも老朽化に伴って、そしてそれが流れていくとか、そういった腐食等が人体に影響を及ぼ

さないとも限らないということでございまして、なるべく今近代化の補助金があるうちに対応していきたいということで、先程29年までということでありましたけども、予算等が毎年付いておりますので、なるべく早く先程言いました地区については対応して参りたいということで、今進んでいる所であります。

9番： 今の段階では、何年度までにはそういう入れ替えを終わしなさいとか、そういう規制はないということですか。

振興課長： 私の知っている範囲では、そういう縛りはないと理解しております。

副町長： ちょっと付け加えさせていただきますけども、石綿管の使用されている管というのは町道です。あと国道、県道についてはあの当時弱い管では許可にはならないということで、鑄鉄管なりダクタイル管という二重で閉ざされている管とか、そういうものが使われております。ですから、今回ある程度農集排と下水道で、同じ場所に埋設して石綿管を鑄鉄管に切り替えた箇所がまず結構あります。それはそれとして終わして、そういう農集排の管路でない箇所でも尚かつ町道なり、その他に農道に埋設されている箇所もあると思います。そういうもの今切り替えしているということでありますので、全体的な管路から言えば微々たる距離と言えるかと思っておりますので、気を付けるようにさせていただきます。

6番： 関連になりますけども、暮れに原田地内300m位工事した訳ですね。県道舟形・大蔵線の左側をずっと。あれ見てると今のビニール管の堅いやつって言うんですか。あれに替えて地下部約2m位の深さの部分にずっと埋設したの見ておりますけども、それを石綿管の交換というか、今感じて関連で質問するんです。その辺詳しくちょっと説明願います。

副町長： 説明足りなかったんですが、確かに今ご質問ありましたように、法面箇所については石綿管が許可となっておりますので、原田地内でも法面に埋設されてますので、それについては石綿管が使用されてます。それを昨年の暮れに鑄鉄管、今度道路面に埋設しましたので、道路面であればやっぱり大型トラックが既設管的に弱いので、そういうものは許可ならないということで鑄鉄管、鉄管を埋設敷設外したということでもありますので、付け加えさせていただきます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第5号を採決します。議案第5号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第5号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第6号 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課内主幹： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

1番： 127頁です。農業集落排水事業建設事業費の減額がございました。その内容をお願いします。

振興課長： これにつきましては、農集排の整備事業ということでそれぞれ舗装面、今まで工事をやってきた管路を埋めてきました場所を舗装するという工事がメインの工事でございます。尚、今回につきましてはそれぞれ4工区になります。それぞれ分けて工事をやりまして、そして整備した訳でありますけども、その時に生じました受け差、これが不用額となりましたのでこれにつきまして減額させて頂いたということでもあります。尚、当初につきましては5,800万円程予算化しておりまして、受け差等生じまして結果として4,200万円程ですので、その差額分だけを減額させて頂いた内容でございます。尚、事業内容につきましては先程申し上げた内容になっております。以上です。

1番： 受け差ということですけども、金額的に多いのかなと思いますが、その点について説明をお願いします。

振興課長： 当初予算計上する時には、設計ということできちんと諸経費含めてさせて頂いた。それを予算に反映しております。あともう一つその中には先程申し上げましたように、補助事業等も入っておりますので、その金額も含めてできる中味もございまして、そういった受け差と補助金と、それから事業量の現場の精査ということで、この3つの要因で不要額が生じたということで、その金額が1,600万円ということでもあります。以上です。

1番： すみません。何回もですが、それは今の3つの合計で1,600万円某ということは、金額的にはまず差が生じた事は大きい額ではないという捉えでしょうか。

振興課長： 当初予算額につきましては、それぞれ5,800万円程計上させて頂きました。それを元にしまして、それぞれ1工区から3工区、そして排水路もありますけども、それぞれにもう一度積算をさせて頂いております。それを予算の範囲内での積算でありますので、更にそれから予定価格を設定して、そして競争して頂いて、先程言いました4,100万円の工事費になったということでございますので、当初の予算からすれば1,600万円程の金額になるんですけども、個々の受け差からすれば落札率としては予定価格に対してはそれぞれ少なくはなっているということでもあります。そういったものも含めて、今回当初予算額から比べますと1,600万円程不用額になりましたので、今回減額させて頂いたという内容でございます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第6号を採決します。議案第6号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第6号は原案の通り可決されました。

日程第9

議長： 日程第9 議案第7号 平成22年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

6番： 毎回話になる訳ですが、公共下水道の加入率ほどの位になっています。

振興課長： 今年度公共下水道の加入につきましては20軒増えておりまして、726軒となっています。分戸となるのが932ということで抑えておりますので、77.9%ということで公共下水道については把握しておる所でございます。

6番： 大変上昇している事を確認した訳です。今ちょっと思ったのは、一般会計の方から160万円繰り入れやっていますね。そういうものが、加入率が高まる程一般会計の方から出るのが少なくなるんじゃないかなと単純計算で、今加入率をお聞きした所です。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第7号を採決します。議案第7号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第7号は原案の通り可決されました。

議長： 午後3時まで休憩を致します。(14:32)

議長： それでは再開を致します。(14:59)

日程第10

議長： 日程第10 議案第8号 第4次舟形町国土利用計画の策定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： それでは議案書の13頁になります。提案理由でございますけれども、第4次舟形町国土利用計画は、平成14年3月に策定した第3次計画が目標年次を終了することから、今後における適正な土地利用を図ることを目的とし、総合的かつ計画的な土地利用の指針とするため策定したので、提案するものである。それでは上程致します。国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第3項の規定に基づき、第4次舟形町国土利用計画の策定について議決を求める。平成23年3月3日 舟形町長。資料はこちらの方の第4次舟形町国土利用計画になります。

その前に国土利用計画法について、若干ご説明を申し上げます。国土利用計画法につきましては、その目的は土地利用計画の策定に関し、必要な事項について定めると共に土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずる事による国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図る事を目的としております。その法律第8条によって、

市町村は市町村計画を策定する事ができると定められております。

9条におきましては市町村計画に基づいて都道府県が土地利用基本計画を定める事となっております。その中で、一つは都市、地域、2つ目は農業地域、3つ目が森林地域、4つ目が自然公園地域、5つ目が自然保全地域そういったものを定める事となっております。

そして第10条におきまして、この法律に基づいて合理的な土地利用が図られるようこの法律に基づいて管理をする事となっております。その他に別の法律で定める所によりまして、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、地産地消に配慮しつつ土地利用の規制に関する措置、その他の措置を講ずるものとするということになっておりまして、基本的には土地利用に規制をかける事がこの法律でできるということになります。それでは土地の登記、それから地価高騰に歯止めをかける事が大きな目的であるようであります。そういったものの基本となる市町村の計画になります。ちなみに1万㎡以上土地取引を届ける義務というのは、この国土利用計画法に基づいた法律に基づいて、届け出をしなければならないということになっております。それでは資料の説明をさせていただきます。

まず、1頁の第1章が町土利用の現状と基本的条件の変化については、省略をさせていただきます。

3頁の第2章 町土利用に関する基本構想。1 町土利用の基本目標についてであります。5行目土地利用においては町の均衡な発展を図る事を基本理念に公共福祉を優先させると共に、自然環境との共生は土地の持つ多面的な公益的機能の重視を基本に長期的な視野に立ち、総合的計画的な土地利用を進め、未来の舟形町民に誇りと自信を持って継承していくべく町土の形成を図っていく。こういった事を基本目標に掲げております。

2番、町土利用の基本方針ですが、県の4つの視点であります。2行目になります。地域力を生み育てる利用。安全安心を確保する町土利用。環境と共生を重視した町土利用。美しさを育てる町土利用の4つの視点を基本として町土の利用を進める事としております。

(1) 地域力を生み育てる町土利用としては、2行目地域の活力を高めていくために地域の歴史、文化、景観等地域の資源を活用する。その1行下、町内で作られた農林水産物や製品、サービスなどの価値を一層高めていく仕組みを作っていく必要があるとしております。そして、それに必要な基盤を整備、確保し振興支援策を積極的に展開し、中心部及び山間部の活性化を図るとしてしております。2行下の右端の方ですが、町民と協働した効率的な除雪体制を作り、町民の生活や経済活動の活力維持を図る必要があるとしております。更に他地域との交流、連携の活発化に繋がる公益交通体系の整備や地域の歴史、文化、景観等の地域資源を活用した観光や交流の拡大を図り、町内外の様々な活力を誘引していくとしております。

(2) 安全安心を確保する町土利用としましては、この3頁の一番下になります。地域の地勢、地形、水系等の特性を十分に考慮した上で、土砂災害対策、町土保全施設の整備、ライフライン施設の保守、防災拠点施設の整備等を図り、災害に強い町作りを進める。また、農地や森林は農業生産、木材生産の場だけでなく適切な管理を通じて、土砂災害や洪水災害等の防止、軽減機能を有しており、町土の保全と安全確保に大きく寄与していることから農地及び森林の保全を進めるべしとしております。

(3) 循環と共生を重視した町土利用としては、1行目の右の方になりますが、豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、自然と調和した町土利用を進める必要がある。また、資源エネルギーを地域の中で循環利用する仕組みの構築や地球温暖化の防止のために低炭素社会の実現に向けた地域システム作りに取り組み、経済や地域の活力向上に結び付けていくとしております。

(4) 美しさを育てる町土利用ですが、7行3段落目になります。景観は美しい町土の形成と憂いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、町民共通の資産である。町並みの景観や幹線道路の沿道景観、農山村における緑溢れる景観を町民、行政等の協働により地域作り、町作りと一体となって形成保全し、町土の美しさを育て次世代に良好な状態で引き継いでいく必要があるとしております。

3番目の町土利用の総合マネジメントですが、ここが一番下の行、町民と行政が一体となって町土の利用を図っていくとしております。

4番目、地域類型別の町土利用の基本方向についてであります。5頁。まず(1)の住宅地ですが、3行目機能の集積を推進しつつ、必要に応じて土地利用の高度化を図ると共に低未利用地の有効利用を促進する。また、2行目ですが交通網の整備によって更に拠点集落と周辺集落の機能分担、交流連携を促進する事を通じ、効率的な土地利用を図る。ただ、新たな土地需要がある場合は既存の低未利用地の再利用を優先する一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制する事を基本とする。それか

ら、住宅地の整備にあたっては、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気・水道・通信・交通等のライフラインの多元化も必要に応じて検討する。など災害や雪に強い町作りを図る。更に美しく良好な町並み景観の形成、豊かな居住環境の創出により美しくゆとりある環境の形成を図るとしております。

(2)の農村集落地域ですが、3行目地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備すると共に多様なニーズに対応した農林業の展開、集落営農の推進、地域資源を活かした産業化等、農山村の集落機能の維持と再生を図り、健全で活力ある地域社会を築くとしております。その下ですが、優良農用地や森林を保全を確保すると共に、地域住民等を含む多くの参画による農業用の水路や道路等の維持管理により、資源の適切な管理を図る。合わせて田園風景と一体となった農山村景観、自然環境生態系の維持、形成を図り農山村全体を保全する取り組みを推進する。里山などの身近な森林については農林水産物等の生産の場、自然、体験、交流の場などの幅広い利用を図る。それから2行目、地域の実情に応じた計画的適切な土地利用を図るとしてしております。

(3)自然維持地域であります、高い価値を有する原生的な自然や野生植物の重要な生息地、優れた自然の風景地など自然、里山環境を適正に保全する。一番下の行ですが、自然の特性を踏まえつつ、自然体験、学習等の自然とのふれあいの場として利用を図るとしてしております。

5の利用区分別の町土地利用の基本方向でありますけれども(1)の農用地についてであります、農用地については本町の基幹産業が農業であり、安全安心かつ良好な農畜産物の生産地である事から気候や地形などの地域の特性や資源を活用した適地、適作、生産性の向上に努め食料自給率の向上と農業生産力の維持、強化に向け農業生産の基盤となる農用地の再生整備を図る。また、普段の良好な管理を通じて町土の保全、水源の涵養や水の一時的貯留機能による洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等農業の有する多面的機能の維持を図るとしてしております。

(2)の森林については、4行目将来世代が森林の持つ多面的機能を教示できるよう緑豊かで美しい森林作りに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。また、住宅地及びその周辺の森林については、良好な生活環境維持する緑地として保全及び整備を図ると共に、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、町民の要請にも配慮しつつ、適正な利用を図るとしてしております。原野については、湿原、水辺植生、野生植物の生息地等貴重な自然環境形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本として、劣化している場合は再生を図る。その他原野については、地域の自然環境形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図るとしてしております。(4)水面、河川、水路については省略をさせていただきます。

次の頁の(5)の道路でありますけれども、道路の1行目の最後、適切な維持修繕により長寿命化や適時の更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図るとしてしております。それから、4行目の後段になりますが、災害時の緊急輸送路の確保等、防災機能の向上及び公共公益施設の収容機能等の発揮に配慮すると共に環境の保全に十分配慮する。また、住民協働による良好な沿道環境の保全に努めると共に、冬場の生活確保のために雪対策を講じていく事としてしております。農林道につきましては自然環境の保全に十分に配慮するとしております。

(6)の住宅地については、空き家対策を講ずるということとさせていただきます。

(7)の工業用地につきましては、2行目の後段になります。公共施設の跡地利用も視野に入れ用地の確保を図る。また、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地については、良好な環境に配慮し有効活用を図るとしてしております。8番目は省略させていただきます。

9番目の公用公共施設の用地についてであります、7頁の一番下、耐震大災性の確保と災害時における施設の活用に配慮すると共に施設の拡散を防ぐ観点から、空き施設の再利用に配慮するとしております。

10番のレクリエーション施設については、自然とのふれあい指向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域振興等活性化の観点から、総合的に勘案し自然条件や施設の性格等に基づき、既存用地の有効利用を促進するとしております。

それから11の低未利用地でありますけれども、住宅地の低未利用地は再開発用地や、防災自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用用地、事業用用地等としての再利用を図るとしてしております。耕作放棄地につきましては、所有者等により適切な管理に加え、多様な主体が直接的、間接的に参加する事を促進する事などにより、農地としての活用を図ると共に、それぞれの地域の状況に応じて積極的に有効活用するとしております。

9頁になります。第3章区分毎の規模の目標及び地域別の概要ですが、一番目の規模の目標になります。が、(1)ですが目標年度は平成32年とし、基準年次は平成19年度とします。それから(2)は目標年次である平成32年には6,000人を想定してものとなっております。

下の方に行きまして、2の地域別の概要であります。まず、(1)の長沢地区であります。長沢地区の5行目農用地は435㎡あり、水田・畑・樹園地として活用されている一方、未整備である水田のほ場整備や用排水整備を積極的に進め、農地としての利用を図る。また企業農家を育成し、施設園芸も含めた園芸作物の振興地域としての活用を促していく。更に、開発可能な土地については地域振興を図りながら地域の活性化に向けた土地の利活用や環境美化保全事業を計画的に促進するとしております。(2)の舟形地区ですが、10頁の方になります。舟形地区の農用地は387㎡あり小国川とその支流に沿って大部分を占め、平坦地が他地域に比べて多く、早くより用地開発や基盤整備が進められた地区でもある。今後は転作田や畑の整備、団地化を図り水稲以外の農業収入の増加を目指すとしております。また、高規格等尾花沢新庄道路の整備が進んでいる事から農業的土地利用との調整を図りつつ、高速交通網を活かした新たな土地利用を計画的に考え、商工業も当該地域に集中している事から住環境考慮に入れた企業誘致等の土地利用を進める事としております。富長地区ですが、農用地は597㎡あり、圃場整備等は進められてきた地域であるが、将来を展望し集落営農を担い手農家による機械の有効利用を図りながら、整備を進めていくとしております。小国川の両岸には鬱蒼と河畔林が形成されており、里の川として柔らかな景観を有している。この下流が最上川と小国川の合流点であり、景観にも優れ、地域住民の交流拠点とした桜堤公園として有効利用を図るとしてしております。堀内地区につきましては、農用地は344㎡ありますけども西又・松橋地区の水田が未整備であり、機械化産業を前提とした圃場用排水整備を進める。また、畑については観光わらび園等の観光型農業推進し地域の多面的機能を充実させ、更にグリーンツーリズムの施策を推進するなど未開発用地も含めた有効利用を図るとしてしております。次の11頁、目標の面積等については省略をさせていただきます。

第4章、第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要であります。まず、一番の地域振興策の推進でありますけども。6行目、町の基本構想の4つの柱である安心して暮らせる住み良い町作りから4つの柱を目標として様々な分野から町作りを進めていくとしております。2の土地の有効利用の推進でありますけども、農用地については農業生産活動が行われる事により生ずる多面的機能の重要性を認識し、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を計画的に推進すると共に、担い手の農用地の面的集積の促進や農業生産基盤の促進、それから農業生産法人等の多様な担い手の育成により有効利用を図るとしてしております。また、農産物の販売、促進、流通対策により出荷数量の拡大と安定確保を図り、農用地としての利用を維持確保していくと共に、農業の生産性向上のための生産基盤の整備、更新を促進するとしております。森林につきましては、その多面的機能が高度に発揮できるよう路網の整備を図り、搬出環境を整え適切な整備保全を計画的に推進すると共に、林業の持続的かつ健全な発展を図るとしてしております。また、美しい景観や森林環境教育、憩い、癒しの場、レクリエーション利用の場としての総合的な利用を図ると共に、山形緑環境税を活用した取り組みを進めていく。それから、加えて森林の整備を推進する観点から、町県産材の利用や木質バイオマスの利用を促進するとしております。

3番目、水面、河川、水路については治水、利水の企業発揮に留意しつつ、生物の多様な生息、成育環境としての機能の発揮のために必要な水路と水質の確保を図ると共に、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図るとしてしております。(4)道路ですが、道路網の整備は産業や観光振興においても重要な役割を果たしており、国県道については引き続き高速交通網の整備促進を要望していく。町道については、生活道路として日常生活及び産業振興上重要な機能を有しているため、計画的な整備を進めていくと共に、地域と協働して適切な維持、修繕、保全に努めて長寿命化を図る。合わせて冬期の雪対策に配慮した消流雪施設の整備の推進する。農林道については、農林業の振興だけでなく、観光や生活理念更に周辺地域の活性化を図る上で不可欠である事から自然環境の保全に配慮しながら、整備に努めていくとしております。

5番目の宅地であります。住宅地や人口定着と若者定住促進、更に町外からの定住者受け入れのため計画的に整備を進めると共に、既に整備済みの住宅地についても有効な活用を進め、快適で住み良い生活環境の整備を促進する。更に空き家情報システムの構築により再利用等有効利用を図るとしてしております。

6番目、工業用地につきましては、企業誘致の推進と既存企業の振興による雇用の場の安定的確保と拡

大及び地域経済の活性化を図るため必要に応じて用地の確保に努める。更に、新庄市を中核とした最上地方全体の最重要課題と位置付けて早急な整備促進及び活用を図るとしております。

7番目、低未利用地は農用地等から宅地へと転換された後に、低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には土地利用を集約型にする観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。耕作放棄地については、舟形町の農用地町土の有効利用並びに環境や景観保全の観点から再耕地化を推進すると共に、地域の実情に応じ周辺土地利用との調整をしながら利用を図り、推進にあたっては6次産業の活性化を視野に入れた農産物の販売促進策は担い手確保対策、地域条件に適した作物の推進、水田、畑地化事業の実施等、総合的かつ計画的に取り組んでいくとしております。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

9番： 一つ森林について伺います。町土の7割を占めるのは町の中で森林な訳ですけれども、今新聞、ニュース等でよく海外資本或いは外国人による山林の取得ということが問題になっています。特に、多いのは北海道のようなんですけれども、確か県内でもその事例があるという話も聞きました。今の説明にもありましたように、この森林については、町土の保全或いは水源の涵養、いろんな多面的な機能持っている訳でありまして、なかなか今の実情から見ますと、取得の目的がはっきりしないという部分もありまして、なかなか不安が募る場面もあります。そんな中で、今後できるだけ早い機会に規制というもの設ける必要があると思うんですけども、まず今のそういう現状と言いますか、国、県を含めてそういう対策的な現状が出ているものがあるとすれば伺います。

振興課長： この問題につきましては、現状では法律的にはなかなか難しい所があるのではないかと思います。というのは、まず土地取引については市町村を経由して県の方にこの国土利用計画法に基づいて、提出する事になっております。従いまして、先程もチラッと申し上げましたけれども、1万㎡以下の土地の買収については、届け出もする事もなく売買ができるということがあります。従いまして、今後については国レベルの問題になっていきますので、そういった法律が今後整備されるものではないかと思っております。今現在は、国土利用計画法においては1万㎡以上であれば届け出をして県の方で審査をして、それで許可をする。土地の取引を許可するという事になってまして、国、県の許可等については管轄になるのかなと思っております。現状では、法的にはちょっと難しいのではないかと感触的には思っております。

9番： 今、課長の説明の通りやっぱり現状を見ますと、他の国の場合を見ますと色々取得に対する制限等あるようなんですけれども、日本の国については特段の制限もないと、そういう事で今取引が横行していると事のようにありますけれども、ここに地方議会人という雑誌の記事があるんですけども、この中でその増加する山林売買と土地制度の盲点ということで記事があります。その中で、緊急に必要な対策ということが3点程上げられているんですけども、まず一つには山林の地積調査を促進と言いますか、実施する事が急務であるということが一つあります。

2番目には、森林の取引についてまず公開的なものにするという事が必要ではないかと先程の課長の答弁にもありましたように、届け出必要ないものですから、なかなか実態というものが分かりにくい部分があるものですから、そういう公開制にできないかと。

その3点目が、売買の事前届け出制を設けてはどうかということでもあります。価格或いは利用の目的について法的機関のチェックを加えると、そういう規制ができないものかと思う訳ですけども、こういう点について、まずはある程度条例と言いますか、町単独でもできる範囲での取り組みというものを、早急に実施すべきではないかと思う訳ですけども、如何ですか。

振興課長： 今の件につきましては、町だけで条例を制定する事も可能だと思いますけれども、いろんな法令を見て判断をしなければならぬので、例えば上位法の方で届け出だけでいいものについて、町の方の条例で縛っていいものかどうかということもありますので、そこら辺については今後勉強させて頂いて対応できるものであれば、そういった事を対応していきたいと思っておりますけれども、ちなみに町の方には登記がかかった段階で、税務の方に固定資産の関係で届け出が来ますので、そこら辺でチェックをしたいと思っております。それから、大規模な面積の土地の取引には先程言ったように、県の審査がございまして、そういった会議があった折にも、どのような対応をすべきかということについては問題を提起をして参りたいと思っております。

9番： やっぱり山林の保全と言いますか、いわゆる多面的機能を維持するということを考えますと、

町単独で考えるべきものではないと言いますか。ある程度地域或いは県、そういうものが一体となって取り組むべき問題かなと思います。そんな事で、最上小国川のダムの問題もそろそろ結論を迎えようとなっている訳ですけども、舟形町内でも最上町の方にも山林を所有している方もいると聞いています。そんな事で、まず最上地方の町村会等でも是非連携した取り組みを働きかけをして頂きたいと思う訳ですけども、町長如何ですか。

町長： この問題については、先月吉村知事が国の方に法の盲点の整備を国の方でまずしっかりと整備をして欲しいということをこの前ニュースで聞きましたけども、県でも県条例でも対応できないというのが今の現況でないかと思えます。従って、先程中山課長が言った通りに、国の上位法である程度の規制を設けて、そして県条例、そして市町村条例というものが、この解決する方法であろうということで、吉村知事も国交省の方或いは農林水産省の方に行ったんであるかと思えますので、町村会というよりも山形県町村会全体で、或いは山形県の首長会全体でこの問題を取り組んで参りたいと思えますので、今の八鉾議員のご質問に同感であります。以上であります。

1番： 4頁の4番地域類型別の町土地利用の基本方向という所で、法的な裏付けの中では文化的な歴史の所で維持すべき地域というお話がありましたが、この基本方向の中には文化面の所が入ってないという所が何故なのかという所の疑問がございますので、その点について。そういう事を設定するのであればやはり舟形町としては猿羽根山や羽州街道、合わせて土偶の出土した場所ということが考えられると思うんですが、その点について1点。

もう一つ、同じ場所の5頁の(3)の自然維持地域について、舟形町の小国川両岸の河岸段丘については世界的に非常に珍しい地形であると、両側が対照で河岸段丘としての標準値としても素晴らしいのでありますが、現在も隆起が続いている活褶曲ということで、更に特質的だということからすると、(3)の場所に小国川両岸の河岸段丘活褶曲ということを入れるべきではないかと思えますので、その点をお願いしたいと思います。

まちづくり課長： 1番目と2番目が同じような事になろうかと思えますけども、今回の国土利用計画的には全体の大きな意味での表現になっております。今言った文化面とか表現が足りなかったものがあると思えますけども、その土地の管理、利用については土地利用計画が県の方で策定されます。町の方でもこういう事案をこうしていきたいと事の設定はする訳ですけども、県の方が最終的には土地利用のその図面的な先程申し上げましたけども、5つの区分に分ける事になっております。そういった事で、今言った文化的な部分のそれを残しておく部分、それから河岸段丘の歴史的なものについては、そういった所で県の方と協議をしながら設定についてしていくということで、ここの文章的にはちょっと欠けていた面があるかも知れませんが、そういった所については県の方の土地利用計画を策定する時に、県の方から設定をしてもらおうと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1番： 先日、最上川学フォーラム3というのに出席してきました。その中で、やはり山形県の植生については凄く貴重なものがあるけれども、目立たない草とかそういう意味で雑草だと思われるものについては、知らない内に絶滅してしまっているという種が結構あるということもお聞きしております。ですから、自然を維持していくという観点で、今回の設定はすごく重要なものであるだろうと、合わせてそれに先程県との協議ということでございましたので、それを通して県の情報を得て、その舟形町に貴重なものが私も雑草だと思って捨てたら、あと残り少なくて絶滅寸前だとかありましたので、そういう面ではそういう事の調査を含めて、今回の利用計画策定に伴って、調査等をしていけるのではないかと思うのですが、その点お願いしたいと思います。

まちづくり課長： 今、言われた雑草とか虫とか色々あると思えますけども、各種NPO団体さんとかボランティア団体さんの方で、そういったものの維持を図るべく、頑張っている団体がありますけども、そういった所との連携を含めまして、それらについて維持できるようにして参りたいと思えますけども、町としましてもそのボランティア団体等育成しながら、地域作りの中で対応をしていければいいなと考えておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

1番： 確認になりますが質疑ですが、県との協議の中で先程私の主張している所については、舟形町としての世界に誇れるPRのポイントになると思えますので、それが盛り込まれるように協議を頂ければと思います。

まちづくり課長： 県の方で策定する時には必ずそれを入れて頂くように、町の方から提案をしたいと

思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第8号を採決します。議案第8号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第8号は原案の通り可決されました。

議長： それではここで皆さんにお諮りします。本日の会議時間を延長したいと思います。会議時間を延長する事にご異議ございませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。会議時間を2時間延長します。

日程第11

議長： 日程第11 議案第9号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書の14頁になります。提案理由でございますけれども、重要な変更となる経営近代化施設の事業追加及び各事業見直しのため、舟形町過疎地域自立促進計画（平成22年9月策定）の一部を変更したいので、提案するものである。それでは上程致します。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、当該計画の一部を変更したいので、議決を求める。平成23年3月3日提出 舟形町長。資料は過疎地域自立促進計画、この資料になります。それから皆さんの方にお渡ししている過疎地域自立促進計画、これについてはこちらの方の説明の中で何頁と出てきますけれども、その資料の何頁かという所が分からないとまずいということで、皆さんの方にお渡ししているものであって、これについては使いません。宜しくお願ひしたいと思います。

それでは、この過疎地域自立促進計画をお開き頂きたいと思ひます。15頁一番最後の方から見て頂きたいと思ひます。一番最後の方に過疎地域自立促進市町村計画参考資料の経過表というのがありますけれども、この1番産業の振興、2番交通通信体系の整備、この項目が8項目ありますけれども、この項目の概算事業費が当初計画で合計で15億1,673万6千円となっていますが、この1項目の中で20%以上の増減がある場合については、変更の議決をしなければならないということでございますので、今回上程することになります。1番の産業の振興、これが23年の3月今回の提案の中で、3億8,780万円を追加するということになります。4番目の高齢者等の保健及び福祉の控除及び増進これも2割を超える9,119万5千円、この増になります。それから6番目の教育の振興。7番目の集落の整備。そういった事で合計で9億8,169万3千円の追加ということになりますけれども、主なものにつきましてはネギの選果場関係が8,370万円程になります。それから国の補正の道路関係、辺地の道路2本で2億40万円ですが、富田中通りの4,500万円程の事業が過疎に載ります。それから各地域毎の除雪を小さい小型除雪機械でやるような計画を社会資本総合整備計画交付金の中で計上しておりますがその事業費。統合小学校関係が3億2,300万円。ソフトの関係の変更で大きな所としましては、中山間直接支払関係が2億1,400万円、そういったものが大きな追加の要件になっております。そういった事で、その先程言いました区分毎の金額は2割を超えておりますので、そのために変更するということになりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

それでは1頁の方をお開き下さい。左側が変更前であります。右側の方が変更後になりますけれども、計画書の21頁というものが、この資料の21頁の(3)の事業計画ということになります。こちらでは説明しませんが21頁という意味でございます。ここの1頁ですけれども、事業計画の変更になります(3)経営近代化施設その中の農業、事業内容が農業畜産施設整備事業、事業主体がJA、これが新しく追加となります。それから(9)過疎地域自立促進特別事業いわゆるソフト事業でありますけれども、ここの所が右の方の変更後で5つ程追加になっております。これにつきましては、9月にこの計画を議決頂いた訳ですけれども、その後各町村が総務省への照会した中で、回答が町の方にも情報として入ってきております。そういった事で、こういった項目についても該当になるというものについて、一般財源を措置しないでソフト過疎を充てる事で一般財源を確保するという事で、これらの項目を入れております。それが、追加の項目としましては太字になっていますが、農産物販路開拓支援事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地・水環境保全向上対策事業、観光情報館運営事業、舟形若鮎祭り事業こういったものをソフト過疎の

方に追加したということになります。

それから、次の頁2頁になりますけれども、2頁の事業名の(8)道路整備機械等という所がありますが、左の変更前の方に括弧書きで雪寒建設機械とありますけれども、この括弧書きを取っております。というのは、23年度にこの補助事業を使わないで、単独で小型除雪機を買わなければならないということで、そういった事でこの括弧書きだけの事業ではないということで、括弧を取ったものであります。ちなみに、町の方で補助金を頂いて機械を買える台数というのは6台位に限定されている訳なので、それ以上買う場合については単独で買わなければならないということになります。従いまして、過疎で起債を起こして購入するという事でございます。その2つ下乗用小型除雪機購入事業、事業主体が町ということですが、社会資本整備総合交付金事業の対象となりましたので、これらを追加するという事でございます。

3頁目になりますけれども、まず(4)の消防施設ですが、高機能はしご車購入事業分担金、事業主体が町となっていましたけれども、最上広域の誤りでしたのでこれを変更するとなります。それから、消防施設整備事業同じように社会資本整備総合交付金事業、括弧書きになっている所の括弧を消防施設は該当しませんので、これを外したということになります。それから消防北署建築負担金事業の事業主体に誤りがありましたので、最上広域の方に改めるということになります。最上広域消防施設整備事業分担金でございますけれども、最上広域の事業計画に基づきまして、これらを追加したということになります。

4頁目ですけれども、事業区分が高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ですが、計画書の31頁の所のソフト事業に右側の3つを追加したというようになります。子育て支援医療事業、それから高齢者生活福祉センター運営委託事業、それから特別養護老人ホーム建設元金償還補助金、これを新たにこれが該当するという事になりましたので、新たにソフト事業に加えたものであります。

それから5頁、計画策定の時期の関係で統合小学校を全て外しておりましたので、それらの統合関係の事業を新たに追加した事になります。7番目の教育の振興の所の(1)学校教育関連施設、校舎の中に校舎統合小学校教室等増築改修事業、それから学校ICT環境整備事業、スクールバスポートの事業名の欄ではスクールバス格納庫整備事業を新たに加えております。それからソフト過疎については教育の振興では何も入れておりませんでした、ピーナスプランの交付事業、英語指導助手派遣事業、児童交流学習事業、これらがソフトに該当するという事になりましたので、新たに加えているということになります。

6頁ですが集落の整備になりますけれども、ここのソフト過疎の所に一番下の変更後の所に転入者、定住支援金交付事業、町外からの転入について先般から町長が新しい政策を23年から実施するといった内容の交付事業でありますけれども、これらも該当するという事新たにソフト過疎の方に加えたということになります。

7頁についてはソフトの一覧表となりますけれども、今言ったものを加えたということになりますので、省略をさせていただきます。

8頁になりますけれども、今言った事業の概算事業費及び年度区分をここで整理をしております。最初の経営近代化の農業のネギ関係の選果施設ですが、今までは無かったんですけども、概算事業費として8,370万円程23年度に計上するという事でございます。それから、その事業内容の3つ下になります。過疎地域産業振興基金積立という項目があります。変更前は概算事業費括弧の590万円になってましたけれども、これらについてはこの項目全部ですが、変更前には全部数字入ってございましたけれども、変更後は全部数字を除いております。というのは、当初ソフト過疎を充当する時に当初予算の関係で最初に積立をする事によって過疎債のソフト分を確定して、その年度中に取り崩して充当すると考えておりましたけれども、それが最近の説明で借入先が年度内に充当したものについては、政府資金を充当する。それで一旦基金に積むものについては、縁故資金になるという情報が入って参りました。そうしますと、例えば過疎債の場合で言いますと、政府資金であれば1.1%の借入で12年間借りられる訳ですが、昨年の場合縁故の場合は1.44%になりまして、0.34%高くなるという実態があります。そういった事で、去年基金を新たに創設しましたが当面は基金を使わないで、それに充当していくという事を考えております。しかし、過疎法が6年間で失効しますので、その後の過疎の延長そういった状況次第では基金に積み立ててソフトの範囲内で町に与えられた事業の範囲内で積み立てるという事も想定される訳ですので、その基金はそのままにしておきまして、現状では積立をしないで、基金に積立をしないで現予算に振り分けるということに改めました。従いまして、ここの積立金をすべてゼロにしたということになります。それから、ここの一番産業の振興の上の枠の事業内容の下の方ですが、農産物販路拡大支援事業、先程説明した事業について

の変更の事業費を右側の方に書いております。農産物販路拡大については、総額で500万円、中山間直接支払環境が2億1,440万円、そういった事業費をここに变更后ということで入れております。

9頁ですけども、先程言った変更のしたものについての事業費を追加しているということになります。

12頁になりますと、その学校関係の事業費をここに計上しております。統合小学校関係の教室関係の増改築事業、これは策定の関係で変更前は全然入れておりませんでした、変更後は概算事業費として2億1,300万円、学校ICTが6千万円、スクールバスの格納庫が5千万円、こういった事で概算の概算であります、これを計上しているということになります。

最後の一番最初に説明した事業費が最終的には3月の追加分を含めると15頁の一番右の方になります、24億9,842万9千円になるということでございます。以上です。

議長： これより質疑に入ります。

2番： 12頁の今説明してもらった統合の問題と、ここにその他富長小学校グラウンド整備800万円、24年度、これ説明願いたいと思います。

まちづくり課長： 富長小学校のグラウンドにつきましては、大変水はけが悪いということと、キノコが出ていたりして危険な状態であるということもありまして、学校統合する訳なので、この時に事業するかどうかということについては、当初の段階では想定しておりませんでしたので、学校統合がですね。それで今回については富長小学校のグラウンドについては計画には載せておるということになります。危険な状態にしておけないという教育委員会の関係でありまして、事業実施の段階でこれらについては詰めたと思います。

2番： そうすると、25年4月に統合すると言いながら、危険だからと言うので一年前に整備するんですか。

まちづくり課長： 統合が25年4月になると決定しましたので、この辺についてはもう一度改めて事業の実施については検討するというようになります。

1番： 概算の概算ですと説明ございましたが、7頁の一番下に小水力発電エネルギー利活用事業がございます。14頁を見ると、23年度からの計画になっているようですけども、この前勉強した所だと実際見てないんですけども、真室川町さん或いは新庄市の休場地域辺りで先行して事業が行われているということお聞きしました。23年度からのこれから検討あると思うんですが、それに向けて何か現在で情報等ございましたら教えて頂きたいと思います。

2点目です。8頁、農産物販路開拓支援事業が500万円の計上になってございます。私は、額的にはすごく少ないのではないかという思いがございまして。その額の決定の経緯というものと、意気込みとすれば開拓ですから、都会の東京なり大阪なりの一等地の所のデパートなりフロアを、全フロアだと駄目だと思いますが、1フロアの人の通りのいい所辺りを貸し切りにしてまでも舟形産の物をPRするとなれば、もう少し額が多くなるのかなと、そういう意気込みからしてもちょっと少な目かな思うんですが、その点をお願いします。

まちづくり課長： まず、1点目の環境関係利雪・小水力発電エネルギー事業の額がかなり少ないんですけども、これについては23年度からはまず勉強して参りたいと思います。というのは経済効果の面もありますし、町が事業主体になるべきなのか、それとも例えば農業者とかですね。三光堰とかそういった水路活用した場合には、そういう関係の方が宜しいのかなという思いもあります。それとやはり発電効率と現在の電気料の関係そういった事もあると思いますし、それから産業経済省の方で今現在いろんなCO2関係の排出量の関係の補助金も用意してます。こういった補助金に頼るべきかということもあると思いますので、そこら辺を勉強して舟形町に合って、それなりの経済効果があるものを導入していくために、まずは勉強から始めると考えております。

それから農産物の販路支援事業でありますけども、担当の方からはある程度の金額は要望はありますけれども、まず財政の方では予算編成方針にもあるように、臨時財政対策債、災害以外については2億円程度を起債の発行限度額にして、財政健全化に向けて取り組むというように考えております。特に、特別会計の繰出金が増えていく中で、町の一般会計の財政状況もきちんとなさなければならないということもありますので、ここら辺については意気込みをということですが、総合的に勘案してまずは100万円を付けているということがあります。それから、現在振興課の方でこの間私も出席しましたけれども、インターネット販売を計画をしたいと考えているようなので、東京の方に出向いて汽车租赁、旅費を使って、行っ

て農産物を売って、合う物がそれなりに売れて効果があれば宜しいんですが、現在の所なかなか売上等と旅費関係のバランスが悪いということありまして、まずは100万円程度の事業費でどうかということがあります。それから、今現在赤坂の方で共同店舗を出してはどうかと区役所の方から働きかけがありますけれども、町の方でそれなりに利益が上がる農産物を作っていないと、その運営費がかなりの赤字になるということもありまして、そこら辺についても今後の勉強をしながら、そういった所も含めて、販路拡大には努めますが、まずは勉強して経済効果があるような所、仙台近郊の方であれば逆に日帰りで帰って来れるということもありますので、いろんな方面を検討しまして、これがある程度の効果が出るということになれば、過疎計画の変更もあり得ると考えて頂きたいと思います。

1番： 小水力についてはやはり勉強してということで、同じ最上地区で先行している所あれば実際に見てという所になるのかなと思いますので、その方策をしっかりと頂きたいなと思っています。内容的には個人で購入するようなものもございましたけども、規模の大きい発電量とかすると規模の大きいものを導入しているようなお話を聞きましたので、町の方の考え方に合っているものなのかなという思いもありましたので、先行した所を研修して頂きたいと思います。

2点目については状況は分かりました。ただ、情報として借用するとなればどの位の金額とかそういう所を研究して、その判断をするというお話でしたので、情報をしっかりと抑えて頂きたいということと、J A伊達みらいさんを研修させて頂いた時に、そのトップとなって交渉される方が銀座のデパートなり、そういう所に行って直接交渉して来られると。それで販路拡大ということをしっかり掴んでいらっしゃるんだという話があったので、そういう点についても検討ということ。町でやるか、事業者というか、その関わりのある方がやるかは別として欲しいと思いがちありますので、その点の答弁をお願いしたいと思います。

まちづくり課長： まず町の方でいろんな農産物の商品を加工品を作ろうと今している状況ですので、それらの出来具合、そういったものを含めまして、取引として成立するかどうか判断を含めまして、そういった状況がある程度利益も上げられてできるということになれば、町長を中心として直接デパートなりスーパーに出向いて交渉する事もやぶさかでないと考えておりますので、宜しくお願いします。

1番： 何故、東京かというお話をし忘れましたので、近郊だと舟形であっても失礼な言い方ですと、近郊の大蔵さんとか最上町さんとかいうことでも、差が生じないということが起きるのかなと思います。どちらにしても安心安全な食材だと、それから手間をかけた加工品であれば、心を込めて作っているんだということであれば、舟形町であるんだけど、それが他の市町村と同じようなレベルの物であったとしても、都会でPR度は高くなるだろうということでお話をした所です。ですから、近郊勿論輸送費等の問題もありますが、より高い付加価値で売るということからすると、やはり都会の方の安心安全を求めていらっしゃるお客様の方に販路を拡大していくということも一つの方法ではないかなということが思いましたのでお話をした所でした。

9番： 6頁の集落の整備についてですけども、先程課長の説明の中で、追加した事業の中に転入者定住支援金の交付事業というものがあります。この前予算の内示の時に、もらった資料によりますと、当初予算の主な事業ということで、舟形町の住宅総合支援事業ということで、単独新規300万円ということがあります。この事業だと思うのですが、内容については定住促進を目的とした転入者の住宅取得に対する交付金ということですが、事業費として転入者の住宅取得費の土地、建物の5%または100万円のいずれか低い額ということになっていますけども、毎年これから変更後300万円程の予算がありますけども、同じような事業の中で、子育て支援住宅の支援事業でありますとか、或いは舟形町の住宅支援事業というものもあります。その辺の整合性と言いますか、そういう部分がどのようになっているのか、まず交付を受ける対象者となるべきものがどういう範囲なのか、或いは何歳であってもいいのか、全然分からない訳です。そんな事で、少しその辺の事業の内容について、説明をお願いしたいと思います。

まちづくり課長： 今、当初予算の方に計上しているものですから、手持ちに資料がございませんので、後程資料を提示して説明をさせて頂きたいと思いますが。

副町長： 内示の際に詳しく説明しなかったということで、非常に理解できない面もあったと思うんですが、これまで22年度までについては子育て支援、若者の定住支援、住宅在来工法、地元の大工さんを利用した場合については、誰でもいいよという支援、その点をしてきた訳です。ですから子育て支援も若者定住も転入者も含めて、そういった支援策をしてきたということでもあります。今回は若者であってもよろ

しいし、ある程度の年齢の方でも宜しいし、転入者であれば土地を求めて住宅を建築した方については100万円を差し上げるといことで、事業費の5%または100万円のいずれかの支給があるといことでありまして、転入者を増やすという施策を今回23年度で打ち出したいといことでありますので、そういう混同する部分もある訳ですけども、今回の100万円については転入者であれば誰でもいいよと、それが今日も一般質問で町長お答えしているように、若者であって、子育てであって、定住であれば最高額で200万円の助成が、積み重なれば支援策として200万円になるといこともあるといことで、今資料を持ってきますけども、簡単に申し上げればそういう支援策であります。

9番： 交付金ですので、今副町長の説明或いは午前中の町長の答弁でも、最大で例えば内山の団地に土地を求めて新築をすれば200万円といことで、色々な形態があると理解できます。例えば中古住宅を買った場合はどうなるかとか、或いは借りた土地に建てた場合はどうなるのか、或いは5年間で出て行った場合はそのお金はどうなるのかと、そういう規定というものが当然あって然りだと思ふんです。その部分が分からないで予算だけを決めると、承認しろというのはちょっと乱暴かなと思ふんです。ある程度、恐らくきちんと整備されてるとは思ふんですけども、是非その内容についてを説明あって然りべきかなと思ふんですけども如何ですか。

副町長： ごもつともでありまして、既に交付要綱も定めておりますので、後程資料等でご説明を申し上げたいと思ふますので、少々お待ち頂きたいと思ふます。

議長： 少々お待ち頂きます。若干5分位休憩させて頂きます。(4:15)

議長： 揃ったようですので再開を致します。(4:26) それでは答弁中山課長お願いします。

まちづくり課長： 新規事業の転入者への支援補助金でございますけども、お手元の資料の1頁目ですけども、名称をビーナス定住促進交付金としております。予算額が来年度予算に300万円当初で計上をしたいと考えております。対象ですけれども、①定住の意志を持った転入者、転入前2年以上町外住民であった者と規定をさせて頂いております。と言うのはすぐ新庄の方に住所を移して、この補助金をもらうために再転入するといった所を防止したいと考えているためです。それから②町内に住宅を取得した者、それから該当の事業内容については、次のいずれかに該当した者となっております。住宅取得の5%と100万円の内、いずれか低い額になります。新築住宅につきましては、土地及び造成費を含む土地造成費建築費になります。それらの5%または100万円いずれか少ない方になります。2番目が建売住宅、土地付きの建売の土地の分と建物の分も含めて、この計算をするといことになります。それから中古住宅についても同様に5%の計算をして100万円といずれか少ない方に交付をするといことに考えております。返還については10年以内に転出した場合は一部または全部を返還させると考えております。その他の補助金と重複して交付できるというのが在来工法の補助金、子育て支援、若者定住の交付金、それらを合わせて最大200万円になるといことでございます。

具体的な例としましては次の頁になります。新築の上の方になりますけれども、新築で転入者と町内移転といような区分をしております。転入者の欄で内山の団地に入った場合については、在来工法の分が最大で40万円、子育ての分が最大で50万円、若者定住が10万円、これは今までの既存の補助金の要綱でございますけれども、そのように転入者の場合につきましては、最高で100万円を加えて200万円になるといことでございます。それから、ひだまり、舟形小学校跡地でありますけども、これらについては最大で185万円、転入者の支援はどこも100万円と同じといことになります。その他のエリア、町内全域でありますけれども、最高で180万円になるといことでございます。折角ですので、その下の方ですがリフォームの補助金を町で昨年作りましたけれども、昨年度は200万円以上のリフォームに対して、10%の上限20万円でしたけれども、県の方で23年度から県住宅リフォーム総合支援事業といものが新たに作られます。これにつきましては、その他の要件の方に1番、2番、3番、4番に該当するものについては事業費の10%または上限20万円で交付をするといことになってまして、これらの要綱については町の要綱に加えて、これらの条件を入れれば県の方で交付をすると、県と町の方で両方ダブルで受ける事ができるといことになります。それと合わせまして、転入者が中古住宅の中でリフォームをする場合については、これらについても先程言った5%といことになろうかと思ふますけれども、そういった事で交付をするといことになります。新築と場合と、リフォームの場合で転入者、中古住宅を買った場合についてもこのようになるので県のリフォーム分と町のリフォーム分を合わせれば、上限で140万円になるとい交付金を23年度から設定をしたいと考えております。内容の説明は以上になります。

9番： 大変詳しい説明を受けましたけども、まず一つははっきりしているのは、土地付きの住宅で登記が必要ということは、まず一戸建てを原則ということですね。

もう一つ、2年以上町外住民であった者となりますけども、これはある程度一旦町から町外に出てねいわゆる偽装というか、不正というかそういう取得を防止するという意味だとは思いますが、なかなかその辺もう少しきちんとしておかないと悪用されるのかなという気がします。例えば、先程も年齢の関係を言いましたけども、例えば他町村でお年寄りの一人暮らしがいて、息子なり孫なり親族は東京でも何処でもいいんですけども暮らしていると。自分は後に残された者のために、舟形町にこの交付金を受けて、一戸建ての住宅を建てましたとなった時に、その親族、孫が確実に帰って来ない場合は、例えばその人が3年なり、先程も言いましたけども、5年なりで亡くなった場合は、この10年以内にまず転出したということになりますから、一部又は全部の返還の対象になると思います。その時に、ある程度そういう条件であれば、そういう場合を想定した契約と言いますか、そういうものも必要でないかなと思うんですが、その辺の所を整備する必要はないのかということ1点。

それと今若者定住ということで子育て支援でひだまりタウンあります。ご承知のように、あそこは子供が成長して大きくなった場合は出ていかなければならないという一つの条件があります。勿論、今町に在住している訳ですから、そのまま町に定住したいと言った場合にはこの交付金には該当しないということにもなりかねません。そういう部分、あそこに子育て支援の住宅を建てて、その後の受け皿としては定住促進住宅を建てますよと、引き続き住んで頂きたいということがあった訳です。そういう意味ではこれを利用できなくなるのかなというようにも思う訳です。その辺の特例的な分というものも設けているのか。その点お願いします。

まちづくり課長： まず、1点目でありますけども、1点目の場合については他町村に住んでおられる息子さんがお父さん、お母さんのために一戸建てを建てるということでございますけども、基本的には他町村の方が建てられても、定住すると言いますか、生活の実態がその権利者、住宅の持ち主がそこに住まわれない場合については、町としても経済的な波及効果が期待されませんので、そういった場合については対象外になるのかなと思っております。10年以上に亘り居住する事を前提に町内に住所を有する、移転をしてきて生活の実態があるということを条件にしております。それから、ひだまりの関係でありますけども、今回の基本的な転入の促進については、他町村から舟形町に住んでもらう事によって、経済の活性化を図ろうということと、子供達が一杯いるような環境を作るという目的でございますので、今の所ひだまりからの移転とかそういう所まで含めますと、町内の移転も該当になるということになりますので、基本的には今回の補助金の目的は、他町村から転入させる事によって町の活性化をすると、人口減少の抑制をするという目的ですので、今の所はひだまりからの移転については、この100万円の転入補助金は想定をしておりません。

議長： 3回質問しましたけども、会議規則第54条の但し書きの規定によりまして、一回だけ質疑を許可致します。

9番： ひだまりタウンの入所者に対しては想定してないということですけども、ある程度後からできた交付制度と言いますか、段々改良していく訳ですから、段々良くなるということは当然だと思うんです。早く入った方が損するような事ではまずいのかなと思うんです。是非、その辺のフォローと言いますか、そういうする部分というのも必要だと思いますんで、その点ももう一回考えて頂きたいと思います。それから、最初の方の話は今課長の、私の言い方が悪かったのか知れませんが逆です。逆の場合、例えば隣の町に一人暮らしの老人がいて。いずれは自分の子孫が帰ってくるよと。それまでの間、私が建てて住んでいなくなったら、この人すぐ入るからということで建てた場合の事言ってるんです。その時に2、3年不幸にして例えば入院とか、そういう亡くなったりした場合に、その所のただの口約束だけでははっきりしないのかなと思うんです。ある程度、そういう場合は例えば年齢で75歳以上であるとか、そういう場合にはその後のある程度の確約的なものを調査して、ある程度はきちんと調べておく必要があるのかなと思うので、そういう規定を必要ないのかと、そういうような話です。お願いします。

まちづくり課長： まず最初の点につきましては、ひだまりの方から移られる場合については、先程の転入者の補助金は該当しないんですけども、その他の町内移転の補助金には該当しますので、その支援金ということになるかと思っておりますので、全然無いということではございません。それから、いろんなただニーズがありまして地域の要望等があって、それが町としても地域としても一番いい方法であるという

ことになれば、そこら辺については見直しを図っていきたいと思います。

それから、今議員さんが言われた所については、交付要綱の中でもう少しきちっと定めたいと思いますが、不幸にして亡くなられた場合について、返還請求ができるのかということもありますので、そこら辺はあまりそうならないように考えて制度を設計をしたいと思います。

議長： 他にございませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第9号を採決します。議案第9号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第9号は原案の通り可決されました。

日程第12

議長： 日程第12 議案第10号 太折辺地に係る総合整備計画の一部変更を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書の15頁になります。提案理由でございますけれども、太折地区の道路の防災対策を整備するため計画を変更したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、当該計画の一部を変更するため提案するものであります。それでは上程をさせていただきます。太折辺地に係る総合整備計画（平成22年3月策定）の一部を別紙のように変更するので議決を求める。平成23年3月3日提出 舟形町長。資料は、辺地整備計画という別添の資料の太折辺地になります。

太折辺地のこの資料の5頁、一番最後の頁を見て頂きたいと思います。今回の変更の大きな理由につきましては、今年度の国の予備費充当事業として、ここに書いている地方道更新防災等対策事業に認めて頂いたために変更して追加するものであります。

資料の1頁にお戻り下さい。ここについては太折辺地の計画になりますけれども、2番の公共的施設の整備を必要とする事情の中の下から5行目、合わせて当該路線や地滑り指定区域内にあり、路面にクラックが入ったり、水路が押し出されたり、法面の一部に地滑りの兆候が見られ、極めて危険な状況にある。この事から交通の安全性を確保し、快適な集落環境の整備をするために、早急に道路の整備を図る必要があるということで、追加をさせて頂くということになります。

2頁になりまして、3の公共的施設整備計画ですが、計画期間は同じであります。変更前が施設名が町道舟形太郎野線道路改良事業ですが、これを変更後は施設名でしたのでちょっと誤ってまして、これは1番の道路と表現を改めさせていただきます。それから事業費が変更前は1億円でしたが、2億20万円、1億20万円を追加するということになります。財源内訳が特定財源として5千万円入ります。一般財源が1億5,020万円に変更になります。その一般財源の内、辺地対策事業債の予定額が9,490万円から1億4,490万円に変更になります。

3頁をお開き下さい。3頁の四角の中の辺地総合計画の内容の第1年次（平成22年度）ですが、ここの事業量から上の方と下の方に分かれてますが、下の方の道路改良、舗装、設計、電柱等移転、延長が100m、事業費が5,000万円、これが変更前になります。上の方が変更後になりまして、今の所は同じですが、その括弧22年度繰越事業、測量設計、地質調査一式、法面補強土壁工等延長が1,000m、これが増えます。事業費が5,000万円から1億5,020万円になると。特定財源が5,000万円、一般財源が5,000万円から1億200万円、辺地債が4,750万円から9,750万円になると。括弧書きは繰越分ということになります。23年度、24年度はそのままになりまして、合計欄は今の所が増えた事によって、先程の2頁の合計額になるということになります。

4頁につきましては、4の全体計画でありますけれども、全体計画の平成15年から平成21年までは変更がございません。計画の平成22年から平成24年度まで、これが変更前が下の欄であります。それから、変更後は上の方ということで、先程の数字が変わるということになります。一番下の計ですが、全体計画が5億500万円から6億520万円になるということで、先程の1億円の事業が追加になるという変更でございます。宜しくお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。

6番： この場所的には今工事やっている場所、太郎野集落に入る手前ですね。あれの延長になる訳で

すか。それとも折渡地区の今の工事、最初の起点の以前のものになりますか。この計画は。

まちづくり課長： 太郎野地区につきましては、2箇所計画しております。町道猿羽根山のトンネルから尾花沢に向かって右の方に入りますと、舟形・太郎野線ありますけども、旧ぐんいち炭坑さんの辺り陥没している所ご覧になったと思うんですけども、そこがまず1箇所と、その辺りということでそこが1箇所。約500mということで今把握しております。それから、ずうっと集落を過ぎてきまして、対岸に実栗屋の集落ございます。ホウヤ沢に上って行く所の町道、揚水機場あるちょっと手前が陥没しているということで、そこら辺の道路、これも約500mということで把握しておりますけども、ここの2箇所を今回の事業で整備したいという内容です。

6番： 概略分かりました。前々からやはり太郎野道路というのは、地滑りの多発地帯であって最近はそのような事故がないから何とかということでしょうけれども、計画の内容を見ますとやはりゴミ処理場に行く一つの基幹道路ということで、本当に危険な箇所だなと私は認識しております。今回、2箇所の部分を工事やるということで、十分なる施工でありますようお願いして私答弁の方分かりましたから、宜しくをお願いします。

3番： 今の議員に関して、質問したいと思います。このように、今までもずうっと太郎野の道路は工事はしてきた訳ですが、今回の工事で太折まで全部これで事業は終わるのかなと思う訳ですが、その辺はどうでしょうか。

まちづくり課長： 今、2つの工事走っております。一つが舟形・太郎野線の従来の拡幅改良工事につきましては来年、再来年ということで整備完了する計画になっております。今回出させて頂きましたのは、陥没して災害対策ということで国の予算頂きましたので、まずその所をきちんと対応するというところで、工事をするという中味でございますので、2つそれぞれの箇所がなされていくということでございます。

3番： 今は陥没したりいろんな条件の悪い所を直すんだということですが、その先の方もこれからの工事がする場所があるんですか。拡張工事なり、道路が狭い箇所がそこを直しても残るのかなという感じがしますが、その辺どうですか。

まちづくり課長： 工事につきましては、舟形・太郎野線進めておりますけども、来年、再来年度で全て完了するというところで改良工事は終わりということになります。それから先程くどうですけども、今回の補正につきまして緊急的に災害が起こるもしくは防止するための対策ということで、その箇所を先程言いましたような工事で行うということでもあります。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認めます。これから議案第10号を採決します。議案第10号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第10号は原案の通り可決されました。

日程第13

議長： 日程第13 議案第11号 大平辺地に係る総合整備計画の策定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書の16頁になります。提案理由でございますけれども、大平地区の道路の防災対策を整備するため当該計画を新たに策定したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、提案するものである。それでは上程致します。大平辺地に係る総合整備計画を別紙のように新たに策定したので議決を求める。平成23年3月3日提出 舟形町長。別紙は大平辺地のこの資料になります。

1頁であります。大平辺地に係る総合整備計画、最上郡舟形町大平辺地、辺地の人口が126人、辺地の面積が2平方km、辺地の概要ですが、辺地を構成する町または字の名称が舟形町長沢字大平になります。辺地の中心位置は長沢字大平の3,390番地になります。辺地度数が100点以上が辺地になりますけども119点になります。2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますけれども、大平辺地は町の中心より6kmの山間僻地にある集落である。大平地内を通る町道一の関若あゆ大平線は主要地方道新庄・舟形線の一の関地内を起点とし、国道47号亀割バイパスの新庄市との市町村界までを終点とする重要な生活道路である。本集落は農業が盛んであり水稻中心から園芸作物を組み合わせた複合経営を進めている。集落

内で収穫される農産物や園芸作物はほぼ舟形地内にある集荷施設に運搬しており、集落と農業施設が短時間で結ばれる重要な路線である。また、路線内には舟形若あゆ温泉や県民ゴルフ場があり、町の観光施設が集合する観光道路でもある。しかしながら本路線の主に切度工事で整備されている箇所が押し出されてきており、崩落の危険性がある。このことから、地区民の生活道路を緊急に整備し、交通の安全確保と農作業の効率化を図るため、早急な道路の防災対策工事が必要である。3 公共的施設の整備計画、計画期間は平成22年度、施設名が1道路、事業主体町、事業費1億20万円、財入内訳特定財源が5千万円、一般財源5,020万円、一般財源の内辺地対策事業債の予定額5千万円であります。

2頁になります。説明資料になりますけれども、辺地名が舟形町大平辺地、1の施設名がここは具体的な施設名になります。町道一の関若あゆ大平線法面防災対策事業、2の事業量及び事業費ですが、1年次が平成22年度繰越事業になりますけれども、測量設計地質調査一式、延長が300m、法枠等工延長が300m、事業費が1億20万円、特定財源は5千万円、一般財源5,020万円、内辺地債予定が5千万円になります。

3頁になりますが、施設の概要本線は地方主要道新庄舟形線の一の関地内を起点とし、国道47号亀割バイパスの新庄市との市町村界までを終点とする重要な生活道路である。また、集落と農業施設が短時間で結ばれる重要な路線であり、町の観光施設が集合する観光道路でもある。しかし、本路線の主に切度工事で整備されている箇所の構造物が押し出されてきており、崩落の危険性がある。このような状況を解消し、交通の安全確保と農作業の効率化を図るため、本路線の防災対策を図るものである。4の全体計画ですが、先程と同じ計画は22年度繰越事業で、1億200万円となります。補助金が先程の太折の事業と同じ地方道更新防災等対策事業になります。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第11号を採決します。議案第11号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第11号は原案の通り可決されました。

日程第14

議長： 日程第14 議案第12号 町道路線の廃止を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

振興課長： 議案書の17頁お聞き願いたいと思います。町道路線の廃止でありますけれども、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止する。平成23年3月3日提出 舟形町長。廃止する路線をまず申し上げたいと思います。路線番号519、路線名 町道 真木野大畑山線で、起点につきましては舟形町堀内字真木野3318-31、終点は舟形町堀内字手代森4102-15、延長が1,028.0mであります。この認定につきましては、昭和62年3月7日に認定しております。今回廃止する提案理由でありますけれども、本路線は主要地方道新庄次年子村山線の真木野地内を起点に、手代森地内までの行き止まりの路線であるが、道路用地が民有地となっており、地権者の使用許可が得られないことから、道路の供用が不可能になったため廃止するものである。

具体的に次の頁見て頂きたいと思うんですが、これが図面の位置になりますが、それを詳細に出しておりますのが、大変申し訳ございませんが、19頁の写真の方が分かりやすいと思いますので、こちらの方で説明させて頂きたいと思います。上の方の集落が新堀の集落と、そして下の方が西の又ということでご理解頂きたいと思います。中心部からやや左側に青い建物ありますけれども、畜舎と牛舎ということでその地域になっております。町道本路線につきましては新庄次年子村山線、丸付いている所、黄色い路線でございますけれども、そこから下の方に行った延長が先程申しました28mの町道でありますけれども、この箇所丸印の所でございますけれども、この道路につきましては地権者の方で通行させないということで、写真にありますように路線、道路そのものを掘削して通行不可能なような状態にしております。これは、その地権者とそこのそちらに農地を有する方々が昔からいろんな事でトラブル等があったということで、お互いがお互いの言い分で、結果として道路通行不可能になったという経過がございます。そのために、西の又の方に道路が一つ青く染まっている箇所あると思うんですが、そこに耕作している方々が自分で農道を設置して、そちらから通行するというので、今回こういう経過がございましたので、舟形町の道路、町道認定の場合は基本的に50m以上、それから5m以上の幅員、そして県道と接するとか色々ありますけれども、そういう基準とそれから寄付採納ということで、それぞれ農道を有する方々が町の方に寄付

採納する場合、一つはトラブルがない事と、問題が生じないような事で、そしてその他にも抵当権とか、そういう用益権が設定されていないという条件が付されております。でも今回の場合は、お互いがお互いの利益等を出し合って、紛糾が付かないということで、ここで言います所の紛争になっているという状況であります。従いまして、こういった道路につきまして、町道として認定する事はふさわしくないということで、道路法の10条これは一般交通の用に供するの必要がなくなったという判断で、この路線を廃止させて頂きたいということで、提案させて頂いた所でございます。提案理由以上でございます。

議長： それでは質疑に入ります。

3番： この件は今初めてお伺いした訳ですが、ただこういう事態に個人の土地を今まで町道として認定したということだろうと思うんですが、場所を通らないと結局緑色の姿だけの農地までは行かれる農道は来ているという話ですが、この中間にある区画整理したみたいな姿は田んぼですか。2箇所、3箇所この丸の隣りに田んぼらしいものがありますが、それによって農地が逆に言えば行き止まりになっているのか。まだ緑色の線から逆に赤い丸印の方まで、近くまで黄色い道路を再利用できるのか、その辺お伺いしたいなと思います。

振興課長： 丸印の方に入っている農地につきましては、地権者の方が耕作しているという土地でございます。それから右の下の方町道真木野線ということで数字書いている所、それから青い新たに開設した道路、これにつきましてはその他の方々が組合を組織して使っている農地でございますので、基本的には関係者が通行できないものですから、自分達で自分達の田んぼに行く道路を開設したということで、このような措置をしている所であります。

3番： 私が聞いているのは、赤丸はまず今反対している人がいるからここは通行止めになったということは分かるんですが、この青印の下流から上って行って田んぼが3箇所ある訳ですね。丸印の手前の方に。その道路が前に使っている道路が通行可能かということをお聞きしているんです。

振興課長： こちらの方の道路の利用ということで理解していい訳ですね。新しく道路造りましたので、こちらの方からの耕作はできるようになっております。

3番： 不便はあるでしょうが、今の前の道路が利用できるということ是不幸中の幸いという感じがする訳です。ただ、農地を守るためには今の黄色い線が通行止めになったお陰で、この農地が全部荒れ果てるという姿になれば、またこれは舟形町の大変な損失にも繋がるんじゃないかと感じましたので、応急措置として通行ができるような姿だけは今後とも考える必要があるんじゃないかなと今感じた訳です。その辺で、問題なければ今の通りで大丈夫だと思うんですが、そういう点が農作業に支障の来さないようにだけ町道の認定を取り消したとしても、その辺の農道を有効に活かすような姿だけは、今後とも行政でも頑張っ行って行かなくちゃならないんじゃないかと感じましたので、その辺も宜しくお伺いしたいと思います。

振興課長： この件につきましては、地権者の方それから利用している組合の代表者の方と何度となくお話し合いをしてきた。農業委員会事務局持っていますけども、私どもの方にも話す機会を設けて欲しいということもありましたので、それぞれにお話し合いの機会をとということで、今回やってきました。しかし、それぞれ言い分が異なりまして、片方は「会いたくない。話す事は話してきたし」ということで、お互いが同じ場所に着けないと状況でございます。それから説明不足だったんですけども、破損じゃなくて破壊と書いておりますのは、地権者のご息子が重機で通させないということで、掘削した跡なんです。ですから、これにつきましては町の方はしなさいとか土地関係がございまして、右とか左とか白とか黒とか付けられないんで、あくまでもお互いに話をして下さいということで対応してきた経過があるんですけども、それに業を切らして自分達で「それなら、いい」と通行する農道造るからいいという決裂している中で、果たしてそこを町道認定して町でいいのかとなった場合は判断しまして、それはふさわしくないということで今回出させて頂いたということでもあります。

2番： 今、課長から詳しく説明ということで納得しているんですが、この問題は地元経由で私も相談受けました。やはり、この道路を今言った地権者がユンボ持って来て重機で掘って通さないという経過の中には、いろんな問題があるんです。その問題もあって結局こういう行為に至ったんですが、私から一つ確認するのは、ここの周辺の関係者に了解を得て、町道を無くするんだという理解を得ているならば、私は何ら問題ないと思います。この青く盛っている線は急遽土盛りをして、そして道路を造ったんです。わざわざ通させないということですね。今言ったように、そこまでいく経緯というのはあるんです。原因が。色々な原因があって、こういう経過に至った訳ですから、ただ私が確認したいのは町道無くするという

は、ここの関係者の皆さんに了解は得ているのかということだけ確認して終わりにします。

振興課長： 基本的には、今まで組合の方とお話し合いの中で、一つのこういう事もありますよとお話はしている所でございます。

1番： 説明で大体理解は掴めましたが、まず最初の事で町道にするための要件が説明がございました。それがあっても関わらず、民有地が町道になっていた経緯を説明頂ければと思います。

あと2点目は、今加藤議員からもありましたが、町道の廃止になった事で困らないのかなという所がありますので、新しく切った所の道路を含めて、そちらの方を町道に認定するという考えはないのかということが2点目。

3点目、同じようなトラブル、民有地だけれども、町道に認定になっている所が他にないのか。同じような事態が心配されるのではないのかということがございますので、その3点お願いしたいと思います。

振興課長： 基本的には私も把握していない所ありますけども、民地であってもそういう条件の中で寄付採納とあった場合は認定してきた経緯はあると思います。ただ、何処と何処ということ申し訳ございませんけども、ちょっと私自身把握していない所があります。

それから2点目でありますけども、これにつきましては先程言いましたように、基本的には今回造った道路の幅員がどうなっているのか。それから勾配が8%未満という内規でありますけども、認定のための条件等がありますので、そこら辺を加味して判断していかなければいけないのかなと思ってます。

もう一つでありますけども、基本的に今回につきましては人為的ということが大きな要因になったということありますので、それを更にストップと言いますか、そこまで行くと通じなくなってくるという事もありますので、その辺も加味して対応していく必要があるのかなと思っております。以上です。

1番： 場所についての把握が、他の所が無いという所が心配ですので、そこはやはり調査して頂ければと、未然に防ぐ、対応を考えられると思いますので、その状況の把握が1点あると思います。

2点目は使っている人達が不便でないように、あとは急遽造った道路で事故とか起きた時の場合の対応とかいろんな所が心配されると思いますので、その点のケアもあるので、もう一度答弁お願いしたいと思います。

振興課長： こういった事態、これを機会に再度調査していきたいと思います。それから新しく造った道路につきましては、中山間直接支払という町、国の支援を入れて、そして利活用していくということで、町の方も支援できたかなと思っております。ただ、今申し上げましたように、幅員とか認定するまでに条件が整っているのかと。特に今までの道路と、そこにアクセスする道路そのものが道路というよりも、索道的な道路になってますので、この辺も認定する場合はどうかということ考えております。尚、安全等につきましては今年の秋口とか作業をやっておりましたので、私の方も見せて頂いた経過ありましたが、安全に作業して頂くということで、またお話をしていきたいと思いますが、そういった状態でございます。以上です。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑は終了致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第12号を採決します。議案第12号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第12号は原案の通り可決されました。

これで本日の日程は全部終了致しました。明日土曜日と明後日日曜日は休会と致しまして、3月7日月曜日10時より再開を致します。9時45分まで集合お願い致します。本日は長い間ご苦勞様でございました。これをもって散会します。(5:14) ありがとうございます。ご苦勞でした。

平成23年 3月 7日 (月)
平成23年度第 1 回定例議会第 5 日目
午前10時12分会議 欠席者無し

議長： 只今の出席議員数 9 名です。定足数に達しております。只今から 5 日目の定例会を開会致します。ただちに会議を開きます。

日程第 1

議長： 日程第 1 議案第13号 舟形町課設置条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： おはようございます。それでは議案書の 20 頁をお開き願いたいと思います。議案第 13 号 舟形町課設置条例の制定について。提案の理由であります。行政組織及び事務事業の見直しを図り、行政運営の効率化並びに地域振興の活性化を図るために提案するものであります。それでは前の頁にお戻りください。舟形町課設置条例を次のように制定する。はじめに今の課であります。総務課、まちづくり課はそのままであります。3 番の健康福祉課、これは現在の町民課が健康福祉課、それから産業振興課、現在の振興課でございます。それから地域整備課、これも現在の振興課がそれぞれ 2 つに分かれまして産業振興課と地域整備課というように提案させて頂きたいと思っております。また、第 2 条につきましてはそれぞれ課の文書事務であります。特に移動といいますか変更になったところだけを申しあげたいと思っております。はじめに総務課であります。ウのところでは財政関係事務とございますが、これまでまちづくり課でやっておりました財政の仕事が総務課に移る予定であります。それからまちづくり課の税務関係事務でございますが、これまで町民課で行っておりました税務関係の事務をまちづくり課、現在の窓口業務の方に移る計画でございます。それからウの交通安全並びに防犯関係事務でございますが、これは今まで総務課で行っていましたが、まちづくり課の方に 1 階に下りてきて事務を行うという計画であります。それから(3)の健康福祉課の業務の内容等につきましては税務関係がまちづくり課の方に一つ移動したということでございます。一つ業務が減っている感じになります。それから新たに(4)の中に産業振興課とありますが、これは現在の振興課の 2 階の農政班の業務がメインになります。農林水産振興関係、それから農政関係、農業委員会関係含みます。そこに新たに商工観光関係が新たに入ることになります。そして(5)と致しまして、地域整備課、これは現在の振興課の 1 階の地域整備班の業務になります。農村整備関係、建設課関係、維持管理課関係、上下水道、それから農業集落関係の事業になります。以上、宜しくご審議の方お願いしたいと思います。

議長： これより質疑に入ります。

5 番： 20 頁総務課に今までまちづくり課で行ってきまして助成関係事務をその課に持ってきた理由をお聞きしたいと思います。財政関係も今までまちづくりをするには財政的な裏付けがないとできないということで今までまちづくり課においてきた経過がありますが、今回総務課に財務関係事務を移したその目的、意図などありましたらお願い致します。

総務課長： 他町村におきましても総務課の中に財政がありまして、例えば総務課長会議といいますと総務関係人事等含めて、それから財政の方も一体でやっている訳ですが、私達も財政の方がまちづくり課にありましたので、私はまちづくり課に勤務しておりましたが、例えば会議ある場合でも 2 時間の会議であっても一つが給与人事関係の方で総務課長が出て、終わってから途中から財政の方に担当のまちづくり課長が入る感じで、舟形だけが変則的な対応になっておりましたので、そういった意味で非常に仕事がしづらい面もあったのかと思っております。今度総務課の中に財政が入ることになりますと、これまでもそういうふうにならなくてやっていた訳ですが、元の体制に戻る感じがしますが、特に財政と総務案等の関係、予算的なもの、非常に連携を図っていかねばならない点がたくさんございますので、その方が非常に業務の効率性とかそういったことを考えた場合に非常に仕事が効率化でやりやすくなるのではないかと考えております。

5 番： 今まで平成 16 年以前は総務課に財政関係をおきながら町の振興を図ってきた経過があります。それが前に戻ったということで理解しております。その中で今まちづくり課において企画調整関係事務を今までどおりまちづくり課におくという配置であります。私は企画調整も財政的な裏付けがあつてこそ大きな町の計画がなされるものと私なりに考えております。そんな関係上、私は企画調整関係も財政と一体となった課の中で業務を遂行して頂けたら即企画が財政的な裏付けを持って実行できるのではないかと私

なりに考えますので、その辺の事のご答弁をお願いします。

総務課長： 同じように財政と企画一体となつてというところの中にはございますが、舟形町の庁舎の各課の配置スペースを考えますと、既存のスペースの中でそれぞれ色々な係、また班の仕事をそこで業務を行わなければならないということで、空間的な問題もありまして、今の中で移動を考えた場合にこれ以上スペースが確保できないという点がありますし、また、まちづくり課の中で企画は企画としてきちんとした計画等を策定して頂いて、それをもとにして総務課の中の財政の方ときちんと協議を行うということは必ずしも同じ課でなくても可能ではないかと考えております。それから、先程の件であります、総務課の場合ですとどうしても全てを司ると言いますか、町全体を掌握していかなければなりませんので、その中でこれまで財政の部分が欠如しておりましたので、カタチ的な感じが非常に強かったわけでありましたので、そういった意味で総合的に町全体を掌握していくという意味でも、今回先程のお話であります、財政の方を総務課の方にと考えております。また、まちづくりの企画につきましてはそれぞれの協議の場できちんと対応していけば特に別段問題は生じないのではないかと考えております。

5番： 私も前から総務課には財政をおくべきだ。そして、課に睨みという悪い言葉にはなりますが、調整をとりながらやっていくという形で私も総務課に財政をおくことは賛成でございます。今までの5課から6課になる訳ですが、課が細分化されたことによって総合的な業務もうまく機能するメリットもありますが、課が多くなったことによって課との連携がおろそかになれば事務の遂行なり、また、少ない職員の中で事務の平準化を図りながら効率化を図っていくという相反した両方の利益を追求するような形になりますが、課が多くなった分課との関係を密にして、住民福祉に支障ないようにサービスの向上の為に課制度を活かしてこれからの行政委員にあたって頂きたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。

議長： 答弁要りませんか。

5番： はい。

1番： 2点ほどお願いします。1点目は課が増える訳ですので、課長さんが今までに比べると1人増えるということで人件費の問題があると思っております。今の段階では業務も課の数が少ないということでかなり大変なのではないかという思いで勉強させて頂いておりますが、課長職が増える人件費が増えるということに比べても、今回の課制への変更した方が業務がスムーズにいくということの効果での考えかという事が1点。2点目ですが、1点目とも関連するのですが、まちづくり課の業務量がかなり20頁のエとオの段階のこの部分の業務がかなりアイデアだったり企画力或いは想像力、情報収集能力ということが求められる。そういう部署かと思いました。ある程度人数がいないとその活動が大変なのではないかということで、1人で仕事を抱え込んで大変にならないような配慮があると思っておりますのでその点、2点お願いします。

総務課長： はじめに管理職手当の件がありましたが、管理職手当は当然1名分が増になりますが、それ以上に課が一つ増えることによりまして例えば現在82名の職員がいる訳であります、新年度の4月1日現在で職員が3名退職する予定ですので、79名になります。そして停職期間中の職員がおりますので、実質一般職員78名で対応しなければならないわけです。また、職員の定数に比較しますと現在で31%の職員が削減になった中でなおかつ住民サービスを低下させないようにしなければならないということで、職員1人1人がスキルアップに当然努めなければいけない訳です、そういった意味で職員1人1人に対するプレッシャーも大きなものがあると思っております。特に振興課におきましては、予算書を見るとご存じの通り特別交付金等を含めていろんな事業がきておりますので、特に上の農政関係、それから下の今の地域整備班の事業が特に拡大しておりますので、そこに新たに課を造成することによりましてこれまで以上によりきめの細かい住民サービスの提供が可能になりますし、それからもう一つ決算の期間が非常にスピードアップを図る事ができるのではないかと思います。これもより住民との近いところで仕事ができるのではないかと思いますので、そういったことを一つ課を作ることによってさらに住民に大きな恩恵ができるように我々職員もそこを努力していかなければならないのではないかと思います。当然議員さんも心配しているように1人1人の能力、資質をどうやって少ない人数でありますのでパワーを高めていくか。総務課でも仕事あるわけですので、特に職員の研修を通じてとにかく今まで4人やっていたところを3人で、3人でやっていたところを2人でやるぐらいの意気込みで仕事をしていかないとこれから行政は運営していくことができませんので、そういった危機意識を強く持って今回の課の一つの増設であります、宜しくお願いしたいと考えております。

1番： 今答弁にもありましたが、課は増えるのですが、班体制ということは継続していくということで

すので、縦割りをきちんとという考え方にプラスして横のつながり、班体制をしてきた今までの成果を生かしてということも併せていかないと先程人数が少なくてもそれで頑張るんだという意識だけでいくと、職員の方々の精神的なストレスという事も心配されますので、私としてはその課の考え方はあるのですが、その中でもそうですし、その他にもネットワークを大事にしていくということを大事だと思っておりますので、もう一度お願いします。

総務課長： 職員組合からもアンケート調査等の結果として、どうしても業務量が年々多くなってきていますし、また年休等も取得できない。これは町だけでの問題ではないと思っておりますが、年間1人当たりの職員平均8日から9日の間位でこの町村もだいたいと10日前後ですが、そういう実態にありますのでそこは職員組合との交渉等をしながら、お互いに多少理解してでもやることはきちんとやらなければいけない訳ですし、また、それが過度の負担になってはいけませんので、そのあたりのバランス等も考えながら1人1人の職員が健康でいつも仕事に対する能力を高めるような自助努力もして頂けるようなそういう体制を話を通じながら、お互いに協力し合っていきたいと思っておりますので一つ宜しくお願ひしたいと思います。

1番： 以前もちょっとお話ししましたが職員の皆さんが一生懸命働くという為にはこの言葉は悪いかもしれませんが、この課長の為なら自分は頑張るんだ。町長、副町長の為には僕は頑張るんだということで、魅力ある職場づくりができるのかということを感じております。ですから、課長さん方ももちろん町長、副町長はじめそういう課制を変えるということに対してのリーダーシップなり、魅力ある管理職ということの決意を一言頂ければと思います。

町長： 今、総務課長からも色々お話しありましたが、行政事務の見直しということは毎年しなければならぬという宿命な訳です。その中で時代というものがだいぶ大きく変化しておりますので、それらに対応する為にも一つは組織の見直しも必要であろうという発想から出たのであろうと思っております。それから課が一つ増える或いは減るという事も色々質問ありましたが、これは減ようと増えようと垣根を越えた連携というものをこれはいつの時代でも求められるものであります。先程沼沢議員は会員というものは町長或いは副町長の意を組んでとありましたが、私は反対に町民の為に何をやるかということが最も大事だろうと思っております。前も議員の皆さんにいったかもしれませんが、役場職員に入ってきた時の初心というのを忘れないで30年間或いは40年間と勤めていかなければならぬこの宿命が職員にある訳ですので、その辺は組織が改編なったとしても垣根を越えた連携が一番重要なわけでありまして。町民から組織が変わってよくなったと思えるような組織のあり方にこれからも努力して取り組んでまいりたいと思っておりますので一つ宜しくお願ひ申し上げます。

4番： (2) まちづくり課のCですか、長沢地区の証明証発行窓口関係事務というのは学習センターでやっている訳ですが、これは今まで通りなるわけですか。

総務課長： 現在まちづくり課の方で東南部と西南部の方で行っておりますが、それらの業務については今まで通り行いますので心配ありません。

4番： それで5課にする訳ですが、農業関係というのが振興整備課と産業振興課となる訳ですが、これは第2庁舎の下と上に分かれているということですが、こっちの方がまず様々に今まで総務課にいたっているものがまちづくり課にきたり、町民は窓口に来た時にどこにいったらよいか迷う時があると思っております。こっちの庁舎の方はまちづくり課が受付になっていて、2階に行って下さいとかという案内はあると思うのですが、これは町民に対してのわかりやすい説明、案内、広報でもあると思うのですが、町民が迷わないような準備をしてもらいたい。

総務課長： 今の野尻議員さんから言われましたように町民がなるべく迷わないように事前に広報等通じたり、また、定着するまで課切り替えなりますので、そのあたりを窓口でも懇切丁寧に対応してまいりたいと思っております。

8番： 今の説明で課が増えるというのは大変内容的にも良いところもありますが、役場の機構をいじるというのはある意味では町民の感情があります。かなりあると思っております。例えば人口が段々減るのにどうして課が増えるのか。単純な疑問があります。おそらくここの町会議員の方々は皆さんの説明を聞いてなるほどと、これは仕事の関係でどうしようもない。こうしなければいけないとわかると思うのですが、それ以外の一般の人はそういう感情がたつと思っております。例えば大変言いにくいことですが、前の町長の伊藤君が副町長を置かなかつた。奥山町長なって副町長をおいた。それは結果的に大変良いことですが、でも

当初どうしてかという単純な疑問があって、今はだいたい慣れてきたのですが、必ず機構をいじればそういう事があるとすれば町民に対して町報できちんと教えたからという通り一遍ではなかなかそういう誤解が解けないだろうと思います。そこで、できればこういう状況の中でこうするんだということを機会あるごとに言葉で説明しながら町民の了解をとっていくということが大事だと思うのです。そういう意味で町長は機構の改革についてこれから2年間そういったものを実績できちんとしていくんだという決意がなければならぬと思いますので、決意をお聞きしたいと思います。

町長： 色々ご意見頂きましてまずありがとうございます。組織の見直しということで先程も申し上げましたが、時代が非常にここ5、6年間の中で急激に変化をしているという事が一つであろうと思います。6年前でしたが、三位一体の改革ということで小泉内閣が地方に税源委譲とすることでなかなか地方にも税源が委譲がなかったという事がありまして、集中改革プランというものを作成しなさいという経過がある訳であります。それが小泉さんが別な内閣になった時点でこの景気も低迷する中で色々な形で例えばインフラ整備というものも新たに出てきたことも事実でありますし、或いは地域づくりというものもしなければならぬという事も出てきましたし、さらにこの今の現体制の中で最も先程総務課長も言いましたが、財政という面と企画という面が一緒にすることも確かにこれは良い訳であります。ただ、懸念することは強権力になる。自分が計画して自分で予算をつけるということは如何なものかというものも当然検証されるべきであろうと思っております。それからまちづくり課につきましては何と云っても企画立案というのがありますが、今総合特区という意味でこれからという時代は各市町村或いは各県に先んじて創意工夫をして計画を練ると、それが住民の幸せなれば最もベターになる訳ですが、先んずるということから、もっと深まりのある企画立案というものがこれから必要であろうと思っております。それからこれがまちづくり課の企画立案の仕方であろうと同時に、前も一般質問でも議員の皆さんにいったかもしれませんが、企画をする課、或いは評価をする課というものも互いの課であっても良いのではないかと思います。同じ課で企画をして同じ課で評価をするというものもこれは一考であります。他の課がそれを評価するというものが返って進歩する都合合いというものが多いのではないかと、そういう意味で財政というものは総務課長が総括課長でありますので、総務課に回した方がよりベターであろうと思っております。それから農政関係と地域整備課であります。これも先程小泉さんの時にはまず全く公共事業というものがなかった訳であります。ところが麻生さん以降に今民主党政権になってからもとにかく地域経済の活性化という意味でどんどん交付金事業がありましたし、この第6次基本構想の中でもインフラ整備というもの、地域整備課或いは党で約12、3億円の事業があるだろうと思っております。それにプラス臨時の交付金がくるという時代になりまして、今の舟形町の経済活性化についてもそれなりに貢献しているのではないかと思います。これもしばらく4、5年はこのインフラ整備が続くように私も思いますし、どのような政権が変わったとしてもこの取り組みが続くのではないかと思います。

と同時にもう一つは前にちょっと言ったかもしれませんが、財政の比率という面がこれから必要になってくるのではないかと。と申しますのは佐藤議員もお話を理解していると思っております。何と云っても国の借金というものは1千兆円を超えているという中であります。国民の総資産というものは1兆4千億というのがありますが、これを超えるような借金になりますと当然新たな財源というものもありますし、住民国民負担になってきますので、その辺も財政比率という面からも総務課が良いのではないかと考えています。色々おしなべて時代というのがありますが、何と云っても農政関係については農商工連携、官、公も含めた6次産業の推進というものを図っていかないとこれからの時代は取り残されるという思いますし、と同時に農業の活性化ということで5つの重点項目を掲げておりますが、これらに対する課題を解決するという意味もこの組織の中で取り組んでまいりたいと同時に町民の皆さんにも先程1番議員の質問がありましたが、まず変わった課なりあるいは今私が申し上げました内容の中で住民の皆さんにもご理解を賜りながら、町民のサービスの為にご貢献していくという組織体制の中で取り組んでまいりたいと思っておりますので一つ宜しくお願いします。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第13号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第14号 舟形町公共施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは22頁です。議案第14号 舟形町公共施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定について。提案理由であります。舟形町課設置条例の改正に伴い条例を整備するものであります。それでは新旧対照表を見て頂きたいと思っております。これは各課の方で委員会等を各課においているわけではありますが、それらの一部変更でございます。貸借表の1頁です。舟形町公共施設運営委員会設置条例の一部改正。左が現在旧になっております。これは現在町の中にいろんな公共施設がございますが、それらの事務局をまちづくり課に設置してありますが、新たに総務課に設置したいということでもあります。これにつきましては先程も町長から話がありましたように、各課で施設を持って施設を担当している課でまた事務局を持つのは色々問題があるのではないかと。それよりも直接を施設等を持たない総務課で委員会を持った方が各課に対してもいろんな話もしやすくなりますし、わかりもなくいろんな意見を述べる事ができるのではないかとということで、今回まちづくり課にあった事務局を総務課に改正したいという案でございます。

それから中程の舟形町観光審議会条例の一部改正。これは観光の審議会でございますが、現在まちづくり課にある訳ですが、今回まちづくり課の方から観光が産業振興課に移りますので、課の移動に伴いまして舟形町観光審議会の事務局を産業振興課へ一部改正したいという提案でございます。それから舟形町児童館設置条例の一部改正、2頁になりますが、これも委員会の庶務はこれまで町民課で行ってまいりましたが、町民課の名称が今度健康福祉課に変わりますので課の名称に伴いまして健康福祉課に変更になるものであります。附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。以上であります。

議長： これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第14号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第15号 舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書の24頁をお開きください。まず、提案理由でございますが、この条例は舟形町農林漁業体験実習館及び附帯園地等の管理を指定管理者制度による行う事ができるように改正するものである。としております。それでは上程を致します。舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成23年3月3日提出 舟形町長。舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例(昭和60年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

別件の新旧対照表の3頁をお開きください。新旧対照表の3頁の右側の新でございますが、第4条管理でございますが、実習館は次に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。第2項 町長は実習館の設置目的を達成する為その管理運営を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下指定管理者という)に委託することができるという条項を4条に挿入をします。4条に挿入することによって条ずれがおきますので、4条を5条に5条を6条に1条ずつずらしていきます。6条を7条にしまして、6条中の4条を5条に改めます。第7条を8条にしまして7条の第2号の第5条を第6条に改めます。第8条を第9条に改めまして9条の第2項として次の条項を加えます。第2項指定管理者が管理する場合の実習館の使用料はこの条例に定める使用料の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める。第3項指定管理者が管理する場合は使用料を自己の収入として収受する。第4項使用者は町長が定める使

用료를納入しなければならない。第9条を10条に改め9条中の7条を8条に改めます。第10条、第11条をそれぞれ第11条第12条に改めます。議案書に戻って頂きまして、附則であります但し施行期日1この条例は、公布の日から施行する。読替えであります但し、2指定管理者が管理している間、第5条、第6条第8条及び第9条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。

5番： 新旧対照表の3頁、新第4条、実習館は常に良好な状態において管理し、その接収目的に応じて最も効率的に運用しなければならないという中で、第6条第4条の規定に許可を受けたもの以下はその権利を他人に譲渡し、または転貸してはならないという条項があります。体験実習館の園地を今第1町内会の有志で畑として利用している訳です。それを今回新しく指定管理者制度に則ってトレーニングセンター及び樹園地とありますので、そうした場合指定管理者制度を受けたものが今まで通り第1町内会の今やっていることに又貸しという形になるのかどうか。その辺の整合性をお伺い致します。

まちづくり課長： レンタル農園のことではありますが、それについてはNPOが1回あそこを借りてそれを第1町内会に貸すという事ではなくて、全体の管理をNPOがするという事でございます。その中でレンタル農園についてはそのここにある第6条の使用権の譲渡というのは、レンタル農園の使用申し込みを第1町内会がやるわけでありまして、それについて許可をしてその第1町内会が別の方に権利を移すという事が駄目だということをおっしゃっている訳でありまして、ここの指定管理者のところとここの使用許可等の関係についてはそれは別でありまして、使用許可というのはNPOが施設を管理する。附帯園地を含めて管理をするということになりましてそれを体験実習館に泊まりに来たり、それからレンタル農園を借りたりするというのは指定管理者の管理の中でそれを使用を許可するという条例に基づいて、使用料を頂いて許可するという事になりますので、それについては何ら転貸という扱いではなく、それらを今まで通りに賃貸することもできますし、体験実習館の部屋をお借りをするということについては使用料を払ってだれでも借りられるということで、指定管理者を管理する部分と使用申し込みをして使用するという部分については別の考えであります。この条例には抵触はしないとなります。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありますか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第15号を採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第15号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第16号 舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書25頁になります。25頁の下になりますが、提案理由ですが、この条例は舟形町農林漁業者トレーニングセンターの管理を指定管理者制度により行う事ができるように改正するものである。それでは議案第16号を上程致します。舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成23年3月3日提出 舟形町長。舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成2年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表5頁をお開きください。第3条の第1項を新に改め2項を追加するものであります。第3条 トレーニングセンターは常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。第2項 町長は、トレーニングセンターの設置目的を達成するため、この管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という）に委託することができる。4条5条はそのまま6条の第2項を3項4項を次の通りに追加を致します。6条第2項 指定管理者が管理する場合のトレーニングセンターの使用料は、条例に定める使用料の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める。第3項 指定管理者が管理する場合は使用料を自己の収入として収受する。第4項 使用者は、町長が定める使用料を納入しなければならない。議案書に戻って頂きまして25頁になりますが、附則施行期日ですが1

この条例は公布の日から施行する。読替2指定管理者が管理している間、第4条、第5条及び第6条中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第16号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第17号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

振興課長： 議案書26頁お開き願います。まず提案理由から申し上げたいと思います。当該施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。それでは提案させて頂きたいと思います。舟形町公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年9月条例第16号）第5条に基づき、舟形町鮎中間育成施設等に関わる指定管理者を次のように指定する。1 管理を行わせる公の施設の名称。舟形町鮎中間育成施設等、管理等1棟、機械等1頭、飼育等1棟、消毒槽1、高架水槽1、沈殿槽1、飼育水槽4、井戸1から6まで、6号井戸から鮎中間育成施設まで埋設した送水管、フェンス・アスファルト舗装。指定としたい団体であります。小国川漁業協同組合となります。指定期間であります。平成23年4月1日から25年3月31日までの2か年となります。

なお、今回公募によらない指定管理者候補の選定ということになりますが、一つがこの施設を管理運営できる団体は舟形町にあっては小国川漁協さん以外にないということ。それから平成17年からそれぞれ2か年ずつ管理して頂いておりますが、今年で6年になります。その中で稚鮎の技術、稚鮎育成の技術、構造、それから施設管理等につきましても十分に熟知しているというのが2つ目であります。その他に稚鮎放流体験、学校の総合学習と地域に根差した活動も行って頂いているということでもあります。こういったことで管理運営上の問題からしましても適任の団体と理解しているところであります。それから経営状況であります。先程申し上げましたように17年から管理して頂いておりますが、それぞれに100万円、もしくは近年ですと200万円ぐらいの収益が上がっているということと、販売先も他の漁協さんに販売しているという販路拡大もきちんとなされているということと、そして3番目と致しまして組織体制であります。常勤1名、非常勤14名ということで、役員体制、それから組合数も1,000名を超えているということで、体制も含めまして本団体以外にはないということで、先程申し上げましたように公募によらない指定管理者の候補として議決を賜りたいと思います。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。

3番： 指定管理者という今説明でありましたが、ただ、今まで漁業組合の稚鮎の問題を色々な角度から私に提言している方もおります。というのは今の稚鮎放流の中で持ってきた鮎が毎年数千匹にわたって死んでしまうという体制があるらしいです。ただ、計算上は100万円から200万円の収益をあげているということは確かに事実だろうとは思いますが、その管理体制がまだまだ不備ではないかという話が中間飼育の中での話が聞こえてきます。そのような中で私なりに考えますと漁業組合がだいぶ慣れているといっても、本当の飼育する方の研修がまだまだ足りないのではないかと指摘されている方が相当おります。実際に飼育されている方のやり方と現在飼育されている方はどなたかはわかりませんが、鮎の飼育にあるまじき飼育方法をやっているという指摘もされております。計算上は収益が上がっているといっても、何とかその辺の指導体制がどこにするのかということだと思っております。毎年、鮎の稚鮎も県の採卵場から持ってきて、各飼育をしている場所に今は出しているそうですが、そういう姿を町として今後の考え方を体制づくりをどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

振興課長： 今言われました死病稚鮎、その育成育病という話になるかと思いますが、残念ながら約54万尾ほど放流しますが、その中で8万尾から9万尾近く、確かに冷水病とかそれから温度管理等々で先程言いましたように死病が発生しております。ただ、これにつきましては管理した当時よりも原因等を追求しまして毎年改善してきているということで私の方では理解しているところであります。育病につきま

しては管理を含めまして県からも技術指導頂いていると理解しておりますが、そういったことで県と漁協さんで常に技術向上、管理の為の研修等々して頂いて、そしてきちんとした死病の少ないような生産に向けて頂けるように漁協さんをお願いしたいと思っておりますし、またこれからもそういうことで私達指導できる分野につきましては県の力を借りながら進めていきたいと考えているところであります。

3番： 今までも行政側としては指導、助言は確かにしていると思うのですが、管理棟から含めまして井戸が6本6号まであります。そうした姿の中で今までも町がいろんな起債をしながら補助をした訳ですが、せつかく井戸を掘っても何年後にはまた新しい井戸を掘らなくてはいけないとか、色々な姿が出てくると思うのです。そういう姿も町の財政にとっては大変な事業ではないかと私なりに感じている次第です。そういう姿が体質強化をしなければ、結局はおんぶにだっことなるような、町にお願いをすればいつでもできるんだという安心な考え方をされてもまだ困るのではないかと思うのです。これを実際に町からの出費も少なく安全な管理面においてその辺を指導しながらより良い付加施設、或いは中間飼育施設を進めなければならないと思う訳です。そういう姿を今後ともどういうふうにして耐用年数を増やすのか。或いはこの間も一つ出たのですが、屋根が少しおかしくてその補助をしなければそれができない。前回の分はあまり額面はあまり大きくなかったのですが、そういう姿の中で剰余金がありながらも町で支援する。あゆ温泉と違った姿だということは前回も話はなりましたが、そういう姿を今後の体制づくりをどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

振興課長： 今大場議員から言われたとおりであります。基本的には前回の修繕費、井戸掘削につきましても、剰余金がある中で漁協さんでやって頂く分につきましてはきちんとその収益の中から出して頂くということで、実は今回も町の施設であります。2分の1は漁協さんから出して頂いたということで、従って条例の中につきましても舟形振興公社とは違う負担区分ということで明記しているところがございます。それから基本的には施設管理につきましては長寿命化、先程申し上げました持病、育病の技術向上、それに伴いますいろんな情報交換ということで、今、大場議員が言われたような体制、全体的な体制も含めて今後とも十分に連携を保ちながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

3番： 今後とも指導体制の充実というものをしながら、鮎の中間飼育というものを本当に成功させて舟形町が素晴らしいというイメージをたてるように今後とも努力が必要かと思えます。議案の中に今後の若あゆ温泉の補助金の問題も出ると思うのですが、ただ、町民の目から見ると鮎を250円にして町民の皆さん或いは県内からくるお客さんの為に何とか補助金まで出してするという話に我々は反対だという相当の町民がおります。どうしてそこまでして若あゆ温泉に補助金を出さなくてはいけないのか。それが話を聞くところによりますとこれは誰の補助というのではなくて、話の内容によって小国川漁協さんにだけそれを渡すべきだという話になって前回はしたという話を聞いております。その辺の姿も町の体制作りとして、小国川漁協にだけそうしなければいけないのかと疑問な点がございます。そういう姿を今後とも鮎まつりには確かに一大事業ですので、これは当然補助は補助としての別個の姿だと思いますが、町民の考え方も頭の隅におきながらこれが妥当かという姿も私なりに不思議でならないという点もあります。その辺の姿も含めまして町長からでも答弁をお願いしたいと思います。

町長： 鮎関係であります。皆さんもご承知の通りに舟形町は若あゆというキャッチフレーズもある訳ですので、昨年からは鮎の供給を250円にした狙いというのが全国各地或いは町民も交えて舟形町のPRというものを兼ねまして、と同時に鮎という自然の恵みに感謝してもらおう。そしてこの2日間というものは、低廉な価格でどなたにも250円で供給するということから観光客の誘客というものも当然狙いはある訳ですので、鮎の中間飼育につきましても町が建設した施設である。この裏には若あゆを全国的に観光の面で発信していくという大きな狙いはある訳でありますので、それが指定管理というものを小国川漁協さんをお願いしているということでありまして、250円ということで今小国川漁協さんも試行錯誤の中でこれまでは土地改良区でやってまいりましたが、一昨年からは小国川漁協さん、失敗もありましたし、成功もありましたし、まだ技術的な面というものはまだまだという感じもしない訳でもありません。そういう意味で組合長さんにも先程技術というものありましたが、技術を練磨するような若い職員も何とか確保できないかという面もお話しした経緯もありますので、その辺は先程稚鮎の育成というのがありましたので、その辺もこれから漁協さんとの私は施設の管理者という立場で、若あゆをPRしていくという立場がありますのでこれからは漁協さんと連携をしながら努めてまいりたいと思えます。それから若鮎まつりにつきましては先般若鮎まつり実行委員会開催しまして23年度も250円という供給で行いましょうと確認をして

おりますので、色々別の考え方もあると大場議員も言っておりますが、その辺も念頭に置きながら一つこの若あゆまつりをまず去年以上に繁盛になるように実行委員会としても鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますので一つ宜しくお願い申し上げます。

1番： 指定管理者ということでこの施設を小国川漁協さんに管理して頂くということで、稚鮎関係については200万円超の利益が上がっているという報告がございました。町側からすると管理してもらっているというメリットはある。ただ、課題は残っているという大場議員さんの指摘もございますが、メリットが上がっている。逆の立場からすると、小国川漁協さんでもこの施設を管理していることによるメリットが考えられるのではないかと。その観点からすると、今回のこの施設を利用することによって得ているものの大きさからすると言葉が悪いかもしれませんが町に対するキックバックというか、そういうもの、制度は団体が違うのですが、温泉であれば振興公社から町へお金が入ってきます。管理してるからそれでトントンという考え方もあると思っておりますがその点について1点。

2点目は先程町長からの観光発信という意味で鮎が自然の恵みであるというご答弁がありました。その意味からすると私は施設は町の施設であります、管理している漁協としても鮎の素晴らしさ良さについてPR発信する義務があるのではないかと。そのことについて若干見えない、伝わってこないということを感じますので、その2点お願いしたいと思います。

振興課長： 最初に余剰金もしくは収益のキックバックという話ですが、基本的に締結の中には条項はございます。ただ、その経費が従来ですと維持管理それから部分的な修繕に充てられていたということで、先程申し上げましたように例えば今回屋根部分が壊れたとか破損したというところに従来充当してきておりましたので、実質的な町への納付もしくはキックバックという形では今までやってきてなかったところでもあります。

もう一つPR関係であります、舟形町の一番見られているホームページが実は舟形町のホームページではなくて、漁協さんのホームページとなっております。川の状況とか鮎の生育状況とか放流状況とか、そういったものが非常に見られておりますので、全国的にもまた東北管内にありまして非常に重要視されている河川でありますし、漁協さんの取り組みなのかと思っております。ちなみにライブカメラが舟形町であります、あれも結構川を見るという点では利用されておりますが、基本的には鮎等の釣り客から非常に多く見られているといった状況でございます。

1番： 1点目についてですが修繕費に充てられているということで理解しています。ただ、それが見えやすいような形で整理するということは必要かということが、そこで補給されているので町としては良いでしょうという事にはならないのではないかとということで、そこはしっかり整理して一般質問では基金等という話もさせて頂きましたが、何か見える形で整理する必要があるかと思っております。

2点目ですが、ホームページの活用ということでお話がございました。もちろんそれは今の時代ですから大事なことだと思います。合わせて最近今はちょっと見なくなりましたが、自治体のテレビのCMが飯豊町さんとかがございます。自治体としてできない部分を補うという事では、テレビのCM等でも鮎のイメージということで、今はちょっと悪いイメージの方になりがちですので、そういう意味では良いイメージを作るという方策もあるかと、そういう話し合いとかはございませんか。

振興課長： 先程も剰余金等につきましては今ご指摘のようにこれを機会に不明確ではないのですが、よりわかりやすい状況にしていきたいと思っております。それから鮎をイメージしたCMという事でありますが、以前CM大賞の中で数年鮎にこだわってPRをさせて頂いたことがあります。その中で賞に1度入ったという記憶がありますが、できる限りお金をかけないで、なおかつそういう番組を活用しながらしていくことも大事だと思いますが、直に太公望と言いますか、釣り客にダイレクトに提供できるような仕組みが今のところ小国川漁協さんにとっては良いのかということで、すなわちホームページなりアクセスして頂ける方々に対してPRをしていくということが、誘客さらに広げていくことになるのかと思っております。残念ながら小国川漁協さんの方ではCM等、また町の方もまた新たな番組ということは現在は考えていないということで理解しております。

5番： 私からは施設についてお伺い致します。26頁行わせる施設の名称の中で井戸がNo.1からNo.6までありますが、私の記憶では漁業組合が町の補助をもらって自己資金で掘った井戸がまだ今もある。それは固定償却が終われば町に寄贈するという話を聞いております。鮎の中間施設は町の財産であります。町の施設であります。町の施設は修繕、維持管理は当然町が行う義務があると私は思っております。その中で

先日も質問致しましたが、中間施設の屋根が壊れて町と漁業組合さんが折半で修理するという話であります。実際町が施設の大家さんであるので大家さんは修理から維持管理、後他に申しますと屋根の雪下ろしから全部大家さんが持つというのが民法の規則であります。そういう中から申しますと前回中間施設の修理に関して折半で直したということは、その直したことに対して漁業組合も半分の権利があるということに私は解釈せざるを得ないのであります。そんな関係上私は漁業組合から指定管理者することによって利益も一銭も受けていないから、それは当然であろうという理屈もこれは利に立つような可能性もありますが、あくまでもそれは町の施設であって町が自己管理、維持、保障することによって、どこにでもこれは町の施設なんだという公的な根拠にもなるかと思っておりますので、その辺のお考えをお伺いします。

振興課長： この度の破損した部分の修繕についてのお話し、管理の在り方ということで考えておりますが、基本的には町の施設でございます。ただ、その管理、運営につきまして町で直接管理するのか、もしくは他の団体に委託するのかということで、私どもは管理を小国川漁協さんをお願いしております。その為ただお願いするという事ではなく、施設管理に関する協定を作りまして、その中でお互いが確認してきてます。管理して頂いています。その項目の中に確かに持ち主は私どもであります。今回は不可抗力に発生した費用の負担ということで、前回私の方で説明申し上げました経費の負担につきましては第24条の中で損害の状況の確認を行った上、甲と乙が協議してそれぞれの経費を負担するという事で条項に定めております。今回につきましては2分の1ということでさせて頂いておりますが、あくまでも持ち主が修繕するという考え方は持っていないということであります。その為の条項として今申し上げた内容で今回させて頂いたということであります。なお、今度は資産を持つこととなります。例えば160万円の半分補助すれば半分は漁協さんで持たなくてはならないということになりますので、漁協さんは資産を持つこととなります。これにつきましても今回前回の井戸と同様に減価償却が終わりましたらその時点で町に寄付して頂くということで考えておりまして、最終的にはその修繕した箇所につきましては町の施設として取得するという考え方で今進んでおります。ご理解頂きたいと思っております。

5番： 今漁業組合と町との協定書の中で、いろんな費用があれば協議するという項目が1項目あると申されましたが、私はその項目の運用は漁業組合の管理上の自己責任で、何らかの管理の不十分の為に施設が壊れたという場合に限り、その条項が適用するものと私は理解します。その中で今回の屋根の補修は建設されてから数10年たった経過の中で劣化による破損だと私は思います。また、それは自己責任のない天災に近い耐用年数の劣化による被害だと私は思います。その中で安易に協定書の中の案分して決めるということに対しては私は大きな疑問を抱きます。その辺を再答弁お願いします。

振興課長： あくまでも町が大家さんですから負担するという考えということで理解させて頂きたいと思っておりますが、基本的には不可抗力ということで確かに耐用年数だいぶ経ちまして屋根の部分が滑りにくくなっているということ。それと同時に屋根の部分、わきの部分につきましても今回の場合は雪下ろしができなかつた為破損したということで事故報告は受けております。従って私どもが貸している施設ということと、今回そこを除雪すれば果たして屋根の部分はしょうがないとしても、側面の部分は果たして被害にあったのかということも検討させて頂きました。そして、それはお互い管理させる方のさせ方、つまり屋根の部分を直すとか、それから管理する方が側面の雪を除雪するとか、そういったことがそれぞれ怠った部分があるのではないかとということで、基本的には今回の雪につきましては不可抗力によって破損したという判断で、先程申し上げました協定書に基づきましてお互い協議して半々ずつの負担ということにさせて頂いたという経緯でございます。

5番： だいたい理解をしつつあります。さっき言いました井戸の件は漁業組合との折半で町の補助を受けて井戸を掘った経過がある何号の井戸か忘れましたが、その償却が済んだのかどうか。それから、漁業組合と管理の面について、担当課とよく相談しながら、また監督を十二分にしながら維持管理に努めて頂きたい。なぜかと申しますと今回の屋根の破損はあまりの漁業組合の相談くるのが遅かったという話も聞いておりますが、もう少し早めに事業に差支えがないような修理ができたらいと思っておりますのでその辺をしながら井戸がどうなっているのか、お伺いします。

副町長： これまでも井戸の水が不足するなり、水の温度が冷たいということで数回井戸を掘った経過がある訳です。今現在、4本の井戸を使っていると理解しているのですが、まず場内に2本使っていると思っております。その他に町と共同で掘った井戸を2本、4本で育成していると思っております。これまでも先程の質問の中でも事故が多いとか、生存率が低いとか色々あった訳ですが、その一つの原因も井戸の温度が低い

めに死ぬ稚鮎が多いということもいえますし、そしてまた、数年前に鉄筋の塗装が湯気の雨だれで落ちてかなり稚鮎が死んだという事故もあったと思います。その辺も内水面なり、技術者の皆さんから原因というものを色々調査して頂きまして、そして対応して頂いているということでありまして、決して管理が不十分で生存率が悪いというのは私なりには理解していないと思っています。温度を上げるために井戸を数回掘っている訳ですが、あの井戸というのは30m前後の浅井戸ですのでなかなか温度が上がらないというのが事実であります。ただ、深く井戸を掘ると今度は量が少なくなるということで非常に井戸の適地というものには非常にこれまでも苦労しておりますし、その温度管理においても漁協の方々が非常に苦慮している一つの原因であります。その井戸の財産権であります。先程振興課長が申したように減価償却をすると漁協の方では利益が上がる。例えば200万円、今年度上がればこの度1,500万円工事したとすれば、それを3年間で減価償却するとすれば1年で50万円ずつ税金から控除できるという減価償却でありますので、そういう意味で漁協の方では減価償却させて頂いた方がありがたいということでこの度もそういうやり方で、町からは補助金として出す。そして漁協の事業として掘削する。そして減価償却終わった段階でその財産が町に贈与してもらおうというやり方で、これまで井戸についてもそういう経過のもとにしてきたということでもあります。過去の井戸については全て減価償却は終わっていると理解しておりますので、今回の減価償却は何年でするように話しているかわかりませんが、この度もそういうふうにしたいと思います。2分の1の補助金については色々今振興課長もおっしゃってましたように雪害の原因も確かにあったろうと思いますが、叶内5番議員さんおっしゃるように劣化も絶対理由としてはないというはいえないのかと、20年もたっておりますので、ナイロンのビニールシートも日焼けでかなり劣化も進んでいたのではないかと自分なりに思っておりますが、その辺は組合長と私が協議しまして組合長も快く2分の1出して頂ければ大変ありがたいとお互いの相談のもとに2分の1ずつ負担をするということで事業に着手したいと思っておりますのでご理解頂きたいと思っております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第17号を採決します。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第17号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第18号 舟形町農林漁業体験実習館及び附帯園地等並びに舟形町農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

町づくり課長： 議案書27頁になります。提案理由でございますが舟形町農林漁業体験実習館及び附帯園地等並びに舟形町農林漁業者トレーニングセンターの管理運営を特定非営利活動法人東北エコリサイクルネットワーク研究会に指定することにより、経営の健全化、地域の食材を生かした料理の提供、廃油活用による環境対策、誘客及び雇用の増が期待されるため提案するものである。それでは議案第18号を上程させて頂きます。舟形町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例第4条並びに舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を次のように指定する。平成23年3月3日提出 舟形町長。1 管理を行わせる公の施設の名称。舟形町農林漁業者体験実習館及び附帯園地等1式。舟形町農林漁業者トレーニングセンター1棟。2 指定管理者となる団体の名称。特定非営利活動法人東北エコリサイクルネットワーク研究会。3 指定の期間、平成23年7月1日から平成28年3月31日まで。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

1番： 先日全員協議会の中で東北エコリサイクルネットワーク研究会の活動状況についてのプレゼンを頂きました。活動内容について或いは今後の猿羽根山の活性化についてのプレゼントして素晴らしいと思いました。ただ、研究会の各イベントなり、全体の決算ももちろんなのですが、決算の状況が見えないと思いました。町で把握しているその状況がございましたらお聞かせ頂きたいと思っております。2点目ですが、3番の指定の期間が23年7月1日からとなっておりますが、その理由をお聞かせ頂きたいと思っております。

まちづくり課長： 第1点目の決算でございますが、決算の資料を頂いてないので基本的には私には入

っておりません。ただ、NPO法人でありまして資本金はございません。0円です。その中でNPOですので営利を求めないでそちらに出向いていく時にも基本的には自分達の経費でやっているとお聞きしております。基本的にはほとんど決算の数字は出てこないかと思えます。指定の期間でございますが、計画書をNPOから頂いている訳ですが、まず一つに収益活動をNPOですのでできないという事があります。その中で運営の仕方を今模索をしているのですが、基本的には今の雇用されている方を踏襲しながらも地域の方々を使ってやっていくということはそれはそれでやっていくのですが、NPOの資格認定に抵触をしないでやるというところで、今、NPOの認定が剥奪されないように運営をする必要があるということではなかなか難しいハードルもあるようでございます。

従いまして、まず現行の雇用体系を維持しながらもやれるところからやっていく。ディーゼル燃料とか、そういうところからやっていきまして、それからネットによるPR活動集客活動をやるということでございます。従いまして、その効果を考えた場合について、1年2年で経営的にうまくいく方向には体験実習館があまりにも大きな施設でありまして、今現在でも250万円以上の赤字が出ている訳ですので、それらをトントンに持っていくのはなかなかできないだろうということでございます。従いましてスパンを少し長く、5年間という中で物事を考えていく必要があるのではないかと考えております。そういった指定の仕方によってNPOも5年間のスパンの中でどういうふうに運営していくか。一つ一つやっていかなければならないという事もありまして、時間の余裕を与えたいということでございます。そういったことで今回は5年間指定をしたいと思えます。ただ、NPOの人達がこちらにきて運営するという形態ではないようですので、今こちらで働いている人を使いながらも運営方法の改善によって誘客を図るということでございますので、その辺の事がありまして先程の条例の提案については指定管理者に指定することができると思っております。そこでなかなかうまくいかない場合については指定管理を返上して頂くという事も考えていますので、そういったことも協定の中でもできるようにしていますので長い時間を与えて、もし、ちょっと町の意向とそぐわない状況になれば返上して頂く事も含めて5年と考えております。

1番： 1点目についてちょっと見えないところはNPO非営利ということはわかるのですが、各イベントなりそういう事業を行う時にかかっている経費と、そのことからの利益ということで、ゼロになっているということだと思えるのですが、かかっている分、あとそれを事業利益プラス何か補っているものという形でゼロという収支になると思うのですが、結果的にゼロということはわかるのですが、中身が分かっているのかという思いがあるので、資料がないということですのでそこは仕方ないと思えますが、把握しているところでわかるころがあればもう1回お願いしたいと思えます。

2点目については期間が長いということは理解しました。年度の初め4月1日からではなく7月からになっているので、その点ももう一度、いろんなことの調査で整合性についてかかるんだということで7月1日からかということか、或いはもう1点さらに言うと4月1日から町として利用できる。7月までの間をどういうふうにするのかということをお願いしたいと思えます。

まちづくり課長： NPOの決算については大変申し訳ありませんが後程資料をNPOから頂きたいと思っておりますが、前回1月のプレゼンの時にも今まで講師派遣とか、そういった実績をお示しをしているわけですがキャンドル作りとか、リサイクルのバックを作ったり、そういったことが主ですので、そんなに大きい収入はないのかと思うのですが、今議員さんが言われるように私の方も申請書の中に提出することになっていますので取りたいと思えます。そういうことでご理解をお願いしたいと思えます。

それから指定期間がどうして7月からかということでございますが、3月議会に上程をして3月にならないとはっきり議決をしないとあなたの方にお任せするということが伝えられない訳です。従いまして3月にそちらにやっても事前に準備はするものの4月1日からの開業はとって無理である。相手の方が準備に時間がかかるということでございますので、これが12月とか去年の9月の議決であれば時間的な準備はできるのですが、3月に議決した場合には7月からしか運営できないとNPOからこちらに連絡がありましたので7月からするということでございます。7月までは今の管理、運営で今の雇用者の中で今まで通りにやるということでございますので、先程の条例の方でも指定管理者に委託した場合には町長を指定管理者に呼び変えるとなっていますので、条例上も今の管理で何ら問題ないということで、今まで通り6月末までは運営すると考えております。7月までの間に契約、協定、それらを結んで7月1日から指定管理者に移行すると考えております。

1番： 1点目についてはそういう手順でということですか。なぜそういう心配かということをつけ足すと、

有名なミュージシャンさんのつながりがあるのでそういう方を招いてのとか、政府の方のという事がありましたので、その分の人件費、講師というか、そういうことの分が生じるので、そういうところのやりくりをどういうかたちでというところが心配されましたのでその質問させて頂きました。

2点目についてですが、ちょっと細かくて申し訳ありませんが、体験実習館を利用されている方も多い、期待されている方も多いと思うので質問しますが、予約の活動に入った時に4月から予約をする。宿泊については7月以降の予約なんですけどとなった時にトラブルが生じないのかというところがありましたので、その点もう1点だけお願いします。

まちづくり課長： 今NPOの方と打ち合わせをしていることは現行の条例で現行のままで基本的にやる。それに料理等を付加することによって体験学習を付加することによって利益を上げていこうとしておりますので、6月までの予約と7月以降の予約については何ら変更はございませんので、雇う予定の方も同じ人をそのまま継続雇用するとNPOの方でもいってますので特に問題はありません。

5番： 私は管理者制度に対しての委託料についてお伺い致します。22年度の当初予算ではトレーニングセンターに対して258万5千円ほどの予算措置となっております。21年度の決算を見ますと446万3千円の決算があって、その中で委託料関係が150万8千円、委託料の中身を見ますと除雪、警備、設備の点検、職員日直代、実習館の周辺の管理となっています。また、工事請負費が88万9千円、90万円ほどとなっておりますが、一番大きいのはこの中で委託管理費と需用費であります。そんな関係上、今回指定管理者制度をお任せしますと町の持ち出しが最低でも委託料の150万円ぐらひは町の経費の節約になるかと思ひます。今回管理者制度に委託料を支払って委託するのかどうか。それとも委託料無しでそこを全部管理して頂いて、中間施設の時も言いましたが、建物の補修と壊れた場合の維持修繕費は町で持つという形の委託契約を結ぶのかどうか、その辺をお伺いします。それからもう1点あそこには日本で初めて、世界で初めてと申しますか、雪冷房による空調施設その辺の雪冷房の維持管理と、それと雪を入れる経費がありますので、その辺の経費の分担はどうなっているのかお伺いします。

まちづくり課長： 基本的には経費等について今後両方で協議をしていくこととなりますが、町の考え方としては今の叶内議員さんが見られている決算書については現在雇用されている吉田さんの賃金が入っておりません。賃金というのは総務課で一括計上しておりますので、その辺のお金が入っておりませんので、それらを含めるとだいたい赤字が21年、22年関係で維持費関係にかかる赤字は250万円ぐらひになっております。従いましてそれを当初からNPOだからといってそのまま赤字をかぶって頂きたいと最初お願いしたのですが、それではとつてもやっていけないというお話であります。従いまして5年間のステップの中で少しずつ経費を町の貴重な財源を少なくできるようにしていくという事でお願いをします。当面は収入から経費を差し引いてほしい250万円となりますが、最初の年はそのぐらひの金額で委託契約をするとしております。その中に入るものは先程の維持管理経費、電気料、保守管理そういったものはみなそちらで契約を町からNPOに変更してもらって、電気料、水道料全て払ってもらおうと考えております。それから、雪冷房の入れ方とかそういったものについても当然それらを含めての契約にしたいと考えております。細かい維持管理、先程の漁協の話もありますが、町で施設を維持する為に必要なものについては当然町がしなければならないと考えております。ただ、消耗品的なところで使用によって消耗していく部分については軽微なところについてはNPOの負担をお願いしていくしかないのかと思ひます。この施設につきましては体験実習館も特にトレーニングセンターは赤字の施設でありまして、温泉と違ひまして黒字になるという施設では今まで運営できていませんので、そのお金をいかに少なく、町の財源を少なくするかとこのころに考え方を持っておりますので、最初は今年と同じような金額を保障しながら、2年目3年目の中でだんだん委託費を下げっていくというふうにより自助努力であげていってほしい。最終的にはプラスマイナスゼロ、利益を上げて頂きたいと考えているところです。

議長： 質疑の途中でありますので、午後2時まで休憩を致します。(11:57)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(2:00)

5番： 指定管理者制度というものは町の行政経費の削減の一環として行う制度であると私は理解をしております。まちづくり課長より質疑ありました農業体験実習館の維持管理費が前年度同様約50万円近くかかるという話でございましたが、本来ならば指定管理者制度を利用することによって少しでも経費節約して、委託料なり経費なり安くなるのが当然だと思ひます。ただ、今回NPOである関係上利益を追求する団体ではありませんので早急に団体の利益を生むというのは難しいということで5年間の長きに亘って管

理をお任せするという説明でありました。確かにその通りだと思いますが、指定管理者制度を使うことによって町のメリットがどれくらい見込まれるのか、その辺をお伺いします。

まちづくり課長： 1番の問題指定管理者に任せるメリットというのは本来であれば職員が管理をしているものについてNPOとそれから指定管理者に委託する場合について職員の削減とか、人件費の削減、そういったものが表面に表れてくる訳ですが、現在体験実習館は臨時の方を雇用して、主に臨時の方にお任せをしてやっているというところがございますので、職員の関わりの中の人件費的な部分というのはあまり出ないといえますか、そういうものになっております。そういったところについて一つご理解をお願いしたいと思います。

それからメリットであります。町職員の対応している管理の部分について全てNPOにやりますので、そういったこまごまとした町の管理が少なくなるといえます。それから、特に体験実習館でのいろいろな事業計画、誘客、お客さんを呼ぶというところについては数字的には積算はしておりませんが、かなり期待されるのではないかと思います。特にNPOというのは横のつながりが大きい訳でありますので、NPO絡みの人脈といえますか、そういう関係で誘客が図れると思います。特に仙台近郊のスポーツ施設の利用が抽選会になっているということをお聞きしまして、体験実習館に泊まって頂いて、温泉のテニスコート、それから県民ゴルフ場、下の多目的グラウンドのサッカー場とか、そういったところの事業展開ができると思います。そういった誘客についてかなりの期待ができると思います。それから料理関係ですが、前にもプレゼンの時にもお話をしましたが、パレスグランデールの総料理長さんの指揮のもとにいろいろな料理の提供を考えております。そういった料理を今度は出す上で地域の食材を、地域から求める事ができますし、それを作って頂く方々の常時雇用ができればよろしいのですが、料理を提供する方々の雇用が創出されると思います。そういったことが期待できますし、いろいろな炭焼とかバイオディーゼル燃料とか、そういったNPOさんが今までやられているような活動を体験実習館でやることによって、舟形町に来られる方もたくさんいると思いますし、PRの面でも相当期待ができると考えております。

5番： 他町村でも指定管理者制度を使うことによって委託費を事業費の何割かを負担してやっております。確かに今課長がおっしゃられた通り、目に見えた利益はメリットはすぐ出ないと思いますが、私も舟形町体験実習館のNPO活動を通じて舟形町の良さをPRし、また舟形町の観光の情報の発信基地として大いに活用していったならば、目に見えないPR効果、宣伝効果ということで大きな目に見えないメリットが町にもたらすのではないかと。大いにNPOの活動に大きな期待と夢と町の将来活性化の為の大きな希望を抱いておりますので、その辺の町との話し合い、問題の供用を図りながら町の振興に活かしていくような施策がありましたらお知らせをお願いしたいと思います。

まちづくり課長： NPOとの今後の話し合いによりますが、今まで話し合っている計画についてはまずこの間のプレゼンでもあったように、バイオディーゼル燃料を地域内から油を捨てるのではなく、それらを活用した環境の推進の町、そういったものに寄与できるのではないかとというのが一つありますが、そういったこととか、あとはいろいろな体験学習、炭焼、自然体験学習とか、そういったものを考えています。NPOもいきなり人を一人配置して、人件費を出してするというところについてはなかなか難しいので、少しずつ軌道に乗せながらやっていくという考えのようでございます。一つ一つ成功をさせながら前に進んでいくということで、町としましてはこれらになるべく早く目的が達成できるようにお願いをしながら、期待をしながら、希望を持って対応してまいりたいと思っております。

3番： 今説明をお聞きしましてほしいの話はわかりましたが、ただNPO法人を指定するに当たって、これは町として任せるのは結構ですが、今250万円の維持管理費がかかるという姿の中で、5年間のうちで毎年少なく経費がかかるような姿でだんだん削減していきたいという話がありましたが、前にもお話を聞きますと冬期間も除雪体系をお願いしたいという話があったと思います。そうすると今年度は冬が終わったのですが、来年度からはそれなりの経費がかかるのではないかと見込まれる訳です。今までは猿羽根山の方は冬期間は閉鎖して、冬は利用していない姿だったと思います。それが冬を通して経費がかかると思いますが、その辺はどうお考えになっているのですか。

まちづくり課長： NPOから冬期間の利用も考えたいというお話をしているところではありますが、そこまでの交通網の整備とか色々ありまして、いきなり初年度から難しいだろうということで考えているようではありますが、ネットで配信をしてそれなりに体験実習館の活用が図られる見込みになれば冬期間も当然開業をする訳ではありますが、そこら辺については利用の具合の度数と大場議員が言いました除雪経費な

り、そういったもの等を総合的に勘案して町としてある程度支出をしてもそれなりに効果があって、雇用が図られたりPRができたり、そういったことが図られるということになれば、それらに経費を加えてもメリットがあると判断した場合についてはしていかなければならないのかと思います。そこら辺については当面6月の予算の組み替えをする訳ですが、基本的には今までの分の赤字をしますが、今まで以上の冬期間の開業、そういったことになればそれなりに議論をして整理をして、メリットがある場合についてはやっていくと考えたいと思っております。

3番： NPOからは冬期間もいろんな姿の中で頑張っていきたいという話があったと思うのです。ただ、そうした場合に町の資産として任せるならばあそこの路線を冬期間ずっと続けて除雪した場合の積算だけはしておくべきだろうと思うのです。NPO法人が冬期間の利用ができないという決定すれば別ですが、これから話し合いの場になって冬期間もしてもらいたいとなれば、行政側としても経費の算出が当然必要だと思うのです。経費がこれぐらいかかりますからということで、それでもNPO法人が冬期間も開設するということが経費の度合いによってくるのではないのかと思うのですが、これからいろんな姿を見ながら検討するのではなく、今からでも経費がどのくらいかかるんだと、一冬1日いくらとしてこれぐらいの除雪経費がかかりますというのは試算は当然するべきではないか。その辺はまだ把握していませんか。

まちづくり課長： 除雪経費であります。除雪については通年ベースでは60万円ぐらいかかるのではないかと積算はしております。というのは除雪の前町道ですのでその単価を1時間いくらで委託しますので、除雪機械の時間を図るものがありますので、それを見ますと年間60万円程度と思っております。それ以外の冬期間の経費についてはあとは施設の運営経費の中になるのかと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第18号を採決します。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第18号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長： それでは議案書28頁をお開き願いたいと思います。議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について。提案の理由であります。国県経済が低迷している中、町にあっても、なおも財源確保が極めて難しい状況に鑑み、町長、副町長及び教育長の給与について22年度に引き続き減額する為提案するものであります。町長等の給与の特例に関する条例。これ二重になっておりますので読み上げたいと思います。最初に町長、副町長の給与の特例第1条 町長、副町長の給料の額は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの特例期間にかかるものに限り、舟形町特別職の職員の給与に関する条例特別給与条例と第3条の規定に関わらず、その者に係る特別職給与条例別表第1に掲げる給料月額から、町長にあたっては当該額に100分の30、副町長にあつては当該額に100分の15をそれぞれ乗じて得た額、その額に1,000円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、手当の額の計算の基礎となる給料の額は同表に掲げる額とする。

教育長の給与の特例 第2条 教育長の給料の額は特例期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日に係るものに限り、舟形町教育長の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定に規定する給料の額にかかわらず、同項に規定する月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の計算の基礎となる給料の額は同項の規定する額とする。附則としまして施行期日第1項この条例は平成23年4月1日から施行する。この条例の執行第2項この条例は平成24年3月31日に限りその効力を失う。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

1番： 舟形町心の世紀行財政改革推進委員会の建議書の中に、特別職及び一般職の給与関係について最後のところに、報酬審議会の開催をとという事が後方に出ております。今回の条例の制定についてもその件に係るところだと思っておりますので、報酬審議会を経てこういう形にとということがその点について説明をお

願いたいと思います。

総務課長： 報酬審議会は町の行財政改革推進委員会から建議書の中で提案されておりますが、町でも報酬審議会を開催すべき予算等を取っている訳であります。当然関連はしますが、これは4月から既に入る訳でありますので、町長、副町長、特別職の意思を尊重しまして、先程提案理由を申し上げましたが、また最上管内の各条例等を参考にしながら昨年と同じような形で自主的に削減の提案をさせて頂いたものであります。

1番： 毎年同じような指摘をしている訳なので、議会で提案ってから1年が過ぎてまた提案というその間に建議書にあるように報酬審議会の開催ができたのではないかという思いもあるのですが、その開催についてなぜ開催ができないのかというところをお願いしたいと思います。

総務課長： これまで8年ぐらいに亘りまして舟形町報酬審議会開催されていない訳ですが、もし報酬審議会を開催しますと、特別職以外につきましても全て各委員会の議員の皆さんも含めまして、全てが対象になってきますし、例えば舟形町だけが特別に他市町村に比べて高いとか突出しているとか、特別な事情がありましたら、委員会で検討するのもやぶさかではないと思いますが、今回の最上管内の特別職の給与等の削減に見ましても最上管内同じように20%から30%自主的に首長さん方が、本則ではございませんが、特例の条例ということで1年1年の経過措置がございますが、自主的に削減をされている訳でありますのでそれはそれとして尊重していかなければならないと思いますし、また行政改革推進委員会からも見直し案も出されておりますので、一度最上管内の状況、毎年町の総務課でもデータ全部手元にございます。そんなにも町が高いというのはどれをとってもございませぬが、1回他町村との比較をしながら町の有識者の皆さんにも入って頂いて、適正かどうかも含めて新年度で開催したいということでの予算も一部計上させて頂いておりますので、その中で議論はさせて頂く事もやぶさかではないのかと考えております。

1番： 8年間していないという事が正常か。或いはもう1点としては最上管内でそういう事が他にやっているのを右倣えで良いのかという議論についても難しいところがあると思います。課題を明らかにする為にも新年度開催する予定とありましたが、議論はしっかりしてということで報酬が下がれば良いのだという直結した考え方ではなくてという思いもございませぬ。開催するという方向ではあるようですが、毎回そういう質疑をしている訳ですので、もう一度そういうことをしっかり審議会を開いて検討するというところの答弁をお願いしたいと思います。

総務課長： これまでの経過がありますので、新年度きちんと開催させて頂くようにしていきたいと思っております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無いものと認め、これを持って質疑を終結致します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これより議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第19号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第23号 平成23年度舟形町介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計議案を一括上程します。まちづくり課内主幹朗読願います。

まちづくり課長： 予算書の2頁からお願いします。平成23年度舟形町一般会計予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ36億2,000万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の

方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定める。第5条 地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次の通りと定める。第2項 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年3月3日提出 舟形町長。

144頁です。平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億8,100万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。第3条 地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次の通りと定める。第2項 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年3月3日提出 舟形町長。

178頁です。平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,400万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成23年3月3日提出 舟形町長。

192頁です。平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億7,000万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次の通りと定める。第2項 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年3月3日提出 舟形町長。

231頁です。平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,000万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。平成23年3月3日提出 舟形町長。

259頁です。平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,740万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。平成23年3月3日提出 舟形町長。

283頁です。平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,000万円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。平成23年3月3日提出 舟形町長。以上です。

議長： 只今上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りします。議案第20号から議案第26号まで7議案を審査するため、9名の委員を持って構成する予算審査特別委員会を設置して審査する方法でいかがでしょうか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認め9名の委員を持って構成する予算審査特別委員会を設置して審査することに決定致しました。

次に委員の選任についてお諮り致します。只今設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番沼沢正則君、2番加藤憲彦君、3番大場清之君、4番野尻益夫君、5番叶内富夫君、6番叶内太一君、7番森晃君、8番佐藤勝君、9番八鍬太君、以上9名の方を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

只今指名した9名の方を予算審査特別委員会委員に選任することに決定致しました。続きまして予算審

査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮り致します。

2番： 予算審査特別委員会委員長に八鍬太委員、副委員長に叶内太一委員をご推薦申し上げます。

議長： 只今2番委員より委員長に八鍬太委員、副委員長に叶内太一委員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、委員長に八鍬太委員、副委員長に叶内太一委員が決定致しました。これより予算審査特別委員会に入りますので本会議を10日まで休会致します。ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、本会議を10日まで休会致します。それでは3時まで休憩します。(2:37)

平成23年 3月10日 (木)
平成23年第 1 回定例会第 8 日目
午後 1 時00分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から 8 日目の議会定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第 1

議長： 日程第 1 議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第23号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上、7 議案について議題と致します。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。

予算審査特別委員長： 平成23年 3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。予算審査特別委員長 八鍬太。予算審査特別委員会審査報告。平成23年 3月 3日召集の 3月定例会において、3月 7日付託されました議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第23号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上、7 議案につきまして本委員会は 3月 7日より 3月 9日までの 3日間、慎重に審査した結果、原案の通り可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告致します。以上です。

議長： それでは只今の予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め討論を終わります。これより採決に入ります。お諮りします。議案第20号から議案第26号まで 7 議案に対して一括して原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第20号から議案第26号まで 7 議案は原案の通り可決されました。

日程第 2

議長： 日程第 2 議案第27号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任を議題と致します。朗読説明をお願いします。

町長： それでは議案書の29頁の方をお願いします。議案第27号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を舟形町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第 3 項の規定により、同意を求める。平成23年 3月 3日提出 舟形町長。

氏名と致しまして、押切公直。住所、舟形町長者原304番地。生年月日、昭和24年 5月 5日生まれの61歳であります。提案理由と致しまして、固定資産評価審査委員会委員押切公直氏は平成23年 4月14日に任期が満了となるため、引き続き同人を固定資産評価審査委員会委員に選任するために提案するものである。押切さんは、平成17年の 4月15日から就任している方でありまして、今現在 2 期目の 6年であります。加えて、押切さんは平成22年 8月 3日から固定資産評価審査委員会の委員長に就任をしております。皆さんもご承知の通りに、押切さんは何事にも前向きな方でありまして、清廉恪勤高潔な方でありますので、引き続き押切さんを委員に選任するため、ご提案申し上げますので、一つ宜しくご同意お願いしたいと思います。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。討論を省略し、これより採決する事にします。お諮りします。議案第27号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議

案第27号は原案の通り可決致しました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第28号 舟形町人権擁護委員の推薦を議題とします。朗読説明をお願いします。

町長： それでは議案書の30頁をお願いします。議案第28号 舟形町人権擁護委員の推薦について。次の者を舟形町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同意を求めらる。平成23年3月3日提出 舟形町長。

氏名、伊藤優美子。住所、舟形町長沢983番地2。生年月日、昭和25年7月4日。60歳の方であります。提案理由 本町の区域内におかれている人権擁護委員が平成23年6月30日付にて満了となるため、標記法律に基づきまして山形地方法務局より候補者の推薦依頼があったので提案するものである。伊藤優美子さんであります。平成20年7月1日から就任している方でありまして、今現在1期目であります。伊藤さんは民生児童委員も現在4期目になりますが、伊藤さんは清廉謹直な方でありまして、高潔な方であり引き続き最適者として是非山形地方法務局に推薦を申し上げたいということでありまして、ご提案申し上げますので、一つ宜しくお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結します。討論を省略し、これより採決する事にします。お諮りします。議案第28号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第28号は原案の通り可決致しました。

日程第4

議長： 日程第4 委員会付託の審査報告を議題と致します。初めに請願第1号 脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等）の医療に関する意見書を求める請願について、野尻文教民生常任委員長より報告をお願いします。

文教民生常任委員長： 平成23年3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長野尻益夫。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので、会議規則第93条の規定により報告致します。受理番号 請願第1号 付託年月日、平成23年1月12日。件名、脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等）の医療に関する請願書。審査の結果、採択と決定しましたので宜しくをお願いします。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから請願第1号を採決します。請願第1号を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって請願第1号は採択する事に決定致しました。

議長： 次に陳情第1号 2011年度「山形県住宅リフォーム助成制度」に関し使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める陳情について叶内総務振興常任委員長報告をお願いします。

総務振興常任委員長： 平成23年3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長叶内富夫。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次の通り決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。受理番号 陳情第1号 付託年月日、平成23年2月23日。件名、2011年度「山形県住宅リフォーム助成制度」に関し使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める陳情。審査結果、不採択。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから陳情第1号を採決します。陳情第1号を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって陳情第1号は不採択する事に決定致しました。

日程第5

議長： 日程第5 閉会中の所管事務調査報告を議題と致します。始めに叶内議会運営委員長より報告

を求めます。

議会運営委員長： 平成23年3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。議会運営委員会委員長 叶内太一。所管事務調査報告書。議会運営委員会の所管事務調査の結果について、下記の通りでしたので、報告致します。記 平成23年2月2日、議会運営委員会の所管事務調査の一貫で、議会活性化について千葉県長生村議会の視察研修を行った。

1 長生村の概要 長生村は千葉県の房総半島九十九里浜に面し、東京から60km、千葉市から約30kmの距離にあり、太平洋の黒潮による影響を受け年間を通して温暖な気候である。人口は、平成21年4月1日現在14,974人となっている。産業は、温暖な気候と平坦な地形を活用して稲作や野菜栽培、酪農など九十九里浜での沿岸漁業や、最近工業団地が開設された事により、工業生産が飛躍的に伸びている。近年、都市計画制度を導入し、計画的な市街地の誘導を図り、調和のとれた活力のあるまちづくりを進めている。

2 議会基本条例について 制定に至るまでの取り組み。議会の果たすべき役割を議員自ら再認識してもらう事。議会の存在意識を執行機関と住民に理解して頂くため、議会改革に着手した。その柱として、議会基本条例の制定と通年議会の導入をした。住民への説明は条例を制定した後に、民意を伺う議会報告会を開催した。②条例制定後について。通年議会と基本条例をセットで一体して取り入れた。議会の民意反映、行政監視、政策立案の機能の一部として通年議会、一問一答方式を取り入れた。その結果、活用の仕方次第で、論点の整理や最終結論まで答弁が可能になった。説明責任を果たす事で、議会報告会を開催する事になった。通年議会について。実施に至るまでの取り組み。全国の実施状況を情報収集し、状況把握を行った。特に先進事例は宮城県蔵王町を研修視察、また北海道白老町議会、福島町議会。実施状況、神奈川県会生町の施行分析を行い、イメージ作りに努めた。②実施後の状況。一問一答方式の採用で質問者が納得できるまで論議を深める事ができるようになった。議会の開会にあたり首長の主導で行われていた議会が通年議会の採用で、主体的な議会運営が図られるようになった。政策提言できる環境を整備するため、住民との意見交換を通じ、開かれた議会を目指し議会改革を積極的に推進している。以上です。

議長： 只今の議会運営委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。ありませんか。

(異議無しの声)

無いものと認め質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから閉会中の議会運営委員会の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

次に、叶内総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長： 平成23年3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記の通りでしたので、報告致します。記 1月19日の豪雪対策本部設置を受け、町内の豪雪による被害状況とその対応について、2月8日に所管事務調査を行いました。

初めに、町内4小学校の積雪量の説明があり、2月2日には3つの小学校で2mを超える積雪でしたが、現在はそれより60cm程減少しているとの事でした。次に豪雪による被害状況等について総務課長より説明がありました。町内の被害は6件で、新庄・最上地区の状況、豪雪対策本部の取り組みについても報告がありました。次に、振興課長より2月8日現在、振興課農政班に報告があった6件の被害状況の説明がありました。パイプハウスの被害が主でありました。道路の状況に関しては40件程の苦情があり、その内12件が県道に対してということでした。降雪量が多かったため、積雪場所が一杯で対応が間に合わなかった事もありましたが、最善を尽くして事にあたりましたとの話を聞きました。

また、除雪予算が残り少なくなったため、専決処分をして対応したいという報告がありました。現在、融雪剤に対して補助する事を早々に発表し、実施したいと考えているが、その他については県や近隣町村の動向を見て対応したいとの説明を受けました。説明を受けた後、道路状況の除雪の状況、除雪場の状況、ハウスや枝折れ等の豪雪被害の状況を現地調査致しました。町道長沢・中通り線の除雪状況、町道内山・長尾線、中の山のハウスの除雪作業、沖の原の雨よけハウス、樹園地の除雪状況、町道富田・中通り線の除雪状況、太折の雨よけハウスの順で回りました。現地調査後の会議では以下の課題について話し合いがなされました。雪に埋もれているハウスが多く、融雪時に引っ張られて曲がる事が心配されるので、防災

無線等で広報する事が必要である。補助するのであれば不公平感が出ないようにすべきである。除雪・雪下ろしなどに従事する方の労働状況や、依頼が集中した時の対応などの課題と対策。融雪剤やパイプハウスの不足の対応について農協との話し合いが必要である。町道の雪崩、落雪などの危険に対する広報。空き家対策。

最後に、火災が無い事が何よりで南支署消防団の活動に感謝すると共に、これからも雪への的確かつ迅速な対応の精神を確認を致しました。

議長： 只今の総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。ありませんか。

(異議無しの声)

無いものと認め質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから総務振興常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

次に、野尻文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長： 平成23年3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長野尻益夫。所管事務調査報告書。閉会中に文教民生常任委員会所管事務調査を行いましたので、下記の通り報告致します。記 1月26日に町内全小・中学校視察し、各学校長、校長出張のため不在の学校では教頭から学校経営全般について説明を受けた。

調査の結果(1)各小学校では豊かに学び、今を輝く子供の育成、心技体、挑戦、学び、郷土愛を目指す学校、心を通わせ共に生きる子供の育成など、それぞれの学校の教育目標や目指す学校像を設定し、目標達成のために読書活動、二者面談、マラソン大会の年2回の開催など具体的な取り組みがなされていた。様々な行事や読み聞かせ、伝統的な遊びの継承、俳句の指導、地域の方の講話など、保護者や地域との連携の中で取り組まれていた。(2)中学校では生徒、保護者、地域の信頼が一番大切との方針で、全国的に問題行動が発生する中で、舟形中学校は問題行動が皆無であり、全体的に落ち着いた雰囲気です。学校運営がなされているとの事である。(3)小・中学校でも順調に学校経営がなされ学校予算について不足であるという要望は無かった。豪雪の中、学校職員一丸となって排雪などにあたっている。様々な課題はあるにせよ小・中学校とも順調に学校教育が展開されている。

課題(1)小学校では平成25年に小学校統合が予定されているが、地域の連携をどう進めていくか。

(2)中学校では生徒の気力、体力低下が目立つとの事である。(3)特別支援を必要とする生徒の不登校傾向を含め、課題を抱えている生徒が増えている。

今後のあり方(1)小学校の統合については、現在各学校が培ってきた地域連携を新統合小学校においても可能な限り継承できるように今後の準備委員会などにおいて検討されたい。(2)生徒の気力、体力の低下については遊び場、スクールバス通学など保育所、小学校、中学校との連携の中で、総合的に検討を進める必要がある。(3)今後共、特別支援を必要とする生徒は不登校傾向の生徒についての学級の開設やスクールカウンセラーの活用など取り組みを進められたい。以上です。

議長： 只今の文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いものと認めます。質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

日程第6

議長： 日程第6 舟形町議会舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会報告を議題と致します。八鍬委員長より報告を求めます。

活気あるまちづくり調査特別委員長： 平成23年3月10日舟形町議会議長 信夫正雄様。舟形町議会舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会委員長 八鍬太。

委員会報告書。人口増、定住促進を目指し、より一層の産業振興対策を。舟形町議会舟形町活気あるま

ちづくり調査特別委員会において、人口増加や定住促進を目指し、企業誘致、観光事業の積極的、具体的な施策や取り組みについて調査研究を重ねて参りました。県内外の自治体における企業誘致政策を始め、産業振興対策や環境事業等の視察研修、議会報告会を通じての住民との意見交換会、中学生議会の開催による若年層からの町への要望などを踏まえ、総合的な見知から町の現状と課題を捉え、将来に向けた活気あるまちづくりの方策を探って参りました。以上の結果、人口減少に歯止めをかけ、定住を促進するため、新たな企業の誘致や既存する企業、農業や観光産業の振興を図る対策をより一層進める事を要望し、今後の政策に十分反映されますように下記の通り提言します。

記 一つ、企業誘致対策費を拡大し、独自の制度の新設を検討する事。一つ、独自産業の具体化を図るため、公営企業等の設立、促進を目指す事。一つ、遊休施設（跡地）を積極的に活用し、交流人口の拡大を図る事。一つ、将来の空き家対策を早急に実施し、人口流出を防止する事。以上です。

議長： 只今の特別委員会報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

無いものと認め質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから舟形町議会舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会報告を採決します。特別委員会報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。賛成多数です。特別委員会報告は委員長報告の通り決定致しました。

議長： ここで午後2時まで文書作成配布のため休憩を致します。(13:42)

議長： それでは再開を致します。(13:59)

お諮りします。只今意見書提出、政策提言、条例設定の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

追加日程第1

議長： 追加日程第1 発議第1号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出を議題と致します。事務局朗読。

事務局： それでは朗読致します。発議第1号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について。上記議案に関し、別紙意見書（案）により関係機関に提出されたく、舟形町議会会議規則第13条第1項の規定により別紙の通り提出します。平成23年3月10日。提出者 舟形町議会議員 野尻益夫。賛成者 舟形町議会議員 大場清之、同上 佐藤勝、同上 叶内太一、同上 八鍬太。

脳脊髄液減少症の医療に関する意見書（案）趣旨 脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等）は専門医によって診断される病名は違いますが、いずれも脳脊髄液が漏れる事によって頭痛やめまい、悪寒、視力障害、耳鳴り、疲れやすいなど様々な症状が出現する病気です。髄液の漏れは日常生活での転倒や外傷でも起こりますが、交通事故やスポーツ外傷などが原因とされる事が近年注目されるようになりました。また、長年不登校となっていた児童生徒の中に慢性的な頭痛や倦怠感を抱えた脳脊髄液減少症の患者がいる事も分かり、心身の成長や学業に大きな支障を来す事から、文部科学省は2007年5月31日に学校関係者や保護者に対して、適切な対応を求める事務連絡を行っています。

しかし、厚生労働省は2010年4月に医療機関の診療報酬の請求において、低髄液圧症候群は検査のみの適用で、治療は保険適用外とする。文部科学省とは相反する事務連絡をしています。この厚生労働省の事務連絡によって、検査で判明した患者の治療費が病名により差別される事となっています。また、全国の病院において混合診療の問題が発生しており、医療機関は萎縮し、医師の裁量で行う患者のための治療が中止されています。医療機関が自主的に公表可能な治療環境を整備するため、診療報酬問題を解決されるよう保険制度を見直す事が求められています。現在、この病気に苦しむ患者と家族は、治療費、交通費、宿泊費等の経済的負担にも苦しみ、必要な治療が受けられないままの状態です。よって、国においては脳脊髄液圧減少症の医療に関して次の事を強く求めます。

記 1 生活保護世帯の医療費補助の患者も治療を受けられるように厚生労働省は2010年4月の事務連絡を撤回し、治療費の保険適用を認める事。2 文部科学省と厚生労働省は、国の研究班、山形大学の四

年生の研究成果と全国の臨床症例を検討し、現時点での学校管理下での児童生徒に対する適切な対応マニュアルを共同で作成し、全国の教育関係、国民に対して通知する事。3 医師の裁量に基づく治療環境の保険制度（混合診療）を見直し、ブラッドパッチ治療について一日も早く保険適用を行う事。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成23年3月10日舟形町議会議長。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様。

脳髄液減少症の医療に関する意見書（案）趣旨 中程までは同じです。中段のちょっと下から2段目の段落になります。また、全国の病院において混合診療の問題が発生しており、医療機関は萎縮し、医師の裁量で行う患者のための治療が中止されています。医療機関が自主的に公表可能な治療環境を整備するため、診療報酬問題を解決するよう保険制度を見直す事が求められています。現在、この病気に苦しむ患者と家族は、治療費、交通費、宿泊費等の経済的負担にも苦しみ、必要な治療が受けられないままの状態です。よって、県においては脳髄液圧減少症の医療に関して次の事を強く求めます。

記 1 県外に通院する事なく県内で診療や治療ができるように公表医療機関を増やす事。具体的には調査範囲を小児科の開業医も含めた県内の医療機関の再調査を実施し、県民に最新情報をホームページや広報で公表する事。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成23年3月10日山形県舟形町議会議長。山形県知事様。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから発議第1号について採決します。意見書を提出する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第1号は原案通り意見書を提出する事に決定しました。

追加日程第2

議長： 追加日程第2 発議第2号 政策提言の提出を議題と致します。提案者の朗読説明をお願いします。

9番： 発議第2号 政策提言の提出について。上記の議案を別紙の通り舟形町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。平成23年3月10日提案者 舟形町議会議員 八鍬太。賛成者 舟形町議会議員 叶内太一、同 叶内富夫、同 野尻益夫。舟形町議会議長 信夫正雄様。提案理由 当議会において活気あるまちづくりについて課題を調査した結果、町振興に資するため提案するものです。

政策提言（案）人口増、定住促進を目指し、より一層の産業振興対策を。舟形町議会舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会では人口増加や定住促進を目指し、雇用、企業誘致、観光事業の積極的、具体的な施策や取り組みについて調査研究を重ねて来た。県内外の自治体における企業誘致政策を始め、産業振興対策や環境事業等の視察研修、議会報告会を通じての住民との意見交換会、中学生議会の開催による若年層からの町への要望などを踏まえ、総合的な見知から町の現状と課題を捉え、将来に向けた活気あるまちづくりの方策を探って来た。以上の結果、人口減少に歯止めをかけ、定住を促進するため、新たな企業の誘致や既存する企業、農業や観光産業の振興を図る対策をより一層進める事を要望し、今後の政策に十分反映されるように下記の通り提言する。

記 一つ、企業誘致対策費を拡大し、独創的な制度の新設を検討する事。一つ、独自産業の具体化を図るため、公営企業等の設立、促進を目指す事。一つ、遊休施設（跡地）を積極的に活用し、交流人口の拡大を図る事。一つ、将来の空き家対策を早急に実施し、人口流出を防止する事。平成23年3月10日舟形町長 奥山知雄様。舟形町議会議長 信夫正雄。以上です。慎重審議の上、満場一致でご決議賜りますようお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから発議第2号を政策提言の提出について採決します。政策提言を提出する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第2号は原案通り政策提言を提出する事に決定

しました。

追加日程第3

議長： 追加日程第3 発議第3号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定を議題と致します。提案者朗読説明をお願いします。

6番： 発議第3号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について。上記の議案を別紙の通り地方自治法第112条及び舟形町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。平成23年3月10日提出者 舟形町議会議員 叶内太一。賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦、同上 叶内富夫、同上 野尻益夫。舟形町議会議長 信夫正雄様。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について。議会の議員の報酬の特例に関する条例を次のように制定する。議会の議員の報酬の特例に関する条例。議会の議員の報酬の特例 第1条 議会の議員の報酬は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限るものにより舟形町職別職の給与に関する条例（昭和48年7月条例第16号以下「特別職給与条例」という）第8条の規定に関わらずそのものにかかる特別職給与条例別表第3に掲げる報酬額から100分の10を乗じて得た額その額に1,000円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額を減じて得た額とする。但し、期末手当の額の計算の基礎となる報酬の月額と同表に掲げる額とする。

附則 施行期日 1 この条例は平成23年4月1日から施行する。この条例の執行 この条例は平成24年3月31日に限りその執行効力を失う。議会議員の報酬の特例に関する条例の廃止 3 議会の議員の報酬の特例に関する条例 平成14年3月条例第16号は廃止する。提案の理由 本案は町財政運営が厳しい状況を鑑み、住民の代表である我々議員も財源の確保の一助となるべく自発的に減額するための提案するものである。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから発議第3号議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について採決します。発議第3号に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第3号は原案通り可決しました。

日程第6

議長： 日程第6 議員派遣について議題と致します。事務局朗読。

事務局： 議員の派遣の件。平成23年3月10日次の通り議員を派遣する。1. 舟形中学校卒業式。目的 出席要請の為。派遣場所 舟形中学校。期間 平成23年3月16日。派遣議員 議員全員。2. 舟形町立各小学校卒業式。目的 出席要請の為。期間 平成23年3月18日。派遣場所及び派遣議員 長沢小学校 大場清之議員、野尻益夫議員、叶内富夫議員。舟形小学校 沼澤正則議員、八楯太議員、佐藤勝議員。富長小学校 叶内太一議員、森晃議員。堀内小学校 加藤憲彦議員。3. 舟形町立ほほえみ保育園卒園式。目的 出席要請の為。派遣場所 ほほえみ保育園。期間 平成23年3月25日。派遣議員 文教民生常任委員。4. 舟形町教職員辞令交付式。目的 出席要請の為。派遣場所 中央公民館。期間 平成23年4月1日。派遣議員 文教民生常任委員。次の頁、5. 舟形町立ほほえみ保育園入園式。目的 出席要請の為。派遣場所 ほほえみ保育園。期間 平成23年4月5日。派遣議員 文教民生常任委員。6. 舟形町立小学校入学式。目的 出席要請の為。期間 平成23年4月7日。派遣場所及び派遣議員 長沢小学校 大場清之議員、野尻益夫議員、叶内富夫議員。舟形小学校 沼澤正則議員、八楯太議員、佐藤勝議員。富長小学校 叶内太一議員、森晃議員。堀内小学校 加藤憲彦議員。8. 舟形中学校入学式。目的 出席要請の為。派遣場所 舟形中学校。派遣期間 平成23年4月8日。派遣議員 議員全員。以上です。

議長： 只今朗読した通り議員の派遣についてご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって議員派遣については原案の通り決定致しました。

議長： これを持ちまして、3月定例会に付された事件は全て審議終了致しました。町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長： それでは一言ご挨拶申し上げますが、その前に皆さんのお手元の方にお渡ししております3月3日に私の方から10件の行政報告申し上げましたけども、今日は改めて大変恐縮ですが、2件の行政報告を

追加させていただきますので、ご了解お願いしたいと思います。

それでは平成23年度舟形町議会第1回定例会における行政報告の追加について。3日は10件までありましたけども、2件について、11件目としまして、東北軌馬競技の舟形大会の中止についてであります。2月2日役場3階大会議室において東北軌馬競技舟形大会実行委員会が開催されました。当大会は24回を数える舟形町の一大イベントであり、開催当初は80頭もの軌馬の出場がありましたけども、近年はポニーレースを含めても30頭に満たない年もありまして、馬主の高齢化の問題或いは飼育頭数の減少、そしてまた舟形町内からの出場も無いなどの問題も最近あるようであります。

また、軌馬大会を支えて頂きました町内唯一の馬主である佐藤テツオ氏が平成20年6月にご逝去され、翌年の11月には宮城県の栗駒町の岩渕さんという方もご逝去されました。さらに大会運営を支えて頂きました一の関の町内会、或いは消防団、婦人会の方々などの人員獲得が非常に厳しいという意見も出されまして、さらにまた観光審議会においても新たなイベントなどへの展開も必要に視野に入れるべきであるという意見も頂いております、それらを総合的に勘案しまして、実行委員会としては22年度を以て、軌馬大会を中止とする事と致した所であります。

今後は櫻井先生の地域作り研修会を参考と致しまして、ワークショップ形式による話し合いを重ね、町民みんなで築き上げる新たな観光施策、或いは観光商品の開発、企業誘致などに力を傾注して参りたいと考えております。

2つ目の12番目であります、ウド山斎場の業務管理についてであります。ご承知の通りに舟形町と大蔵村で構成されております斎場運営委員会が平成22年11月15日に開催されまして、斎場管理者の募集を行う事となり、平成23年1月11日から28日まで募集を行って参りました。その結果、応募は3名ありまして、2月17日に舟形、大蔵両町村での面接を踏まえまして、その協議の結果、大蔵村清水の2561番地の三原マズミさんを採用する事になりましたので、ご報告申し上げておきたいと思っております。

それでは本議会の御礼のご挨拶申し上げたいと思っております。平成23年第1回の定例議会が3月3日から今日まで8日間に亘る長い日程の中で審議ありましたが、この中には平成22年度の一般会計並びに特別会計に関わる補正予算、さらには平成23年度の各会計の当初予算の審議、或いは条例改正、過疎計画等の変更、人事案件等の単行議案を含めて、29件の多くの案件につきまして、満場一致でご決議賜りまして、まず以て御礼申し上げたいと思っております。

さて、23年度は特に雇用対策、或いは新産地作りでの農業の振興、定住促進、子育て支援、さらに予防接種事業の拡大、福祉施設の増床、それから小学校統合関連事業等に重点を置いた予算編成でありましたが、さらに一般質問或いは議案、そして一般特別会計ということで、ご審議を賜る中でこれからの舟形町を見据えたご意見なり、ご提言があった訳であります、いずれにしましても今年度からスタートしました第6次の舟形町基本構想というものを中核にして行財政運営の基本原則を遵守して、町民のお力添えを頂きながら、基本計画或いは実施計画を具現化するため、これから全職員一丸となって最善の努力を傾注して参りたいと思っております。

尚、細部に亘ってのご質問、ご提言等については、課長等会議で精査、協議し、緩急性を加味して執行して参りたいと思っております。いずれに致しましても、本議会で議決頂きました一般会計で36億2千万円、特別会計で20億1,240万円、合計で56億3,240万円、加えて22年度から23年度への繰越事業予算が3億7,685万5千円、総計で60億925万5千円の総予算額で23年度がスタートする訳でありますけども、時代の変化というものに十分対応しながらも、しかも今求められている発想と創意工夫を持って、行政を運営していくという視点に立って、これからも取り組んで参りたいと思っておりますので、議員の皆さんには、更なるお力添えを賜りますように心からお願い申し上げたいと思っております。

また先程は議員の皆さんの発議によりまして、自発的に皆さんの議会議員の報酬の減額という崇高な議決を賜りまして、私の方からも心から厚く感謝と御礼を申し上げます。何と云っても、皆さんのそういう強い感覚、意志というもの、そして決議を踏まえまして、そういう減額予算、財源というもの、先程申し上げましたけども、子育て支援事業に展開、或いは取り組んで参りたいと思っておりますので、今後共一つお願い申し上げたいと思っております。

それから、私から申し上げるまでもありませんけども、今年は統一選挙の年であります。議会の皆さんの改選が近づいて参りましたが、これから何と云っても時代の大きく変化する中で、舟形町のまちづくりを皆さんに期待することは非常に大きなものがある訳であります。この事については、何と云っても

議会の皆さんがこれからも健康に十分留意されまして、再びこの議場で皆さんにお会いする事を心からご祈念申し上げたいと思います。

また、お聞きする所によりますと、今期限りでご勇退される議員さんもおられる訳でありますけれども、これまで長い間、町政万般に亘りまして、ご指導、ご提言、ご協力を賜りまして改めて皆さんに感謝と御礼申し上げたいと思います。ご勇退される議員の皆さんは今日が最後の議会になる訳でありますけれども、何と言っても惜別の情というものがこみ上げて参る訳であります。これからどうぞ健康に留意されまして、これまでの経験というもの思う存分発揮されまして、今後共町政万般に渡りまして、ご助言、ご指導賜りますように心からお願い申し上げたいと思います。以上を申し上げまして、3月定例議会における御礼を込めたご挨拶とさせていただきます。8日間本当にありがとうございました。

議長：心のこもりました御礼の挨拶がありました。ありがとうございます。以上を持ちまして、平成23年第1回舟形町定例会を閉会を致します。(14:28)

8日間に亘る長い審議ご苦労様でございました。